

児童虐待対応マニュアル 第5版

児童虐待 対応マニュアル

第5版

仙台市

仙台市

児童虐待
対応マニュアル



この冊子の作成には、令和5年度法務省人権啓発活動地方委託費を充てています。

も く じ

I 児童虐待についての基本的理解

1 児童虐待とは 1

- (1)児童虐待の捉え方
- (2)虐待の種類
- (3)児童虐待と法律の整備

【参考】 マルトリートメント

2 児童虐待の現状 7

- (1)虐待相談件数の推移
- (2)要保護児童台帳の作成
- (3)どのような時に発見されるか
- (4)対応の視点と難しさ
- (5)虐待を受けた子どもへの影響
- (6)児童虐待とDV (ドメスティック・バイオレンス)

3 なぜ虐待が起こるのか 10

II 虐待の発見から援助まで

1 発見から援助まで 11

- (1)虐待のサイン

【参考】 児童虐待を発見する上で
有用な身体医学的知識

- (2)初期対応のポイント
- (3)援助のポイント
- 緊急度・深刻度の判断指針
- (4)発見から援助までの流れ
- (5)協力体制と各機関の役割一覧

2 それぞれの立場での発見から援助まで... 23

- (1)保育所・地域型保育事業・幼稚園・
認定こども園 23
- (2)学校 27
- (3)児童館・児童センター 31
- (4)医療機関 34
- (5)精神保健福祉総合センター 38
(はあとぼーと仙台)

- (6)発達相談支援センター (アーチル) 41
 - (7)こども若者相談支援センター 44
 - (8)民生委員児童委員・主任児童委員 47
 - (9)NPO法人・民間団体等 50
 - (10)区役所・宮城総合支所 54
(子ども家庭応援センター)
 - (11)秋保総合支所 59
 - (12)児童相談所 62
- 【参考】 ヤングケアラー／子どもアドボカシー

III 虐待の再発防止と予防に向けて

- 1 関係機関相互のネットワークづくり 67
(仙台市要保護児童対策地域協議会)
- 2 虐待を受けた子どもへの援助 69
- 3 保護者への援助 69
- 4 特定妊婦への支援 70
- 5 予防と啓発 72
- (1)予防に向けた取り組み
- (2)啓発・研修

【資料編】 74

- 仙台市児童虐待通告票 (関係機関用) 75
- 要保護児童通告受付票 77
- 虐待通告受付票 79
- 関係機関業務内容 80
- 仙台市の子育て支援事業 83
- 相談窓口・関係機関等一覧 (仙台市内) 84
- 児童福祉法 (抄) 87
- 児童虐待の防止等に関する法律 (抄) 93

I

児童虐待についての基本的理解

1 児童虐待とは

(1) 児童虐待の捉え方

1962年、アメリカの小児科医C・ヘンリー・ケンブ博士は小児の身体に普通では見られない外傷が多数繰り返して見られることを「被虐待児症候群」(battered child syndrome: 殴られた子どもの症候群)という言葉で表しました。この言葉は社会で広く使われ、その後、ケンブ博士と共同研究者たちの研究は、児童虐待の問題に対して、多くの人々の意識を高めることとなりました。

医学的研究の貢献が高く評価される一方で、他の分野の専門家たちは、虐待の問題に対しては、医学的観点からのアプローチだけでは狭すぎるという考えを持つようになりました。すなわち、個々の親の人格や親と子どもの関わり方に焦点を当てるだけでなく、経済的な困窮や地域に援助してくれる人がいない等といった社会資源の乏しさなどの社会的要因にも注目しました。そして、様々な要因が親に重くのしかかり、虐待を引き起こしていると考えられるようになりました。これらのことから、現在は児童虐待とは多面的な問題であると捉えられています。

平成12年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、この法律で「児童虐待」は、*保護者が*児童(子ども)に対し、次の4つの行為をすることと定義されています。

- ①身体的虐待、 ②性的虐待、 ③保護の怠惰・拒否(ネグレクト)、 ④心理的虐待

*保護者=親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者。なお、親権者や未成年後見人ではなくとも、例えば、子どもの母親と内縁関係にある者も、子どもを現実に監護、保護している場合には保護者に該当する

*児童=18歳に満たない者

児童虐待について考える時に大切なことは、児童虐待は、保護者の考え方や意図で判断するのではなく、子どもの視点、子ども自身が苦痛を感じているかどうかといった視点から判断されるべきものであるということです。



保護者の意図とは無関係に、
子どもにとって有害な行為は虐待です。

(2) 虐待の種類

◆身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること

生命の危険や健康を損なう身体的暴力のことをいいます。

- 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷
- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる、冬戸外にしめだす など

◆性的虐待

児童にわいせつな行為をすること

又は児童をしてわいせつな行為をさせること

子どもに対して性的行動をしかけることをいいます。

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆
- 性器や性交を見せる、性器を触る又は触らせる、わいせつ写真の被写体にする など

◆保護の怠惰・拒否（ネグレクト）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、

保護者以外の者による児童虐待と同様の行為の放置

その他の保護者としての監護を著しく怠けること

保護の怠慢や拒否により子どもの健康状態や安全を損なう行為をいいます。

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っている
 - 家に閉じこめる（子どもの意思に反して学校等に登校させない）
 - 病気になっても病院に連れて行かない
 - 乳幼児を家に残したまま度々外出する
 - 乳幼児を車の中に放置する など
- 子どもにとって必要な情緒的欲求にこたえていない（愛情遮断など）
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢
 - 適切な食事を与えない
 - 下着など長期間ひどく不潔なままにする
 - 極端に不潔な環境の中で生活をさせる など
- 子どもを遺棄する
- 同居人が虐待行為を行っていても放置する など

◇心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、

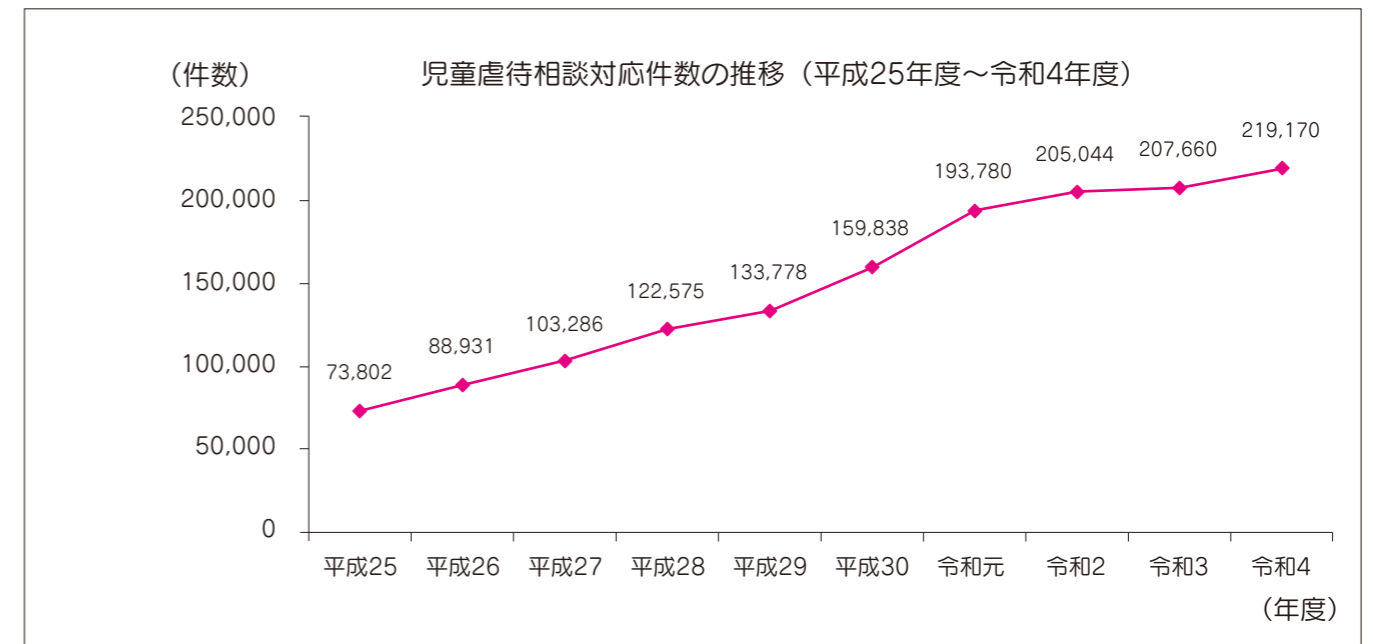
児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力

その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

子どもの心を深く傷つける言動をいいます。

- ことばによる脅かし、脅迫など
- 子どもを無視する、拒否的な態度を示すことなど
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動など
- 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする
- 子どもの前で配偶者やその他の家族に対し暴力をふるう など

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数（※）の推移（平成25年度～令和4年度）



（出典：こども家庭庁発表資料「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）」）

※相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数

○近年の主な増加要因

- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加
- 警察等からの通告の増加
- 関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度の高まりにより、関係機関からの通告が増加

(3) 児童虐待と法律の整備

平成 12 年 11 月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されましたが、その後も重大な虐待事例が後を絶たないことから、児童虐待の早期発見と早期対応、保護、支援等の機能強化を図るために、その後も法改正が行われました。最近では、令和 4 年度に法改正がなされています。

<これまでの児童虐待防止対策の経緯>

平成 12 年 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の成立（平成 12 年 11 月施行）

- ・児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）
- ・住民の通告義務 等

平成 16 年 児童虐待防止法・児童福祉法の改正（平成 16 年 10 月以降順次施行）

- ・児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置すること等も対象）
- ・通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象）
- ・市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加）
- ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等

平成 19 年 児童虐待防止法・児童福祉法の改正（平成 20 年 4 月施行）

- ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化
- ・保護者の面会・通信等の制限の強化
- ・保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等

平成 20 年 児童福祉法の改正（平成 21 年 4 月施行）

- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

平成 23 年 児童福祉法の改正（平成 24 年 4 月施行）

- ・親権停止及び管理権喪失の審判等について児童相談所長の請求権付与
- ・施設長が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことの法定化
- ・里親委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行の法定化 等

平成 28 年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正（一部を除き平成 29 年 4 月施行）

- ・児童の福祉を保証するための原理（児童が権利の主体であること等）の明確化
- ・しつけを名目とした児童虐待の防止の明文化
- ・「子育て世代包括支援センター」及び「市町村における支援拠点（子ども家庭総合支援拠点）」設置の努力義務化
- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関への専門職の配置の法定化
- ・児童相談所の体制強化・権限強化
- ・里親委託等の推進、被虐待児童で 18 歳以上の者に対する支援の継続 等

平成 29 年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正（平成 30 年 4 月施行）

- ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
- ・家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等

令和元年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正（一部を除き令和 2 年 4 月施行）

- ・親権者等による児童のしつけに際しての体罰の禁止の明文化
- ・児童相談所の体制強化、設置促進
- ・要保護児童対策地域協議会から関係機関への情報提供の求めへの応答の努力義務化
- ・児童が転居する場合の児童相談所間の情報提供の明確化 等

<令和 4 年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正（一部を除き令和 6 年 4 月施行）>

○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

- ・全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」設置
- ・子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業等の新設及び子育て短期支援事業等の拡充

○一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上

- ・一時保護所の設備・運営基準の策定、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ
- ・妊産婦等生活援助事業の新設

○社会的養育経験者等に対する自立支援の強化

- ・児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化
- ・社会的養護自立支援拠点事業の新設

○児童の意見聴取等の仕組みの整備

- ・子どもの権利擁護に係る環境整備
- ・里親委託、施設入所等の措置、一時保護の決定時等における子どもの意見聴取の実施

○一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

- ・親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から 7 日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続の創設

○子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

- ・一定の実務経験のある有資格者や現任者向けの認定資格の導入

○児童をわいせつ行為から守る環境整備

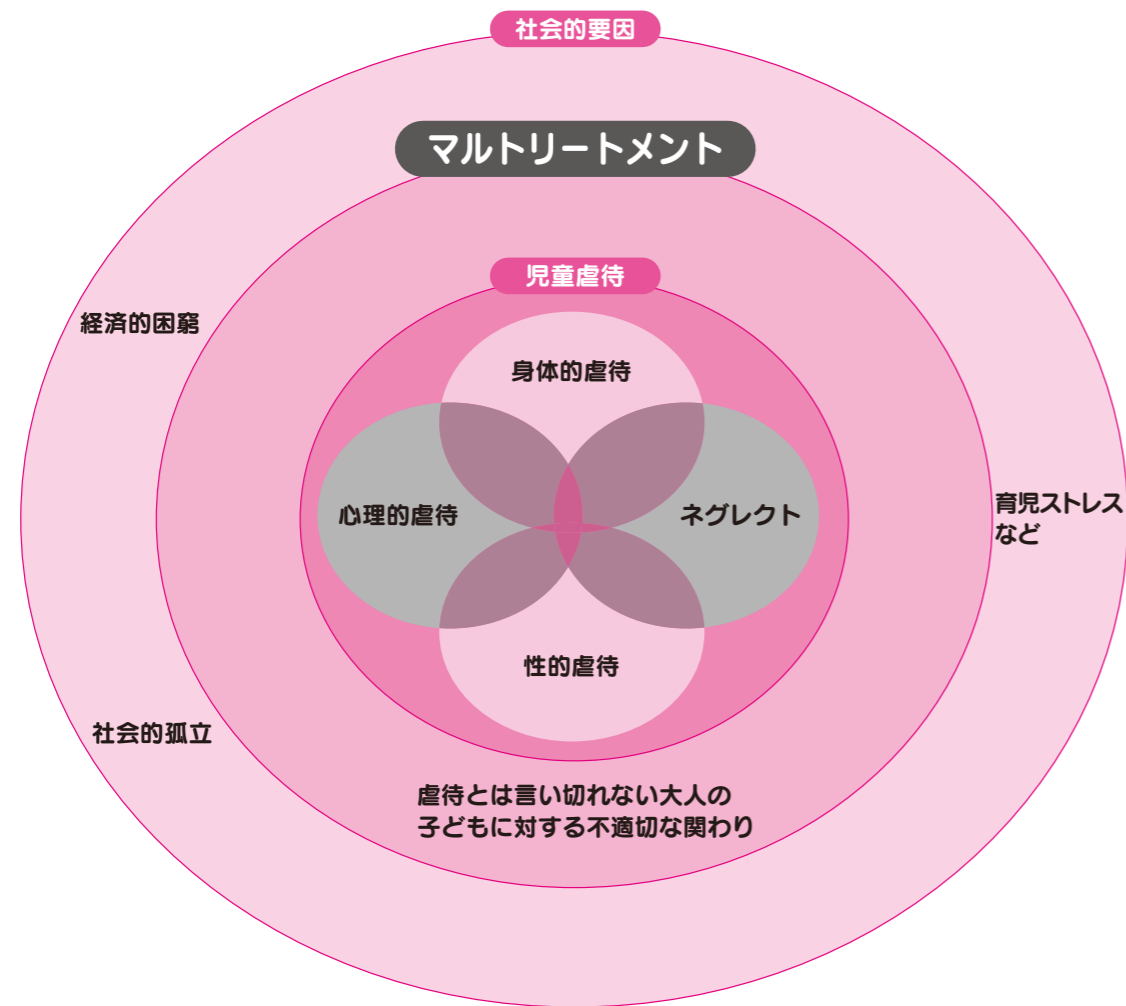
- ・児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表及び共有 等

マルトリートメント

「虐待」より広い概念として、「マルトリートメント」という言葉があり、「大人の子どもに対する不適切な関わり」を意味しています。

マルトリートメントは、前述の虐待の4つの定義を表すだけでなく、保護者に限らない、例えばきょうだいや他の大人が、殴ったり蹴ったりするような「不適切な関わり」をすることにより「明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態になること」まで含めて考えられています。

虐待の問題を考える場合、こうした「不適切な関わり」にも注意を払いながら取り組むことが大切です。



2 児童虐待の現状

(1) 虐待相談件数の推移

児童相談所や区役所・宮城総合支所で扱う児童虐待相談件数は近年増加しています。

◇虐待相談件数の推移（児童相談所に寄せられた相談件数）

相談種別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体的虐待	213	206	250	303	364	521	500
ネグレクト	143	147	229	178	180	267	271
性的虐待	3	6	9	11	4	14	15
心理的虐待	384	338	430	610	705	931	865
合計	743	697	918	1,102	1,253	1,733	1,651

（出典：仙台市児童相談所「令和5年度事業概要」）

相談件数が増加している原因として、マスコミ報道等による児童虐待に対する社会的関心の高まり、関係者の意識の高まりなどがありますが、核家族化の進展に伴う家庭の孤立化などの社会環境の変化も一因と考えられます。虐待まではいかないものの子育てや子どものしつけなどで悩む保護者からの相談も増加の傾向にあります。

(2) 要保護児童台帳の作成

仙台市では平成20年に要保護児童対策地域協議会を設置。虐待通告のあったもの等のうち、虐待内容や緊急度・深刻度の判断において、深刻度が高いと判断された事例（A～Cランク該当）及び特に必要と認められる事例について（P.20参照）台帳を作成し、定期的に状況確認を行うとともに、実務者会議の資料として活用を図っています。

令和5年1月末現在の台帳作成状況は下表のとおりです。

台帳登録件数		571
性別	男	293
	女	278
区分	未就学児	362
	小学校	166
	中学校	39
	高校	3
	その他（中学卒業後の進学実績なし）	1
虐待の種類	身体的虐待	112
	ネグレクト	315
	心理的虐待	138
	性的虐待	6

(3) どのような時に発見されるか

児童虐待の場合、子どもが自ら相談に来る場合は少なく、特に低年齢層の子どもについてはほとんどありません。

仙台市では警察からの*通告が最も多く、次いで「夜中に子どもが大泣きしている」「子どもが外に出されている」「親が子どもを大声で叱る声が毎日聞こえる」など、虐待が疑われる家庭の近隣住民や知人からの通告が多くなっています。また虐待をしている人以外の家族のほか、学校や保育所、幼稚園など子どもが日常を過ごす場所から、「子どもがケガをして登園している」「親が子どもをたたく場面をよく見る」「子どもが家に帰らたがらない」など、子どもや保護者の様子から虐待を疑って、通告する例も多くみられます。

*通告=児童虐待防止法第6条により、虐待（又は疑いがある）を発見した者が、福祉事務所又は児童相談所にその事実を知らせること



児童虐待はいつでもどこでも起こる可能性があります。

◇虐待相談経路別受付状況（児童相談所に寄せられた相談件数）

相談経路	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童相談所	29	23	30	26	24	50	35
福祉事務所・児童委員	10	15	29	29	29	69	49
警察	405	309	355	508	661	808	795
保健所・医療機関	17	16	17	9	14	11	19
幼稚園・学校・教育委員会	62	98	169	153	160	244	225
保育所・認定こども園・児童館等	17	28	34	54	44	47	56
家族・親戚	42	14	49	46	60	130	173
近隣・知人	146	169	209	246	218	325	227
児童本人	0	2	8	5	8	16	36
その他	15	23	18	26	35	33	36
合計	743	697	918	1,102	1,253	1,733	1,651

（出典：仙台市児童相談所「令和5年度事業概要」）

(4) 対応の視点と難しさ

虐待を発見した場合に、どのように対応したらよいかは、虐待についての知識の有無に関わらず、とても難しい問題です。通常は子ども自身や保護者の要因だけでなく、さらに、その背景に様々な問題を抱えている場合が多く、その対応には関係機関との連携が必要となります。

虐待を受けている子どもと保護者はお互いに他人を信頼する気持ちが弱く、人間関係を自ら壊す場合も多く見られます。子どもと保護者がお互いに心に傷を持つ存在であることを理解したうえで、悩みを受け止める姿勢で対応することが大切です。

(5) 虐待を受けた子どもへの影響

虐待を受けた子どもへの影響として、次のような様々なものがあります。また、虐待が長期に及んだ場合、これらの深刻な影響は成人後まで残り、虐待を受けて育った保護者が、自分の子どもに虐待を繰り返すことも、かなりの割合で起きています。

- 暴力による直接的な身体的外傷、後遺症
- 暴力を受けた体験から派生する様々な情緒的、精神的な問題
- 発育障害や発達遅滞
- 安定した愛着関係を経験できないことによる対人関係の問題（暴力、ひきこもりなど）
- 自尊心の低下 など

(6) 児童虐待とDV（ドメスティック・バイオレンス）

DV が起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）は、子どもへの心理的虐待にあたります。

また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。

DVは、子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまいます。そして、子どもの心や身体に様々な影響を与えられています。

3 なぜ虐待が起こるのか

(1) 保護者自身の要因

保護者自身が幼児期に虐待を受けて育った場合、子どもへの接し方が分からず、人を信頼することもできないなど、安定した人間関係を保てなくなり、このことが虐待へとつながっていきます。

また、自分の親から得られなかった愛情を子どもに求め親子の役割が逆転する場合や、産後うつなど保護者に精神的な問題があり、適切な医療的ケアを受けていない場合などに安定した人間関係が築けず、そのことが虐待の要因になることもあります。

(2) 家庭生活の要因

経済的な困窮や夫婦の不仲などで家族関係が不安定な状況にあり、家庭内のストレスが解消できず、保護者の精神的安定を保つことが難しい場合、また、保護者の年齢が若くて保護者としての自信や自覚が十分に持てなかったり、育児知識が乏しい時に、子育てに大きなストレスを感じる場合など、このような状況が虐待のきっかけとなります。

(3) 社会環境の要因

核家族化の進行に伴い、親族関係が希薄になりがちです。近隣住民とのつながりも弱く、子育てについて誰にも相談できずに孤立してしまうことが多く、そのことが保護者のストレスを増加させ虐待を引き起こす要因となります。

(4) 子ども自身の要因

保護者が子どもを「手のかかる子」「育てにくい子」と感じてしまうと、子どもに対し否定的な感情を持ってしまいます。例えば、慢性疾患や障害のある子どもに対して愛情を持てなくなり、子どもに拒否的な態度をとり、やがて虐待へとつながることもあります。

(5) 多面的要因

虐待は、上記の4つの要因のうちどれか一つだけが原因で起こるものではなく、これらの要因が複雑に絡み合って起こります。一つの家族が抱える問題は複雑多岐であり、家族が持つ問題解決能力を超えている場合が多いのです。

II

虐待の発見から援助まで

1 発見から援助まで

虐待はどのような場でも発見される可能性があります。しかし、発見の段階で明らかに虐待だと特定できるものは多くありません。疑いをもった場合はたとえ確信がなくても児童相談所又は区役所・宮城総合支所に通告ないしは連絡します。児童福祉法では、「虐待を受けたと思われる児童」までを含めて通告することが義務づけられています。従って、結果的に虐待でなかったとしてもそのことで刑事上、民事上の責任を問われることはありません。むしろ躊躇して何もしていないと、重大な結果につながりかねません。

児童虐待は子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼします。身体に受けた傷害により、子どもに大きな後遺症が残ったり、最悪の場合は死に至ることがあります。また、身体的損傷だけでなく、子どもが負う心の傷の深さも深刻な問題です。

虐待は早期発見、迅速対応が特に重要です。なお、通告者として公務員や医療従事者などのように守秘義務がある場合でも、通告にかかる情報提供が刑法の秘密漏示罪あるいは各法律に基づく守秘義務違反に問われることはありません。

また虐待は多様な問題を含むため、ひとりで抱え込むことはせず、それぞれの専門機関が連携して対応しなければなりません。



児童虐待の早期発見に努める義務

職務上児童虐待を発見しやすい立場の者は、児童虐待の早期発見に努める義務があります。(児童虐待の防止等に関する法律 第5条)

虐待の通告義務

何人も虐待が疑われる時は、迷わず児童相談所又は区役所・宮城総合支所に通告する義務があります。(児童虐待の防止等に関する法律 第6条)

通告義務は守秘義務に優先

通告によって通告者が守秘義務違反に問われることはありません。(児童虐待の防止等に関する法律 第6条)

(1) 虐待のサイン

虐待は、家庭という密室で行われることが多いため、実際にその現場を目にすることはあまりありません。また、虐待を受けている子どもは、保護者に強く口止めされたり、保護者に見捨てられたりすること

を恐れているので、自分から助けを求めることはほとんどありません。しかし、虐待を受けている子どもや保護者は何らかのサインを出しています。周囲の人、身近な人がいち早くこのサインに気づき、支援につなげることが大変重要です。

虐待を受けている子どもや保護者、家庭には、次のような特徴が見られます。一つだけでなく、複数の項目に該当したり、継続したり、頻繁に見られたりする場合は虐待が疑われます。

ア 子どもの様子

- 不自然な傷やあざ、火傷のあとがある
- 表情が乏しく笑顔が少ない、元気がない
- 極端にやせている、同年齢の子どもと比べて極端に小さい
- いつも同じ服を着ている、衣服、顔、髪、爪、皮膚等が不潔である
- 態度がおどおどしている、保護者の顔をうかがう
- 食べ物への執着が強い、隠すようにしてむさぼり食べる
- 他者に対して乱暴である、他児や動物をいじめる
- 不自然な時間に外出している、家に帰りがたらない
- ウソが多い、傷や家族のことで不自然な答えが多い、話さない
- 年齢不相応な性的な言葉や行為が見られる、性的なことに過度に関心を示す

イ 保護者の様子

- 子どもの健康や安全への配慮がない、食事を与えない
- 子どもを怒鳴る、叩く
- しつげが厳しすぎる
- 子どもの悪口を言う、非難をする、養育に対して拒否的である
- 子どもの話題を避ける
- 子どもの扱いが乱暴、冷淡である
- 小さな子どもを残してよく外出している
- 子どものケガや欠席について不自然な説明をする
- 育児についての知識に乏しい

ウ 家庭の様子

- 子どもの泣き声が頻繁に聞こえる、叫び声が聞こえる
- 保護者の怒鳴るような叱責をよく聞く、物を投げつけるような音がする
- 小さな子どもが夜遅くまで出歩いている
- 保護者が夜遅くまで帰宅せず、小さな子どもたちだけで夜を過ごしている
- 乳児や幼児がいるはずなのに、ほとんどその姿を見かけない
- 家にいるのかいないのか存在がわからない、人を家の中に入れたがらない
- 夫婦喧嘩が多い
- 地域、親族等との交流がなく孤立している、援助者がいない

【参考】児童虐待を発見する上で有用な身体医学的知識

身体医学的所見は虐待された子どもの治療に必要なだけでなく、虐待の認定にも有用である。以下に

虐待を強く疑わせる身体的所見を挙げたが、このような所見が同時に複数存在したり、何回も繰り返し存在する時には虐待の可能性は高まる。身体医学的所見は専門家でない判断が難しいため、小児病院や大学病院など、小児科医、法医学者、小児放射線科医、小児眼科医などの虐待対応チームをもつ病院と相談できる体制を取っておくことが望ましい（虐待対応チームは仙台市立病院内にあり）。

【1】発育や発達の障害

基礎疾患のない低身長・低体重といった乳幼児の発育障害は Non-organic Failure to Thrive (NOFTT) と呼ばれ、虐待と考えるべきものである。適切な栄養を与えていない場合もあれば、親子関係の問題から子どもが望む形で栄養を与えることができずに成長障害となることもある。また、恐怖が続いて子どもが食事を拒否することも稀にある。成長曲線が正常な曲線からかい離していき、入院や施設入所によりキャッチアップすることが多い。NOFTT は身体的虐待を合併してくることも多く、リスクが高い虐待の形と考える必要がある。また、年長児では低身長となることが多い。なお、栄養は与えていても低身長となることもある。かつて、愛情はく奪症候群（Deprivation Syndrome）と呼ばれていたものである。適切な刺激が与えられていなかったり、恐怖の中におかれたりすることで発達の遅れが生じることも報告されている。

【2】皮膚所見

皮膚所見は専門家でなくとも気付くことのできる所見である。しかし、その程度や時期などを特定するためには専門家に依頼して診察をしてもらうことも必要となる。以下に虐待を強く疑わせる皮膚所見の例を挙げる。

噛み跡：噛み跡は虐待を強く疑わせる皮膚所見である。歯の形に添った傷や内出血が見られる。保護者は「保育園で噛まれた」「きょうだいから噛まれた」と説明することが多い。発見されたときに大きさが分かる物差しなどを置いて写真を撮っておくことで、大人による噛み跡かどうか特定できることもある。

道具を用いたと見られる傷痕や内出血：直線的な傷痕やある形の傷痕が複数見られる時には道具による身体的虐待が強く疑われる。事故によってはそのような傷になることはほとんどないからである。

柔らかい組織の内出血：一般に子どもが転んで起きる内出血は、前腕や下腿など身体の中心から遠い部分に多く、膝や肘や向う脛などの硬い組織が主である。腹部や大腿内側といった身体の中心に近い柔らかい組織にある傷や内出血が複数・頻回にある時には殴る、強くつかんで持ち上げる、などといった虐待が比較的強く疑われる。

皮下出血を伴う抜毛：髪の毛を強く引っ張って引きずったり持ち上げようとすると、一度に多くの髪が引っ張られ、皮下の血管が破れて皮下に出血が起きる。一本ずつ抜く心理的な抜毛ではこのような出血はほとんど見られない。したがって、皮下出血を伴う抜毛がある時には虐待が強く疑われる。

顔面の側部の傷：耳や頬やこめかみのあたりの傷は比較的強く虐待を疑わせる。眼周囲の内出血も殴られた結果であることが多い。また、乳幼児の唇の傷は直接殴ったり、食事中にスプーンなどで傷つけられた時に生じることが多い。子どもがハイハイをする前の唇の傷や、他の傷との合併は虐待を強く疑わせる。

移動を獲得する前の外傷：子どもが独歩を獲得するまえの外傷は非常に少ない。寝返りやハイハイを始める前に自分から外傷を負うことはない。特に乳児から幼児期初期の顔面の皮膚外傷には注意が必要である。

首を絞めた跡：首に内出血がある時には、首を絞められた可能性を疑う。線状の出血などはその可能性が高い。また、実際に強く首を絞められると、顔が浮腫状になっていることもある。

境界鮮明な火傷の跡：上肢のグローブ状の火傷、下肢のソックス状の火傷、アイロンの跡、など境界が鮮明な火傷は虐待を強く疑わせる。

不衛生な皮膚の状態：著明なおむつかぶれ、長期にわたって清拭していない皮膚の状態など、衛生状態の悪い皮膚状態は虐待のリスクが高い。

上記の皮膚所見が複数種類見られる：一つであれば事故の可能性も全く否定はできなくても、複数重なることは虐待の疑いが飛躍的に強くなる。

[3] 頭部外傷

虐待による頭部外傷は虐待死の原因として最も多いものの一つである。歩行開始前の子どもが家庭内の事故で致命的な頭部外傷を起こすことはないといわれている。

頭蓋骨骨折：乳児の家庭内の転落・転倒では、頭頂部の縫合線を超えない線状骨折（単純骨折）は起きる可能性があるが、複雑骨折、多発骨折、陥没骨折、骨折線の離解などがある時は虐待を第一に考える必要がある。また、保護者の説明がその骨折に合致しない時や、適切な説明がない時には虐待を考えなければならぬ。

頭蓋内出血：出血傾向がない乳児の硬膜下血腫は3メートル以上からの転落や交通外傷でなければ起きることは非常に希である。したがって、そのような既往がなければ、まず虐待を考える必要がある。特に下記のような乳児揺さぶられ症候群を意識して精査する必要がある。一方、乳児の硬膜外出血は事故で起きる可能性が高い。しかし、親の説明とその機序が合わない時やネグレクトによる事故の場合には虐待としての対応が必要である。

脳挫傷などの脳実質障害：頭部を固い所に打ち付けるなどによって脳挫傷などを起こすことがある。一方、下記の乳児揺さぶられ症候群による脳実質障害は、びまん性脳浮腫、びまん性軸索障害、白質-灰白質せん断、脳梁断裂などを起こしてることがある。揺さぶった勢いでたたきつけられれば、脳挫傷を伴うこともある。

乳児揺さぶられ症候群（Shaken Baby Syndrome）：乳児の身体的虐待の中でも、頭部への暴行は、直接死に至らしめたり、重大な後遺障害を引き起こす深刻な虐待である。そのうちのシェイクン・ベビー・シンドローム（以下、SBSという）は、子どもの頭部が、暴力的に揺さぶられることによって、回転性の著しい加速と減速が繰り返されることにより生じる頭部外傷である。その結果、嘔吐、意識混濁、けいれん、呼吸困難・呼吸停止などの症状を呈し、重篤な場合は死に至る。重篤な場合には短時間で症状が出ることが多いが、中には半日以上経過して症状が出現することもある。後遺症として、視力低下、失明、知的障害、四肢麻痺などが残り、子どもへ医療ケアや療育訓練の必要性が生じる場合もある。

[4] 眼科的所見

外傷性眼障害として、眼底出血、網膜剥離、水晶体脱臼などが起きる。外力はそれほど強くなくても頻回に眼周囲部に外力が加わることで白内障に至ることもある。出血傾向や代謝性疾患のない乳児では、周産直後にみられる産道出血を除いて、家庭内で広範囲で多層にわたる眼底出血がみられる事故は殆どない。ただし、乳児期後期の子どもからの転倒で2～3個の眼底出血がみられることはあり得るという報告もある。したがって、詳しい眼科的な診察の基に所見を取ることが必要である。ただし、2～

3個の出血であるからといって虐待が否定されるわけではない。その他の調査と組み合わせて評価する必要がある。虐待が疑われる乳児（虐待の種類は問わない）及び2歳未満の身体的虐待が疑われるケース、特に頭部外傷や顔面の外傷があるケースでは、眼科的精査が必須である。

[5] 耳鼻科的所見

鼓膜破裂：鼓膜破裂は強く殴られた時に起きる。虐待が強く疑われる。

難聴：顔面を激しく殴られると耳小骨のずれが生じて難聴を来すことがある。

鼻中隔骨折：やはり外傷によって起きる。転んで強く顔面を打ったという既往がない時には虐待が疑われる。顔面を殴られたことが疑われる時には耳鼻科受診が必要である。

[6] 頭蓋骨以外の骨折

骨折は古くから虐待の所見として重要とされてきた。ただし受傷直後では判定が困難なことが多いため、10日～2週間後に再撮影することが求められる。なお、乳児の骨折の判断には高い専門性が求められるため、できるだけ、小児放射線科医のいる病院で読影してもらう必要がある。全身骨撮影が必要な場合は、3.（5）アの通り（※）である。以下の骨折は虐待を強く疑わせるものである。

保護者の説明と合わない骨折：全ての外傷と同様、保護者の説明との不一致は重要な所見であるが、特に、受傷機転が不明であったり、説明と一致しない乳児の骨折は危険性が高いと判断すべきである。

歩行開始前の子どもの四肢の骨折：歩行を開始する前の子どもが家庭内で四肢の骨折を起こすことは殆どない。家庭内の転落で骨折の可能性が高いのは頭蓋骨の単純骨折と鎖骨骨折である。その他の骨折は、非常に特殊な状況で挟まるなどの問題があった時である。その場合にはそれに見合った説明がなされているはずであり、状況に合う説明がない場合は虐待を第一に考えるべきである。なお、幼児期のきょうだいも踏いたという説明が行われることがあるが、それで骨折することは非常に特殊な状況の場合のみであり、家庭内の一般の活動では起きないと考えるべきである。

新旧混在する多発骨折：骨折しやすくなる病気を持っている子ども以外で骨折が多発することは殆どない。特に乳児ではまず虐待を考えるべきである。

乳児の肋骨骨折：乳児が肋骨を骨折するのは交通事故などの特殊な外傷以外は虐待を疑う必要がある。特に虐待の場合は両側から強力な力で圧迫を加えることによって後部や側部に起きることが多く、複数の肋骨が同様の場所で骨折することが多い。

骨幹端骨折：特殊な形の骨折であり、子どもの症状は少ないが、虐待に特異的な骨折である。骨が未熟な乳児が激しく揺さぶられたりねじられたりした時に起きると考えられている。骨折の形としてはコーナー骨折、バケツの柄骨折などと呼ばれるものであるが、非常に微細な骨折であり、小児放射線科医などの診断が必要になることが多い。

乳児の肩峰骨折・骨盤骨折・脊柱の圧迫骨折：数は少ないが、見落とさなければならない。

※「すべての虐待が疑われる乳児」「3歳未満児で身体的虐待が疑われるとき」「3歳以上では本人の訴えあるいは臨床的に所見が明らかな部位」

[7] 内臓出血

腹腔内出血や腸管内出血などは外傷性で起きることがある。ECHOやCTの検査によって、外傷性の可能性が判断できる。虐待による内臓出血は受診の遅れを伴うことが多いので、致死率が高い。

[8] 溺水

歩行開始前の乳児の溺水は虐待を強く疑わせる。また、幼児期であっても虐待を疑う必要がある。子どもを安全に護る監視を怠ったネグレクトの可能性もある。

[9] 婦人科的所見

性的虐待の場合には、妊娠の有無、性器の外傷、性器内の精液の存在の有無、肛門等その他の会陰部の外傷、性感染症のチェックなどの診察を行う。性器の所見は2週間くらいで認めなくなってしまうため、早期に診察することが必要である。性器に所見がないことが、性的虐待を否定することにはならないことに留意が必要である。性感染症の存在は強く性的虐待を疑わせる。淋菌や梅毒は出生前の感染でなければ性的虐待がほぼ確実に存在すると考える。出生前感染ではないクラミジア感染、尖形コンジローム、膣トリコモナスも性的虐待の可能性が高い。性器ヘルペスに関しては、Ⅰ型の場合は口唇感染部を触った手で性器を触ることによる自己感染の可能性もあるが、Ⅱ型ヘルペスは性的虐待による可能性が非常に高い。ただし、Ⅰ型ヘルペスでも性的虐待が否定されるわけではない。細菌性膣感染症は繰り返す時には性的虐待の可能性もある。

[10] 精神医学的所見

虐待を受けた子どものアタッチメント形成の問題やトラウマにより生じる、愛着障害、行動の障害、感情の障害、解離など、精神医学的所見も重要になる。また、広汎性発達障害（PDD）や注意欠陥/多動性障害（ADHD）などの鑑別や合併の有無を確認しておくことも重要である。PDDやADHDは育てにくさに繋がり、虐待のリスク因子となる可能性もある。

[11] 歯科的口腔内所見

歯牙脱臼・破折や顎骨骨折の新旧痕（繰り返しの疑い）がある。

口唇小帯の切断（強制摂食の疑い）がある。

dmf 歯数及び歯未処理率が高い。

出典：子ども虐待対応の手引き（厚生労働省 2013/08）

歯・口から見える子ども虐待（一般社団法人 仙台歯科医師会）

(2) 初期対応のポイント

ア 緊急度・深刻度の判断（P.19「一時保護に向けたアセスメントシート」 P.20「深刻度アセスメントシート」参照）

虐待には早急な対応が求められます。虐待を発見した場合や、虐待が疑われる場合には、すぐに児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告することが重要です。特に緊急度・深刻度が高い場合はすぐに児童相談所へ通告します。

イ 速やかな通告と子どもの安全確保

まずは、子どもの生命、身体の安全を確保することが大切です。前述の緊急度・深刻度の判断をし、**子どもが危険な状況にいたり、子どもが保護を求めているときは、直ちに児童相談所に通告**してください。児童相談所では一時保護の要否を判断し、必要な場合は一時保護を行います。

子どもの生命、身体の安全を守るため一刻を争う場合には、警察に通報（110 番通報）して、子どもの安全を確保することが必要です。

ケガや火傷などがひどい時には医療機関に連れていく、または、救急車を手配します。

子どもの命を守ることを最優先に考え、迅速かつ積極的な対応をしていくことが重要です。

ウ 関係機関の連携体制の構築

虐待の背景には、子育ての問題に限らず、保護者の経済面や健康面での問題、生活環境など多くの問題が潜んでいます。解決には関係機関の連携が必要となりますので、早急に関係機関によるケース検討会議を開いて、情報交換と情報の共有化を図り、対応のための連携体制を構築することが重要です。



初期対応のポイント

◆まず、緊急度・深刻度の判断

◆直ちに児童相談所又は区役所・宮城総合支所に通告
（緊急度・深刻度が高い場合は児童相談所）

(3) 援助のポイント

ア 子どもへの援助

子どもは極めて強いストレスを感じながら生活してきたと考えられます。さらに、これ以上心に深く傷を受ける状態になってしまうと解決困難な状況に陥ってしまうため、早期の適切な援助が必要です。

また、できるだけ安心感を与える接し方をすることが大切です。大人に対する不安感を表し、反抗的な態度や反社会的な行動をとる場合もあるので、その際には専門の治療機関による治療的関わりが必要になります。援助者は感情的にならず、子どもの心の傷を癒すことは非常に時間がかかるものと心得て接することが肝要です。

イ 保護者への援助

虐待をしている保護者の気持ちを理解したり、共感したりすることは援助する側にとっては困難な場合が多いですが、保護者自身が子育ての仕方や自らの問題に悩み、SOSを出していることも考えられます。保護者自身に育ちの問題や家庭のストレスなどがある場合も多いため、子どもへの関わりが不適切であることを伝えつつも、保護者の思いを理解するように話を傾聴します。

加えて保護者は、他人との信頼関係を築くのが苦手な場合が多いので、援助する側が根負けしてしまう場合もあります。保護者から信頼されなければ、保護者の抱える問題を聴き取ることができず、問題解決が遠のいてしまいます。また、保護者が拒否的な態度を示すこともありますが、子どもへの関わりが不適切であることを伝え、改善に向けて一緒に取り組んでいこうという姿勢を示すことが必要です。

援助者は保護者を理解しようとする共感的な態度で臨み、**まず保護者との関係を壊さないように保護者の話にじっくりと耳を傾けることが大切です。**

ウ 関係機関との連携（援助の役割分担）

虐待を抱える家族は、その背景に問題が複雑に絡み合っている場合が多く、関係機関が協力して援助を行うことが必要です。

子育てや家庭の問題で悩んでいる場合には相談機関を、精神的治療が必要な場合は医療機関を紹介します。そして、各機関はそれぞれの役割に応じた援助を行い、お互いが綿密に連絡を取り合って、子どもや保護者に混乱を与えないようにすることが大切です。

工 援助者の精神的安定

虐待の問題にかかわる人は、多少なりとも心にダメージを受けます。そこで、**虐待問題にかかわる援助者自身の心のケアも重要**です。

子どもを叩くことに罪悪感のない保護者、強硬に反発する保護者に接すると、精神的にかなり動揺することがあります。また、何とか解決したいという思いが強くなるに従って、対応がうまく進まないことに苛立ちをおぼえることも増えてきます。

子どもや保護者の援助は非常に時間がかかり、スムーズにいかないことも多いのが現状です。

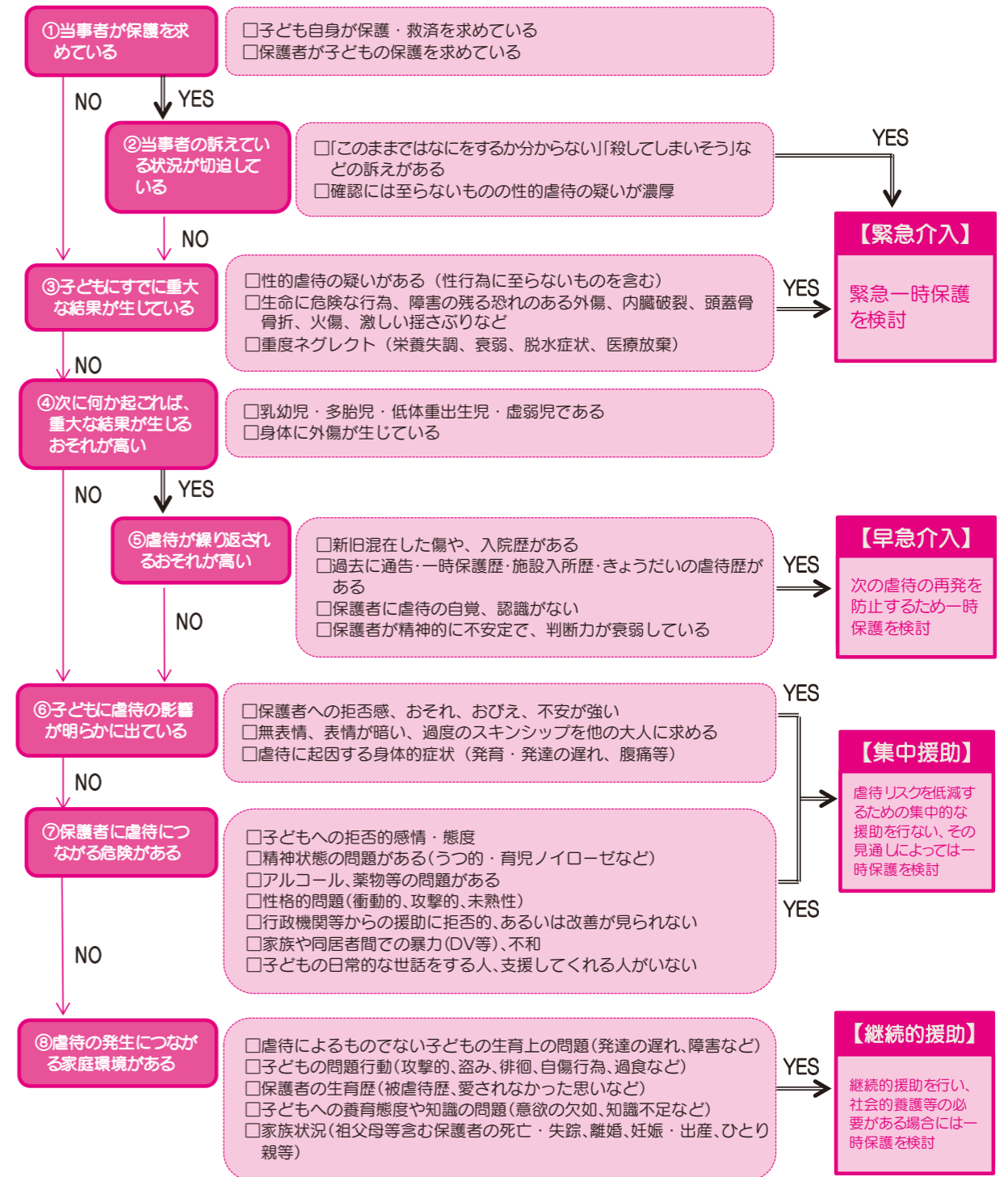
そのような時は、**問題を一人で抱えず**関係者に相談するなどして、冷静な対応ができるように気持ちを整理して行動することが大切です。特に、対応に不慣れな人が単独で行動を起こすことは、大きな危険や問題が起こりうることを認識し、**関係機関を含めたチームで対応すること**を心掛けましょう。また、援助者が***スーパービジョン**や***コンサルテーション**を受けることも適切な援助をするうえで効果的です。

***スーパービジョン**=業務について、同じ職場内で知識・経験を持つ職員などから助言・指導を受けて、問題の解決を図ること。

***コンサルテーション**=機関・組織ないし個人が他機関、他部門の専門家との相談・協議あるいは指導を受けること。または専門家がそれらを行うこと。

■ 緊急度・深刻度の判断指針

一時保護に向けたアセスメントシート



▽当シートは一時保護の必要性をできる限り客観的に判断するための補助的なものであり、機械的な判断をしない。
▽各チェック項目だけに捉われず、その他情報を勘案して緊急性を判断する。

深刻度アセスメントシート

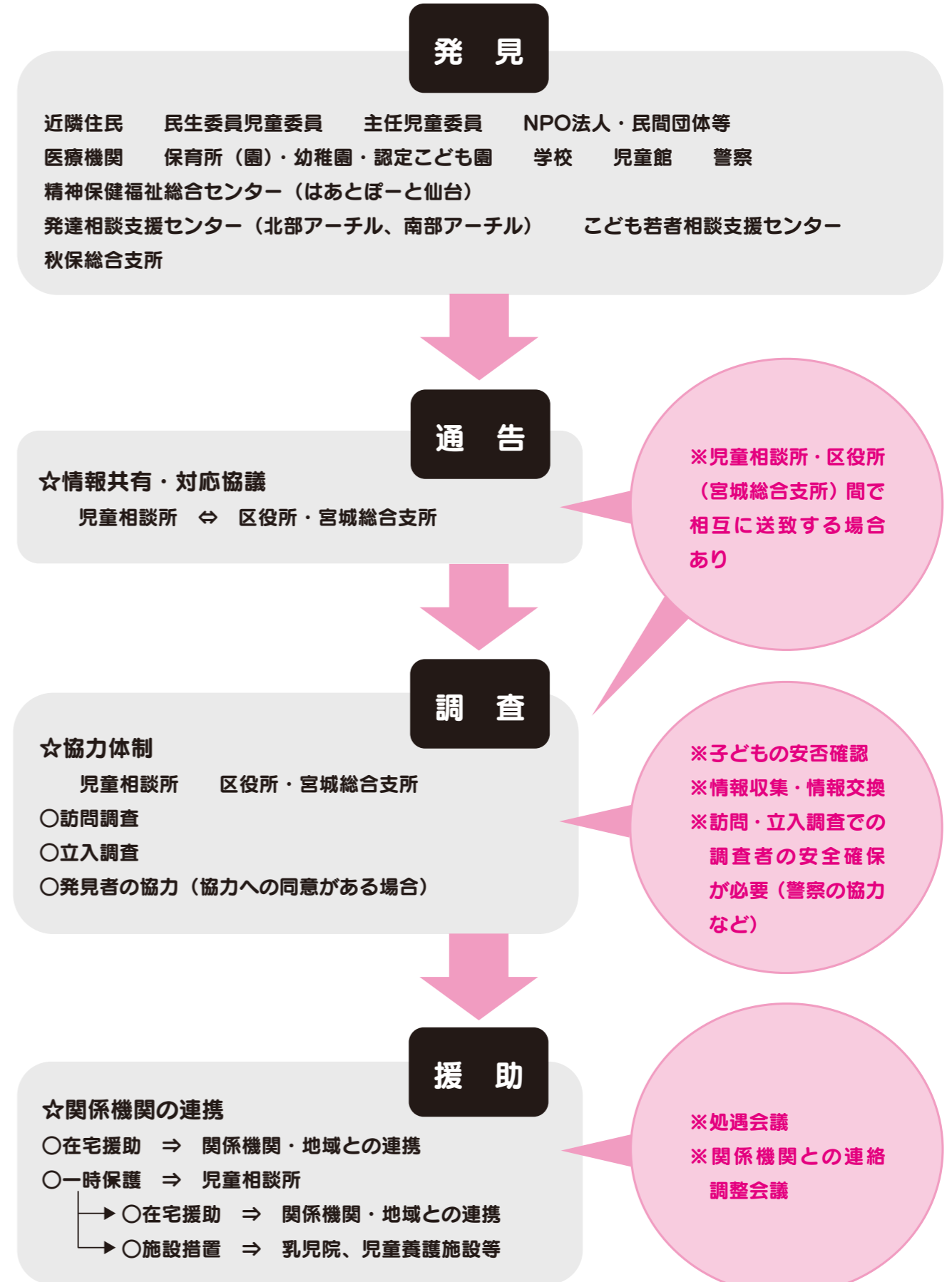
【判断にあたっての留意事項】

- ▽深刻度の判断にあたっては、各項目のみならず、児童の年齢や状態、保護者の状態、家庭環境等を加味して個別の事例ごとに判断する。
- ▽複数の虐待項目が該当する場合、対象世帯の深刻度レベルを積極的に上げるよう検討する。
- ▽児童が0歳～未就園児、低出生体重児・発達の遅れがある、など児童が助けを求めづらい場合は、深刻度レベルを積極的に上げるよう検討する。
- ▽保護者以外の者による虐待行為を保護者が放置している場合、保護者によるネグレクトと認定し、各虐待種別の該当するランクに相当する判定とする。

ランク	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
要保護 A (最重度)	現時点で、虐待等により、生命の危険に関わる受傷、養育の放棄・怠慢のために病死・衰弱死の危険性があるもの、心理的な影響が極めて高いもの等			
	<input type="checkbox"/> 生命に危険な身体的暴力がある、または可能性がある(逆さ吊りにする、投げつける、踏みつける、乳幼児を激しく揺さぶる等) <input type="checkbox"/> 窒息の危険性がある(首を絞める、鼻と口を塞ぐ、水につける、布団蒸しにする) <input type="checkbox"/> 頭部に重度の外傷がある(骨折、硬膜下血腫、眼底出血等) <input type="checkbox"/> 腹部に重度の外傷がある(内臓損傷、皮下出血等) <input type="checkbox"/> 著しい火傷がある <input type="checkbox"/> 無理心中の危険性がある <input type="checkbox"/> 児童の殺害や、保護者の自殺の危険がある(保護者から「死にたい」「子どもを殺してしまおう」等の発言があった場合は、特に留意)	<input type="checkbox"/> 生命を脅かす程、食事や衣類等を与えていない <input type="checkbox"/> 脱水症、栄養失調のために衰弱している <input type="checkbox"/> 乳幼児の尿や嘔吐、また乳幼児だけで放置する <input type="checkbox"/> 生命の危険があるにも関わらず医療を受けさせていない <input type="checkbox"/> 医療機関を介さず分娩を行った(産後の状況に応じて深刻度を再評価する)	<input type="checkbox"/> 妊娠している <input type="checkbox"/> 性的行為の強要がある <input type="checkbox"/> 性病に罹患している <input type="checkbox"/> 性器に傷が見られる <input type="checkbox"/> プライベートゾーンを触る・触らせる行為 <input type="checkbox"/> 強制的に性描写や性行為を見せる行為 <input type="checkbox"/> 年齢にそぐわず一緒に入浴を強制する行為 <input type="checkbox"/> 一緒に布団への就寝を強制する行為(他の親やきょうだいの介入を拒む) <input type="checkbox"/> 児童を対象として性的な撮影をしている	【B以上の心理的虐待の目安】 Cの状態にあり、下記①～②が見られること ①保護者の行動 <input type="checkbox"/> 保護者が刃物や物を向けて脅す等の行為がある <input type="checkbox"/> 保護者から自殺の強要、教唆がある <input type="checkbox"/> 保護者が児童の面前で自殺企図 <input type="checkbox"/> 保護者が児童の面前でリストカットやオーバードーズ等の自傷行為を行う ②児童の状態 <input type="checkbox"/> 日常生活上で様々な問題行動(非行、頻回な自傷行為等)が生じている <input type="checkbox"/> 深刻な身体症状(発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、抜け毛)が表れている
	生命への影響はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長・発達に重大な影響が生じているか、生じる危険性が高いもの等			
<input type="checkbox"/> 医療が必要な外傷がある(頭部外傷、骨折、裂傷、目の傷、火傷等) <input type="checkbox"/> 煙草等の押し付けによる火傷がある <input type="checkbox"/> 新旧混在した傷がある <input type="checkbox"/> 一室に閉じ込める、車に閉じ込める、または家から出さない等の監禁行為が継続してある	<input type="checkbox"/> 成長に必要な食事や、衣類、衛生環境(車中泊、ライフラインが止まる等を含む)を与えていない <input type="checkbox"/> 慢性的な栄養状態不良や体重増加不良があるのに医療を受けさせていない <input type="checkbox"/> 入院・通院加療を要する状態にも関わらず医療を受けさせていない(病気、けが、ひどい虫歯等) <input type="checkbox"/> 児童の意思に反して登校させない <input type="checkbox"/> 監護不十分で重大な怪我が発生	<input type="checkbox"/> 意図的に性器を見せる行為 <input type="checkbox"/> 児童が拒否しているにも関わらず、入浴を覗く行為	【C以上の心理的虐待の目安】 下記<心理的虐待の例示>の状況に加え、下記①～②が見られること ①児童に虐待を起因とする情緒行動の問題が表れている(自傷行為、無表情、うつ症状、保護者に従順、過度に保護者の顔色をうかがう、児童が自分自身を否定する様な発言、身体の緊張、過度のスキンシップ、他児への暴力や恫喝等) ②保護者に対する強い拒否感や恐怖心を表明し、保護者による監護を拒否する	
要保護 B (重度)	継続的な治療を要する外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの心身の成長に影響を及ぼす危険性があるもの等			
	<input type="checkbox"/> 傷疤が残る暴力がある <input type="checkbox"/> 外傷が残らないものの、暴力が継続して起きている <input type="checkbox"/> 長時間戸外(ベランダ含む)に閉め出される	<input type="checkbox"/> 大人の監護なく家に置いてある <input type="checkbox"/> 臭臭がする、不潔である、季節に合わない衣服である等、慢性的に劣悪な生活環境がある <input type="checkbox"/> 監護不十分で些細な怪我が発生 <input type="checkbox"/> 児童が過度にきょうだい・家族の世話や家事等を担っており、児童が本来受けられる権利が奪われてきている <input type="checkbox"/> 保育施設・幼稚園・学校が再三指導しているにもかかわらず、保護者の姿勢が改善しないため、長期欠席が続いている	<input type="checkbox"/> 児童に対して卑猥な言葉を浴びせる行為 <input type="checkbox"/> 児童が嫌がっているにも関わらず、年齢にそぐわない接触や過度なスキンシップを行う行為 <input type="checkbox"/> アダルトサイト、アダルト雑誌、保護者の性交渉を児童が容易に見聞きできる状態にする行為	【C以上の心理的虐待の目安】 下記<心理的虐待の例示>の状況に加え、下記①～②が見られること ①児童に虐待を起因とする情緒行動の問題が表れている(自傷行為、無表情、うつ症状、保護者に従順、過度に保護者の顔色をうかがう、児童が自分自身を否定する様な発言、身体の緊張、過度のスキンシップ、他児への暴力や恫喝等) ②保護者に対する強い拒否感や恐怖心を表明し、保護者による監護を拒否する
要保護 C (中程度)	保護者に一定の行動抑制はあるが、実際に子どもへの暴力が見られたり、養育に対する拒否感があったりするもの又は保護者の家事・養育力が不足しているもの等			
	<input type="checkbox"/> 外傷が残らないものの、児童を叩く、蹴る等の暴力が時々ある	<input type="checkbox"/> 健康問題を起こす程ではないが、食事・起居・衣服など養育上不適切な状況がある <input type="checkbox"/> 保育施設・幼稚園・学校が再三指導しているにもかかわらず、保護者の姿勢が改善しないため、正当な理由なく欠席が多い <input type="checkbox"/> 児童が過度にきょうだい・家族の世話や家事等を担っている疑いがある <input type="checkbox"/> 乳幼児健康診査や予防接種(定期接種)を合理的な理由なく受けさせていない <input type="checkbox"/> 居住実態が把握できない児童がいる(住民票等の住所地に居住しておらず、関係機関による目視確認ができない児童)	<input type="checkbox"/> アダルトサイトやアダルト雑誌等を児童が見ようと思えば見える状態にする行為	【心理的虐待の例示】 <input type="checkbox"/> 言葉で脅かす、脅迫する <input type="checkbox"/> 無視したり、拒否的な態度を示したりする <input type="checkbox"/> 児童の心を傷つける言動がある <input type="checkbox"/> 児童の訴えや求めに対して無視し続ける <input type="checkbox"/> 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする <input type="checkbox"/> 児童の面前であるか否かに関わらず、配偶者やその家族などに対する暴力や暴言がある <input type="checkbox"/> 威嚇やストレス解消等を目的に、物を破壊したり家族に物を投げけるなどの破壊・暴力行為を行う <input type="checkbox"/> 児童のきょうだいに「身体的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」の行為を行う
要保護 D (要注視)	養育等についての支援が必要と認められるもの			
	<input type="checkbox"/> 現在、明らかな虐待は認められないが、保護者や家族状況の変化により、虐待が発生するおそれがある <input type="checkbox"/> 養育者が虐待をしてしまおうという不安を訴えている <input type="checkbox"/> 家族や福祉サービスの利用によって虐待が未然に防がれているが、そのいずれかが欠けると虐待が発生するおそれがある <input type="checkbox"/> きょうだいへの虐待歴が確認される等から、虐待が行われているおそれや今後起きる危険性がある <input type="checkbox"/> 保護者や児童との面談では虐待の事実が確認できないが、通告の内容やその頻度から、虐待が行われている疑いがある <input type="checkbox"/> 関係機関からの援助に対する拒否感がある <input type="checkbox"/> その他心配な家庭環境がある			
要保護 E (予防)	養育等についての支援が必要と認められるもの			
	<input type="checkbox"/> 現在、明らかな虐待は認められないが、保護者や家族状況の変化により、虐待が発生するおそれがある <input type="checkbox"/> 養育者が虐待をしてしまおうという不安を訴えている <input type="checkbox"/> 家族や福祉サービスの利用によって虐待が未然に防がれているが、そのいずれかが欠けると虐待が発生するおそれがある <input type="checkbox"/> きょうだいへの虐待歴が確認される等から、虐待が行われているおそれや今後起きる危険性がある <input type="checkbox"/> 保護者や児童との面談では虐待の事実が確認できないが、通告の内容やその頻度から、虐待が行われている疑いがある <input type="checkbox"/> 関係機関からの援助に対する拒否感がある <input type="checkbox"/> その他心配な家庭環境がある			

(4) 発見から援助までの流れ

◎虐待の発見から援助まで



(5) 協力体制と各機関の役割一覧



2 それぞれの立場での発見から援助まで

(1) 保育所・地域型保育事業・幼稚園・認定こども園

保育所等や幼稚園は保護者とともに通園することから、親子のかかわり方や子育ての様子を目にすることができます。保育士や教諭は、日中の生活のなかで、子どもの様子を観察することができるので、深刻な虐待に至る前に発見したり、早い解決へつなげることができます。

特に保育所等は、児童虐待防止の観点から保育が必要と考えられる児童を優先的に入所させることが求められており、親子に対する援助を行う重要な機関のひとつになっています。

ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。

【子どもの様子】	【保護者の様子】
<input type="checkbox"/> 表情や反応が乏しく、笑顔が少ない	<input type="checkbox"/> 人前で子どもを平気で叩いたり、怒鳴ったりする
<input type="checkbox"/> 季節に合わない服装、衣服や身体が日常的に不潔	<input type="checkbox"/> 子どもとの接し方や、ことばが拒否的
<input type="checkbox"/> 体に新旧のあざや傷がある	<input type="checkbox"/> 保護者の話と子どもの状態が矛盾している
<input type="checkbox"/> 不自然なケガや火傷、手当が不十分	<input type="checkbox"/> 病気になるっても病院に連れていかない
<input type="checkbox"/> 身長、体重の増加が少ない	<input type="checkbox"/> 親の気分の変動が激しい
<input type="checkbox"/> 他児とうまくかかわれない	<input type="checkbox"/> 親が不在だったり、寝ていたりして子どもを放置
<input type="checkbox"/> 態度がおどおどしていて、遊びに集中できない	<input type="checkbox"/> しつけと言って体罰を加える
<input type="checkbox"/> 威圧的、攻撃的、乱暴な言葉遣いや行動	<input type="checkbox"/> 育児に負担感がある
<input type="checkbox"/> 食べ物への執着が強い、あるいは食欲がなさ過ぎる	<input type="checkbox"/> 生活にゆとりがない
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退	<input type="checkbox"/> 家族関係が不調で、保護者の精神状態があまり良くない
<input type="checkbox"/> 警戒心が強い	<input type="checkbox"/> 正当な理由なく登園させない
<input type="checkbox"/> 保育士や教諭を試したり、独占したりする	<input type="checkbox"/> きょうだい間での著しい差別や他児童との比較
<input type="checkbox"/> 保護者の顔色をうかがったり、甘えなかったりする	

イ 初期対応

● 所長、園長に相談

全ての職員は、虐待が疑われる場合や心配がある時には一人で悩まずに、まず所長や園長に相談をしましょう。そして、速やかに「虐待が疑わしい」ことを児童相談所又は区役所・宮城総合支所に連絡します。

● 情報収集と観察記録

所長、園長は、その子どもに関する身上を調査したり、他の保育士や教諭から気づいたことを聴き取るなどしてできるだけ多くの情報を集めるようにします。

また、「虐待かな」と疑いを持った時から、子どもの身体的状況、言動の様子、保護者の態度などを具体的に記した観察記録の作成を開始します。特にあざや傷などがある場合には、写真やスケッチが有効です。

●児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告

所長、園長は、虐待の疑いが高い場合には、「仙台市児童虐待通告票（関係機関用）」（P.75参照）に記入し、その内容に沿って早急に児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。特に、緊急度が高い場合は、すぐに児童相談所へ通告します。児童福祉法により、児童福祉施設・学校等は要支援児童等を把握した場合、市町村に情報提供するよう努めることと規定されています。

●緊急度が高い場合の対応

緊急度が非常に高く、子どもの生命・身体の安全確保が必要な場合は、児童相談所での一時保護、病院に搬送しての治療、警察による安全確保などの対応を要請します。（P.16参照）

●所内、園内会議で対応策検討

所長、園長は、今後、子どもと保護者をどのように援助していくのか、保育所等や幼稚園としてどのようなことができるのか、それぞれがどのような役割をすればいいのかなどについて所内（園内）で協議し、共通認識を持つとともに対応策を検討していきます。また、保育所等や幼稚園が単独で判断せず、常に児童相談所又は区役所・宮城総合支所と連携をとりながら対応することが必要です。

ウ 援助

〔子どもへの援助〕

●子どもの安全の確保

保護者と離れて子どもが安全に落ち着いて過ごせる時間を確保するために、できるだけ保育所等や幼稚園への登園を促すようにしましょう。

また、満足な食事が与えられていない、身体や衣服が非常に不潔である、爪や髪が伸びすぎているなどの状況が見られる場合は、沐浴をさせる、爪を切るなどの手当てを行います。その際、他の子どもとの対応に注意を払い、子どもの心を傷つけないように配慮しましょう。

●心理面への対応

保護者から虐待を受けている子どもは、自分から虐待されていることを訴えることはまれです。唯一のよりどころである保護者の行為には、小さな子どもでも口を閉ざしてしまうことが多々あります。

このような時は、子どもが安心して甘えられる人が必要であり、子どもの話をじっくりと聴いてあげると子どもは安心して気持ちを表現するようになってきます。混乱した行動や暴れることも心の解放とみて、受け止めながら対応を工夫することが必要です。対人行動がうまく取れない子どもの場合、特にあせらず丁寧に支援していくようにします。

子どもは愛されていること、大事に思われていることが実感できるようになると、気持ちが穏やかになっていきます。

また、虐待を受けている子どもは自分が悪い子だから辛い目にあうと思いがちで自信を無くしていることが多いものです。誰かに守られていることが分かり、認められることで自信を持つようになっていきます。

〔保護者への援助〕

●精神的援助

乳幼児への虐待は保護者の子育てする力の未熟さや、子育てに対する不安や苛立ちの現れでもあり、救助サインと見ることができます。抵抗できない子どもの命を守り、保護者を追い詰めないように対応することが大切です。

そして、保護者が孤立しないように、子育ての大変さをねぎらったり、常に暖かい目で見守り、安心して相談できる体制をつくります。

また、虐待をしてしまう保護者には、保護者自身の育ちの問題や家庭のストレスなどそれなりの理由があります。親としての自信を失っていることもありますので、責めることはしないで親の思いを理解するようにします。

子どもが持つ行動特性や気質などで育てにくい子の場合もありますので、子どもの理解の仕方や育て方など具体的な方法を一緒に考えていきます。

●専門機関の紹介

子どもに外傷があったり成長発育に心配があったりすると思われる時に、そのままにしておくと、子どもの将来に悪い影響が及ぶことを説明して、医療機関への受診をすすめます。

また、保護者の悩みを受け止めてくれる専門の相談機関（区役所・宮城総合支所の子供家庭総合相談、アーチル、親子こころの相談室など）を紹介します。

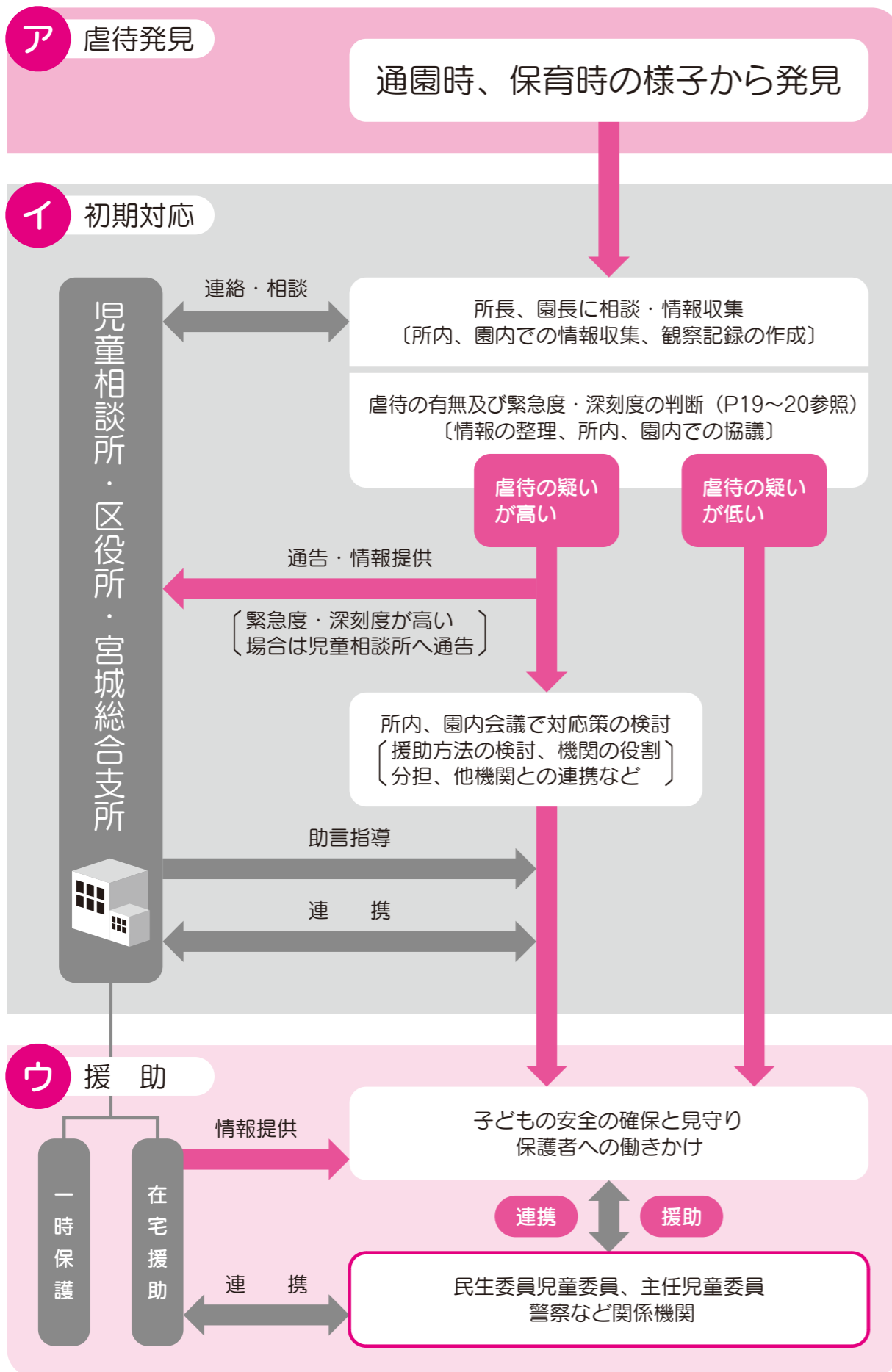
〔援助の体制〕

●関係機関とのネットワーク

虐待が認められる場合であっても、在宅で見守っていくケースも多くあり、それぞれの機関が役割を分担・連携して対応することが大切です。

児童相談所や区役所との連携をとるのはもちろんですが、区ごとのネットワーク組織を活かして、地域の事情に詳しく保護者との接触も持ちやすい民生委員児童委員や主任児童委員のほか、きょうだいが通っている学校や幼稚園、保育所、児童館など子どもを取り巻く地域の関係機関とも情報共有しながらしっかり連携を図ることが必要です。

また、保護者が機関の援助を拒み、態度が強硬だったり暴力的だったりする場合は、警察と連携していくことも必要です。



(2) 学校 ※「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省 令和2年6月改訂)も参照してください。

学校では、身体面の特徴だけでなく行動面の変化にも注意が必要です。よく見られるのは、反抗的行動・攻撃的・乱暴な言動や行動・逸脱行動等です。こうした行動は、単なる問題行動・非行として対応されがちですが、背景に家族の問題・保護者の養育の問題があることが少なくないので、「子どもへの虐待」という視点をもって対応する必要があります。

したがって、授業中・休み時間・放課後などの子どもの行動や言動を十分に観察し、その状況に即して、対応を考えていくことが重要です。また、長期欠席児童生徒の場合には、虐待が潜んでいる可能性もあるので、家庭訪問をするなどして家庭状況等の把握に努める必要があります。

現在は市立の各小・中・高・特別支援学校にSC(スクールカウンセラー)が配置され、児童生徒や保護者対象のカウンセリングにあたっており、早期発見につながったケースもあります。

ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。

〔子どもの様子〕	〔保護者の様子〕
<input type="checkbox"/> 表情が乏しい	<input type="checkbox"/> 感情や態度が変化しやすい
<input type="checkbox"/> 触られること・近づかれることをひどく嫌がる	<input type="checkbox"/> イライラしている
<input type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣い	<input type="checkbox"/> 余裕がないように見える
<input type="checkbox"/> 極端に無口	<input type="checkbox"/> 表情が硬い
<input type="checkbox"/> 大人への反抗的な態度	<input type="checkbox"/> 話しかけても乗ってこない
<input type="checkbox"/> 顔を窺う態度	<input type="checkbox"/> 子どもへの近づき方・距離感が不自然
<input type="checkbox"/> 落ち着かない態度	<input type="checkbox"/> 連絡が取りにくい
<input type="checkbox"/> 教室からの立ち歩き	<input type="checkbox"/> 人前で子どもを厳しく叱る・叩く
<input type="checkbox"/> 家に帰りたがらない	<input type="checkbox"/> 行事に参加しない
<input type="checkbox"/> 性的に逸脱した言動	<input type="checkbox"/> 家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い
<input type="checkbox"/> 集中困難な様子	<input type="checkbox"/> 家の様子が見えない
<input type="checkbox"/> 持続的な疲労感・無気力	<input type="checkbox"/> 子どもへの近づき方・距離感が不自然
<input type="checkbox"/> 異常な食行動	<input type="checkbox"/> 子ども具合が悪くなったなどで保護者に連絡しても緊急性を感じていない様子
<input type="checkbox"/> 衣服が汚れている	<input type="checkbox"/> その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い
<input type="checkbox"/> 過度なスキンシップを求める	
<input type="checkbox"/> 説明できない不自然なケガ・繰り返すケガ	
<input type="checkbox"/> 体育や身体測定のとくによく欠席する	
<input type="checkbox"/> 低身長や低体重、体重減少	
<input type="checkbox"/> 親子でいるときには親を窺う態度や表情が乏しいが、親がいなくなると急に表情が晴れやかになる	

イ 日頃の観察と初期対応

●発生予防、相談体制の充実等

学校・教育委員会等設置者は、子どもの悩みや不安を受け止める窓口があることを幼児・児童・生徒に日常的に伝えておくことが大事です。子どもや保護者が早い段階からSOSを出すことができれば、未然防止、早期発見、早期対応につながるからです。

例えば、24時間子供SOSダイヤル(0120-0-78310)を含む電話相談やSNSによる相談、児童相談所全国共通ダイヤル「189」(いちはやく)など、複数の窓口を常に教室や廊下等に掲示しておくことなどが考えられます。

●日頃からの観察等

学校・教職員は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚した上で虐待の早期発見に努めなければなりません(児童虐待防止法第5条)。「ア 虐待発見のポイント」のような子どもや保護者、状況をめぐる「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことが重要です。

さらに、児童虐待防止法ではドメスティック・バイオレンス(DV)により子どもに心理的な外傷を与えることも虐待のひとつとして定義しており、DVの問題がある家庭で子どもが育つことは心理的虐待として対応するとともに、DVに伴って、子ども自身が直接暴力などの虐待を受けていることもあることに留意が必要です。

このほか、健康診断においては、各種の検査等が行われることから、早期に発見しやすい機会であることに留意し、支援が必要と思われる子どもを把握した場合は児童相談所又は区役所・宮城総合支所への情報提供が必要です。事故による外傷と異なり、外傷(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけどなど様々)が臀部やふともも内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいて、外からわかりにくいところにある場合は、虐待が疑われます。

●チームとしての早期対応

学校が専門機関として継続的に連携して対応するには、初期段階から管理職のリーダーシップのもと、組織として対応することが重要です。

また、虐待と疑われる事実関係は、本人の発言内容も含めて具体的に記録してください。

●通告の判断に当たって

学校が通告を判断するに当たってのポイントは次のとおりです。

- ・ 確証がなくても通告すること(誤りであったとしても責任は問われない)
- ・ 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ・ 保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること
- ・ 通告は守秘義務違反に当たらないこと

虐待の有無を判断するのは児童相談所等であることを踏まえ、学校は虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して通告をためらってはならず、早期対応の観点から通告することが重要です。

なお、児童虐待防止法の趣旨に基づく通告であれば、それが結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問われることは基本的に想定されません。

●通告の仕方

通告は概ね、児童相談所又は区役所・宮城総合支所に対して行います。

通告の判断に迷った場合や緊急でない場合は、区役所・宮城総合支所に連絡することになりますが、次の①～④に該当するような場合は児童相談所に通告しましょう。

ただし、区役所・宮城総合支所の担当が不在の場合や夜間休日に通告する場合は、子どもの安全のために速やかに児童相談所に連絡してください。

【児童相談所に通告する場合】

- ①明らかな外傷(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけどなど)があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子どもが帰りたくないと言った場合(子ども自身が保護・救済を求めている場合)

必ず通告後速やかに設置者である教育委員会等設置者にも通告したことや通告内容、通告先からの連絡事項等を連絡しましょう。

また、次の①～④の場合については警察にも通報するようにしてください。

【警察に通報する場合】

- ①明らかな外傷(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけどなど)があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④その他、子どもの生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

ウ 通告後の対応

通告後は児童相談所又は区役所・宮城総合支所が対応にあたりますが、一連の流れの中で、児童相談所又は区役所・宮城総合支所から学校へ個別の協力要請がくることもあります。

一時保護が解除され、児童生徒が学校に復帰する際、学校は児童相談所から保護期間中の子どもの状況を十分に聞き、校内チームで情報を共有して共通理解を深めた上で、見通しをもった支援を行うことや、普段の様子を丁寧に観察する必要があります。

学校は一時保護解除後も当該児童生徒が普段と変わったことがないか、注意深く見取っていくとともに、不自然な点があれば、児童相談所又は区役所・宮城総合支所に相談するようにしてください。また、長期間学校を欠席し、家庭訪問等を行っても本人に面会できない場合は、その情報を関係機関と共有して対応することが重要です。

エ 子ども・保護者との関わり方、転校・進学時の対応

●子どもへの関わり

虐待を受けた子どもは大人への不信感や恐怖心を抱いていることや自己肯定感が著しく低いことが多く、教職員は子どもの言動の背景をよく理解した上で、学校で安心して過ごせるよう受容的に接し、不安や緊張を和らげたりするほか、SC、SSW(スクールソーシャルワーカー)等と連携しながら心のケアを行ったり、自尊感情を育むよう工夫したり、折に触れて声をかけたりするなどして対応していくことが必要です。

●保護者への対応

通告後は、児童相談所又は区役所・宮城総合支所が個々のケースについて調査し、援助方針を立て、それに基づいた電話や面接、訪問等を通じて保護者に指導助言、カウンセリング等のソーシャルワークを行うこととなります。「親権」を理由に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひるまず子どもの命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重要です。

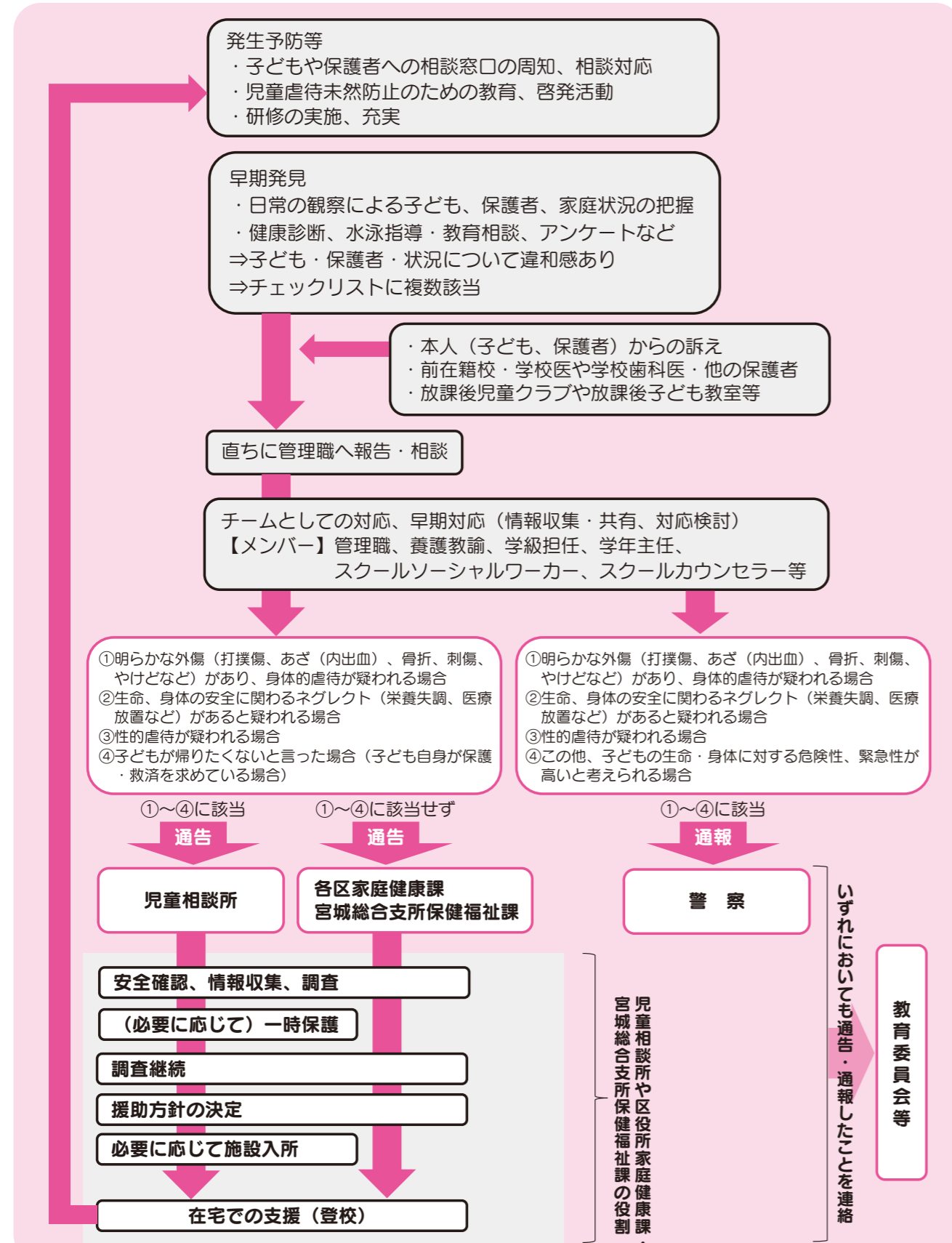
保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、学校・教育委員会等は複数の教職員等で対応すること、学校においては即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で、組織的に対応することに加え、速やかに児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報を共有し、連携して対応することが必要です。

●転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ

転居先・進学先の学校でも安全に安心して学ぶことができるよう、転居や進学の際の学校間の引継ぎも重要です。対面、電話連絡などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えることが重要です。

また、引き継がれた学校においても、虐待に関する情報については個々の教員が抱え込まず、必ず校長等の管理職や養護教諭、SC、SSW等に共有するとともに、新たに管轄する児童相談所又は区役所・宮城総合支所と今後の対応方針を検討することが重要です。

〔学校〕



(3) 児童館・児童センター

児童館は、自由来館児童への遊び場の提供の他、昼間に保護者が就労等により家庭にいない小学生を対象に放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ、親子を対象とした行事等を実施しています。また、子育て支援クラブ等の児童館を拠点に活動する団体の育成支援を行っています。子ども達は、児童館という家庭や学校とも異なった自由な雰囲気を持った場所で、自然に気軽に行動することができます。そういった子ども達の行動や態度の中から児童虐待を発見することができます。

ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。

〔子どもの様子〕

- 集中力がなく、落ちつかず、行動が荒れている
- 無気力、無表情、表情が暗く険しい
- 学力が低く、基本的な生活習慣が確立していない
- 他児をいじめたり乱暴を繰り返す。逆にいじめられっぱなしになる
- 協調行動がとれず、自分本位であったり、逸脱行動をとる
- 全く自己主張しない、孤立している、友達に無関心である
- 死にたいと何気なく漏らす
- 保護者が食事を作らないなど、保護者に世話されていない状況をふと漏らす
- 一定時間机に向かって課題をこなすことができない

- 暗記する能力が低下している
- 学習能力は高くても、無表情や、表情が硬い
- 提出物等の忘れ物が多い
- 衣類や身辺が清潔でない
- 机や椅子を倒すなど職員が嫌がることをわざとする
- 家に帰りがたらず、職員にべったりと甘える

〔保護者の様子〕

- 地域の中で孤立していて、他者からの子どもへの批判に被害的、攻撃的態度をとる
- 子どもへの態度やことばが拒否的
- 他のきょうだいと比べて「この子はかわいくない」と言う

イ 初期対応

●館（所）長への相談

虐待が疑われる場合や心配がある時には一人で悩まずに、館長に相談しましょう。そして、速やかに「虐待が疑わしい」ことを児童相談所又は区役所・宮城総合支所に連絡します。

●情報収集と観察記録

その子どもに関する身上をできる範囲で調査したり、他の職員から気づいたことを聞くなどしてできるだけ多くの情報を集めるようにします。子ども本人から様子を聞くこともありますが、その際には無理に聞き出すことは避けましょう。子どもが話したいことに耳を傾け、子どもの言い分を信じ、受けとめる姿勢が大切です。

また、「虐待かな」と疑いを持った時から、「児童虐待通告票（関係機関用）」（P.75 参照）の記載事項を参考に、子どもの身体的状況、言動の様子、保護者の態度などを具体的に記した観察記録の作成を開始します。

●児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告

虐待の疑いが高い場合には、「児童虐待通告票（関係機関用）」に記入し、早急に児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。特に、緊急度が高い場合は、すぐに児童相談所へ通告します。

●緊急度が高い場合の対応

緊急度が非常に高く、子どもの生命・身体の安全確保が必要な場合は、児童相談所での一時保護、病院に搬送しての治療、警察による安全確保などの対応を要請します。（P.16 参照）

●館内会議での対応検討

児童館職員が情報の共有化を図ることが大切です。その子どもが一番話しやすい職員が主に対応し、他の職員がサポートするなど、子どもや保護者への援助策について、児童館でできることと他の関係機関に依頼することなどについて、館内で協議し、職員全員が共通認識を持って対応していきます。

対応にあたっては、児童館のみでなく児童館を運営する団体へも報告し、助言を受けるなどしながら進めていくことが大切です。子どもや保護者に働きかけを行う際には、常に児童相談所又は区役所などと相談をしながら慎重にすすめていきます。

ウ 援助

〔子どもへの援助〕

●子どもの安全の確保

保護者と離れて子どもが安全に落ちついて過ごせる時間を持つことができるよう、できるだけ来館するように話しましょう。

子どもの身なりや態度のために、他の子ども達からいじめられたり、仲間外れにされたりすることも考えられるので、そういったことが起きないように注意を払うとともに、子ども達の前での職員の言動にも配慮が必要です。

●心理面への対応

子どもは辛さや恥ずかしさ、恐怖心などから虐待の事実を話すことはあまりありません。むしろ、自分が悪い子だから辛い目にあっているとさえ思い込んでいます。

こういった時は、“あなたが悪いのではない”ということを理解させるよう、子どもの言葉に十分に耳を傾け、自分の気持ちを少しずつでも話してくれるような雰囲気づくりに努めます。

また、子どもが“虐待について話をしたことでますます虐待がひどくなるのでは”と心配することもあるので、そんな時は児童相談所などが守ってくれることを知らせて安心させることも必要です。

〔保護者への援助〕

●精神的援助

虐待をしてしまう保護者には、保護者自身の育ちの問題や家庭のストレス、育児不安などそれなりの理由があります。したがって、保護者を責めることはしないで、気持ちを理解しようとする姿勢が大切です。子育ての大変さに共感されることで心を開いてくれるケースも多くあります。

保護者との関係が途絶えないように時間をかけて向き合っていきましょう。

●専門機関の紹介

児童館は、いつも子どもと保護者の味方であることを話し、信頼関係を築いていきます。

そして、子どもにケガなどが見られる場合は早急に医療機関で受診することを勧め、相談できる関係機関（児童相談所、区役所など）の窓口を紹介します。

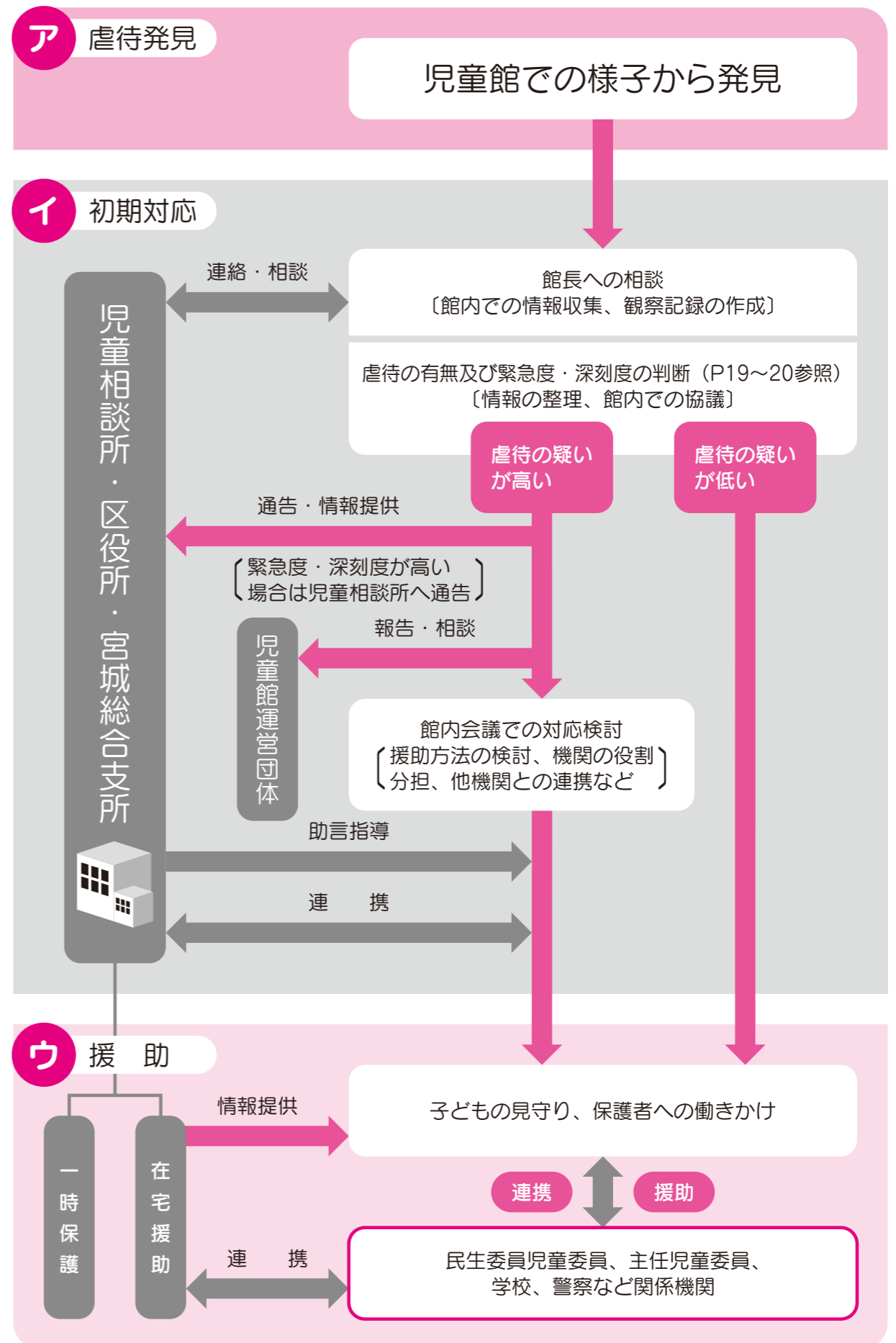
〔援助の体制〕

●関係機関とのネットワーク

虐待が認められる場合であっても、在宅で見守っていくケースも多くあり、それぞれの機関が役割を分担・連携して対応することが大切です。

児童相談所や区役所・総合支所と連携をとるのはもちろんですが、区ごとのネットワーク組織を活かして、子どもが通っている学校の担任や養護教諭との情報交換や地域の事情に詳しい民生委員児童委員や主任児童委員のほかきょうだいが通っている学校や幼稚園、保育所など子どもを取り巻く地域の関係機関とも情報を共有しながらしっかりと連携をとることが大切です。

〔児童館・児童センター〕



(4) 医療機関

医療機関は子どもへの直接的接触があり、身体的所見・精神的所見からの通常のケガとは考えにくいような状態（虐待の兆候）を確認しやすく、保護者への接触も比較的容易にできます。特に乳幼児の場合、第一発見者となる可能性が最も高いのが医療機関です。

また、診療現場での心身の状況の確認は虐待の有力な証拠となり、早急な対応により子どもの生命を救うことにつながります。

ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたり、P.12の「児童虐待を発見する上で有用な身体医学的知識」に該当するケガ等が見られる場合は「虐待」を疑ってみましょう。そして医学的見地から、自然な状態で起こりうるものかどうか注意深く診察してください。

〔子どもの身体的所見〕

詳しくはP.12の「児童虐待を発見する上で有用な身体医学的知識」をご参照ください。

皮膚の外傷：打撲、多数の小さな出血、不審な傷、ひもなどで縛った跡など

火傷や熱傷：たばこの火を押しつけた跡、熱湯をかけた跡など

骨 折：多発性の骨折、新旧混じった骨折など

頭 部：頭蓋骨骨折、頭蓋内出血、意識障害など

目 睛：目の周囲のあざ、眼球の損傷など

内 臓：内臓の損傷、内臓破裂など

性器と肛門：性器や肛門の外傷、若年者の妊娠など

そ の 他：低身長、体重増加不良、脱水症状、不潔な肌、健診や予防接種未受診

〔子どもの精神的所見〕

無気力、無感動、無表情

極端なおびえ、情緒の不安定

多動、乱暴

過食、拒食、むさぼり食い

心身症

親子関係が希薄

発達の遅れ

大人の顔色をうかがう

身体接触を極端にいやがる

誰とでもべたべたする

〔保護者の様子〕

不自然な状況説明や態度

発症から受診までの時間が長い

入院に拒否的又は入院させても付き添い等に消極的

子どもの既往歴や病歴に矛盾が多い

子どもの病状や予後に関心が薄い、面会が極端に少ない

子どもへの思い・態度

(拒否的、無関心、過干渉、権威的)

外来を中断したり、転院を繰り返す

保護者の感情の起伏が激しい

保護者の精神疾患

出産後の状況（マタニティ・ブルーズ、産後うつ等）

イ 初期対応

●虐待の有無の判断と記録

子どもの心身の状態や保護者の様子から虐待の有無の判断を行います。その際、より客観的資料として、保護者の了解が得られれば患部の写真撮影を行います。

子どもがおびえているようであれば、ここが安全な場所であることを伝えます。保護者に対しては、決して叱ったり、否定するようなことはしないで、できるだけケガをした時の様子を聴き取るようにし

ます。嘘をつく可能性も高いですが、疑うような言動をとらないようにします。保護者から拒否されると子どもを保護しにくくなります。

また、保護者の心身の状態を把握することも今後の対応上、必要な情報になります。

●児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告と入院の要否判断

虐待の疑いが高い場合には、「仙台市児童虐待通告票（関係機関用）」（P.75参照）に記入し、その内容に沿って早急に児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。その際、緊急度が高いかどうかとも報告する一方、できるだけ子どもを院内に留まらせてください。緊急保護が必要な場合は、保護入院措置を行うことで、子どもの安全が確保しやすくなります。

入院措置は、医療面の必要性だけでなく、子どもを保護者から離して安全を確保するという重要な側面も持ち合わせています。したがって、保護者に対し、できるだけ入院に同意するように働きかけます。

また、入院が必要ない場合であっても、通院を続けるよう保護者に話しましょう。児童福祉法により、病院等は要支援児童等を把握した場合、市町村に情報提供するよう努めることが規定されています。

●院内チームでの対応

複数の診療科を持つ病院においては、小児科や外科、整形外科など、どこの診療科においても虐待が発見される可能性があります。虐待が疑われた場合は、他の診療科にかかっているか不自然な所見があるかなどの情報交換を行い、それぞれの役割分担に沿った迅速な対応を行います。

ウ 援助

〔子どもへの援助〕

●子どもの安全の確保と心理面への対応

子どもの身体面のケガなどについては、適切な処置を行うとともに情緒の安定を図るようにします。不安定な気持ちを抱かせないように看護師などが声がけを行ったり、子どもの話に耳を傾けるようにします。

また、入院中の子どもと接触する保護者の様子に注意を払い、虐待が繰り返されないように配慮することが必要です。

〔保護者への援助〕

●精神的援助

虐待をしてしまう保護者には、保護者自身の育ちの問題や家庭のストレス、育児不安などそれなりの理由があります。したがって、保護者を責めることはしないで、気持ちを聞き、理解する姿勢が大切です。

●専門機関の紹介

様々なストレスや育児不安を抱えている場合には、児童相談所や区役所などの相談機関を、また、精神的障害が認められる場合には、専門の治療機関や相談機関等を紹介します。

〔援助の体制〕

●関係機関とのネットワーク

虐待が認められる場合であっても、在宅で見守っていくケースも多くあり、それぞれの機関が役割を分担・連携して対応することが大切です。

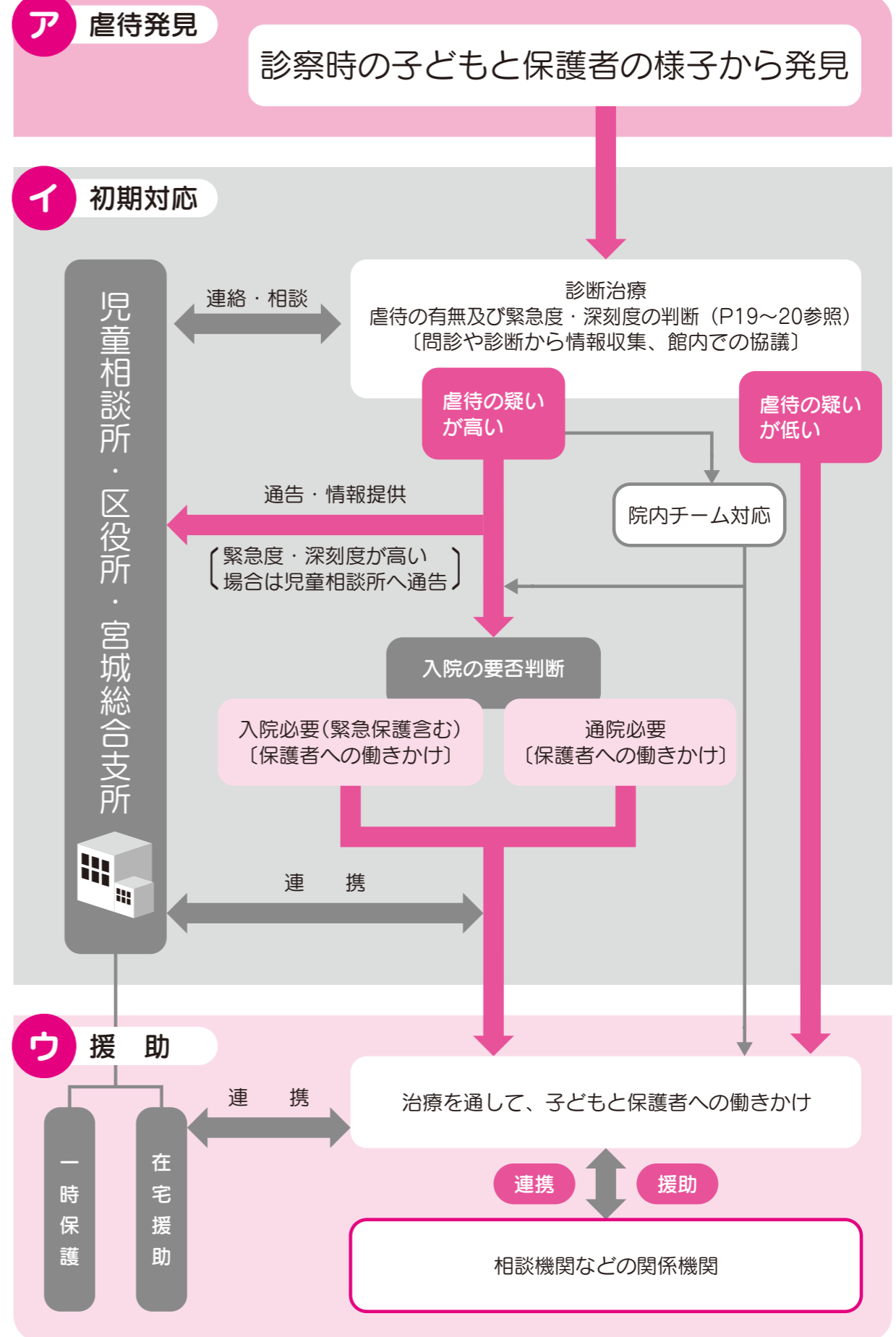
また、児童相談所や区役所・総合支所へ積極的に情報提供するとともに、注意深く子どもや保護者の状況を見守っていく必要があります。

【参考】 医療ネットワーク事業について

医療ネットワーク事業は、医療機関における児童虐待対応能力向上を図るために、仙台市立病院を拠点病院として医療機関同士のネットワークを推進し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を行うことを目的に平成 26 年度より開始したものであり、以下の内容を拠点病院にて実施しています。

- ①病院内に児童虐待対応の組織を設置
- ②地域の医療機関や関係機関からの相談に対し、助言や連絡調整を行う児童虐待対応専門コーディネーターを配置
- ③地域の医療機関からの相談への助言等
- ④児童虐待対応能力向上のための教育研修

〔医療機関〕



(5) 精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）

精神保健福祉総合センターでは、様々な心の問題を主訴とした人の診察・相談時に、子どもや保護者の様子から虐待を発見することもあります。ときには保護者が自らの虐待について相談に来所することもあります。

また、区役所、病院、児童相談所、警察等の関係機関から、虐待を受けた子どもや虐待を加えてしまう人への心理的サポートを目的に紹介を受けることもあります。

ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。

〔子どもの様子〕

- 不自然な新旧の外傷、熱傷、骨折等がみられる
- 性器、肛門及びその周囲の外傷があるなど（若年妊娠など）
- 健康状態が悪い（栄養不良、薬物中毒など）
- 成長・発達が遅れている
- 無表情だったり、表情が乏しい
- 気力がない
- 極端に怯える、大人の顔をうかがうなど情緒が不安定である
- 物事への関心が欠如している
- 過度に甘える
- 年齢相応の親への執着や甘えがない
- 心身症の兆候がみられる（チック、円形脱毛、頻尿など）
- 多動である、粗暴な行動をとる
- 活動の低下が見られる
- 拒食や過食がある

- 盗みをする
- 家に帰りがらない、家出を繰り返す
- 性的なことに年齢不相応な関心を示す

〔保護者の様子〕

- 感情の起伏が激しい、不安が強い、衝動性が高いなど精神的に不安定である
- 精神疾患や精神遅滞がある
- 子育てに関する知識が乏しい
- 子どもへの拒否的もしくは不自然な態度がみられる
- 夫婦間の関係が悪い、近隣との関係がうまくいかないなど子育ての協力体制が乏しい
- 保護者自身に虐待された経験がある、保護者自身の親子関係の問題を訴える
- 家庭内にアルコール、薬物、ギャンブルなどの嗜癖問題がある
- 経済状況が不安定

イ 初期対応

●情報収集と現状の把握

虐待が疑われた場合は、相談者や家族などから話を聞くとともに、その子どもや家族が関わっている保育所や学校、区役所、児童相談所などの関係機関と連絡を取り合って現状の把握に努めます。

●受理会議での対応検討

相談を受けた全ケースについて、センター内の受理会議を行い、虐待の場合にはその緊急度についての判断を行い、すぐに児童相談所又は区役所・各総合支所への通告や情報提供を行います。さらに、受理会議において、センター内での対応方法、関係機関との役割分担と連携のあり方などについての検討も行います。

ウ 援助

〔子どもへの援助〕

●心理面への対応

虐待を受けている子どもは、心身共に傷ついているので、治療的関わりが必要です。精神科医師による治療や心理相談員による*プレイセラピーなどを実施し、子どもの心のケアに努めます。

*プレイセラピー＝遊戯療法。遊びを通し、言葉では表現できない子どもの気持ちを引出し、子どもの精神的安定を図ります。

〔保護者への援助〕

●精神的サポート

心理相談員、ケースワーカー、保健師などによる個別相談を実施して、保護者への精神的サポートを行います。また、必要に応じて精神科医師による診療も行います。

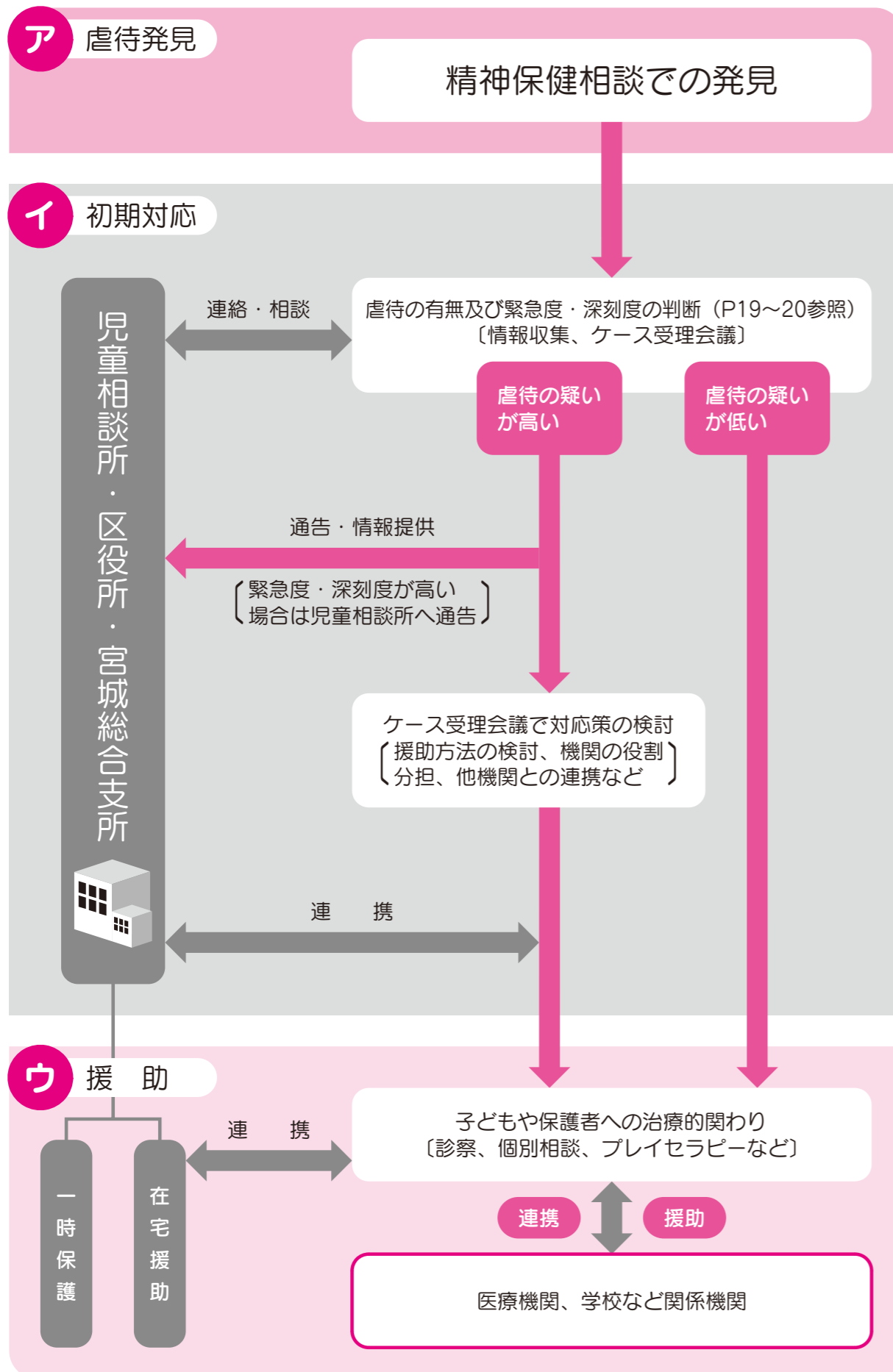
また家族の中にアルコール依存症者がいたり、疑われるような飲酒の問題がある場合には、グループミーティング（アルコール家族ミーティングなど）への参加を勧めることがあります。

〔援助の体制〕

●関係機関とのネットワーク

虐待が認められる場合は、それぞれの機関が役割を分担・連携して対応することが大切です。児童相談所、区役所・総合支所、小児科等の医療機関や子どもの通っている小学校、幼稚園、保育所などの関係機関と連携を密にして必要な援助体制をとっていきます。

また、他機関から対応が困難なケースについて相談があった場合には、センター内で検討し、必要な技術援助を行います。その他にも、関係機関で開催される子育てや虐待に関する講演会への講師派遣や、関係機関職員等を対象とした専門的研修及び講座開催などの教育研修を通し、他の機関に対する支援を行います。



(6) 発達相談支援センター（アーチル）

発達相談支援センターでは、相談・支援及び地域生活支援等を通して、それぞれの子どもを持つ発達特性への理解を深め、育児負担を軽減できるような具体的な関わり方等について保護者と話し合いを行っています。そのなかで虐待を発見することがあります。

ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。

〔子どもの様子〕	〔保護者の様子〕
<input type="checkbox"/> 不自然な新旧の外傷、火傷、骨折等がみられる	<input type="checkbox"/> 子どもに必要な医療を受けさせない
<input type="checkbox"/> 著しく身体面の発育が遅れている（低身長・低体重等）	<input type="checkbox"/> 子どもに適切な食事や服等を与えない
<input type="checkbox"/> 衣服や身体が清潔でない	<input type="checkbox"/> 子どもに対する否定的な発言が多い（可愛いと思えない・嫌い等）
<input type="checkbox"/> 大人を極端に怖がる・大人の色をうかがう	<input type="checkbox"/> 過度に厳しい叱責が多かったり、人前でも子どもを平気で叩く
<input type="checkbox"/> 大人に過度に甘える	<input type="checkbox"/> 夫婦関係が不安定である・夫婦間での暴力がある
<input type="checkbox"/> 無表情あるいは表情が乏しい	<input type="checkbox"/> 近隣での育児支援の協力体制が乏しい
<input type="checkbox"/> 他の子どもや大人に対してかなり攻撃的な言動をする	<input type="checkbox"/> 不安が強く、感情の起伏が激しい
	<input type="checkbox"/> 経済的に困窮している

イ 初期対応

● **情報収集と現状の把握**

虐待が疑われた場合は、保護者から、家庭での子どもとの関わり方、家族の協力状況等について詳しく話を聞くとともに、必要に応じて継続的な相談や家庭訪問等を行います。

さらに、子どもの日中活動の場である通園施設や保育所、学校、関係機関である区役所、児童相談所などと連絡を取り合って現状の把握に努めます。

● **児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告と所内での対応検討**

虐待の疑いが高い場合には、把握できた情報をもとに所内会議を開催し、緊急度・深刻度、今後の支援方針及び関係機関との連携の仕方等について検討を行い、緊急度・深刻度が高いと判断した場合には、「仙台市児童虐待通告票（関係機関用）」（P.75参照）に記入し、その内容に沿って早急に児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。特に緊急度・深刻度が高い場合はすぐに児童相談所へ通告します。

ウ 援助

発達障害児は、それぞれの障害特性により、保護者の日々の育児負担は大きく、それ故、虐待を受けるリスクが極めて高いという指摘もあります。

発達障害児の家族は、身近に理解者や相談相手、支援者が少なく、地域の中で孤立しがちです。そのため、家族自身が自らを追い込んで、育児への自信を失い、子どもへの適切な対応がさらに難しくなっていることも少なくありません。

保護者と話し合う場合には、その育児の仕方を責めるのではなく、不適切な対応の背景を理解し、保護者が前向きな子育てができるために必要な情報やサービス等を提供しながら、保護者自身のエンパワーメントという視点が必要です。

[子どもへの援助]

●子どもの日中活動の場及び安全の確保

子どもの日中活動の場を確保することで、保護者が子どもと距離を持つ時間ができ、子どもの安全も確保することができるとともに、見守りや緊急時の連絡体制をつくることができます。

[保護者への援助]

●相談支援

継続相談や家庭訪問等を行い、保護者の気持ちを尊重しながら、子どもの発達特性や家庭での具体的な関わり方について話し合います。また、レスパイトやショートステイ、ホームヘルプ等の福祉サービスの利用をすすめ、子どもと離れた自分だけの時間を保障しながら、保護者が自分の気持ちを整理できるよう支援します。

●専門機関等の紹介

保護者が精神的に不安定であったり、夫婦関係が落ち着かなかったり、家族への暴力があるなどの場合には、関係機関を紹介します。

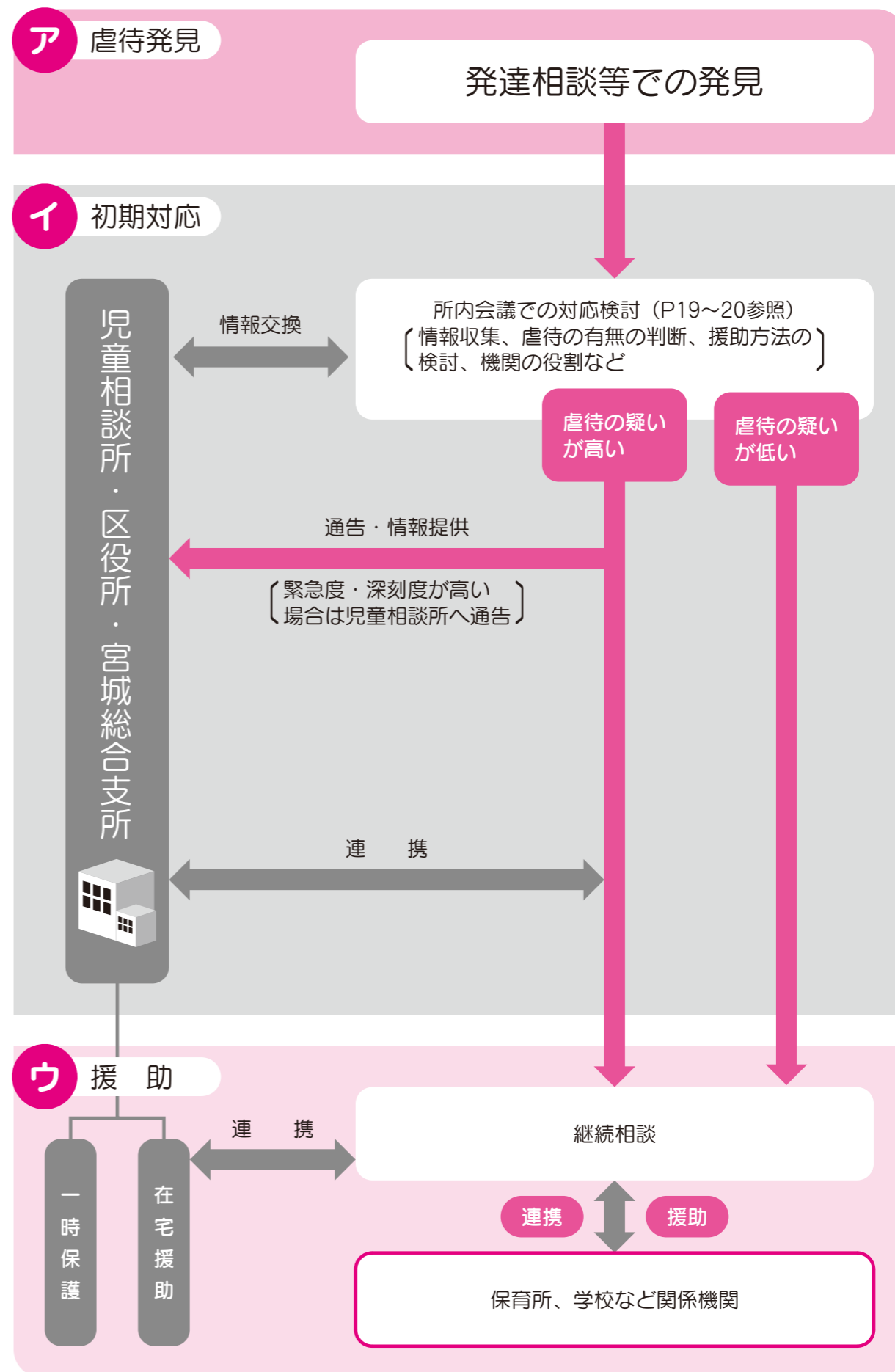
[援助の体制]

●関係機関とのネットワーク

虐待には、多様な要因が複雑に絡んでいます。したがって、虐待への支援は、単一機関のみで行えるものではありません。子どもと保護者に関わっているそれぞれの機関が、役割を分担・連携して継続した支援を行うことが大切です。児童相談所、区役所・総合支所、小児科等の医療機関や子どもの日中活動の場である通園施設、幼稚園、保育所、学校などの関係機関と連携を密にして地域生活支援ネットワークを構築することが必要です。

関係機関で開催される子育てや発達障害児に関する講演会への講師派遣や関係機関職員等を対象とした研修などを通し、発達障害児と家族への生活支援についての理解を深めていきます。

[発達相談支援センター（アーチル）]



(7) こども若者相談支援センター

こども若者相談支援センターは、青少年の健全育成に向け、教員やPTA、民生委員児童委員、保護司らで構成される青少年指導員とともに、仙台市中心部の繁華街（仙台駅周辺、地下鉄泉中央駅周辺、長町駅周辺等）、市立中学校区の街頭指導にあたる他、子どもや保護者からの来所相談も受けています。

また、24時間体制の電話相談である「子ども若者電話相談」や、子育て中の保護者や家族等の悩みに対する「子育て何でも電話相談」などの電話相談やメール相談も行っています。その他にも、「ふれあい広場」及び「ふれあい広場サテライト」が3カ所に設置され、不登校児童や無職少年等への居場所の提供や就労援助、助言指導などを行っています。

街頭指導や来所相談、電話相談等を通して青少年に直接・間接に接するなかで、子どもの様子を観察したり、また、直接本人からの訴えで虐待が発見されることがあります。

ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。

〔子どもの様子－街頭指導から－〕	〔子どもの様子－来所相談・電話相談から－〕
<input type="checkbox"/> 不衛生な身なり	<input type="checkbox"/> 語気や表情に無力感が漂う
<input type="checkbox"/> 夜間のゲーム場遊び・徘徊	<input type="checkbox"/> 泣く、涙声
<input type="checkbox"/> 乱暴・攻撃的なことばづかい	<input type="checkbox"/> 他児をいじめる
<input type="checkbox"/> 無力感、目が虚ろ、投げやり	<input type="checkbox"/> 生き物に対する残虐な行為
<input type="checkbox"/> 理由のない遅刻・早退・怠学	<input type="checkbox"/> 教師への反抗的態度
<input type="checkbox"/> 家出を繰り返す	<input type="checkbox"/> 虚言や盗癖がある
<input type="checkbox"/> 単独での非行	<input type="checkbox"/> 教室からの抜けだし
<input type="checkbox"/> 性的逸脱行為	<input type="checkbox"/> 急激な成績の低下
	<input type="checkbox"/> 授業中ボーッとしている
	<input type="checkbox"/> 中学生以降まで持続する夜尿
	<input type="checkbox"/> 頻繁な保健室訪問
	<input type="checkbox"/> 体調・気分の激しい変動
	<input type="checkbox"/> 給食の過食やおかわりのし過ぎ
	<input type="checkbox"/> 落ち着きがない
〔保護者の様子－来所相談・電話相談から－〕	
<input type="checkbox"/> 保護者の子どもへの拒否的な態度や言葉	<input type="checkbox"/> 子どもの問題を一部隠す
<input type="checkbox"/> 育児についての常識のなさ、偏り、知的能力の問題	<input type="checkbox"/> 問題の背景や原因を言わない
<input type="checkbox"/> 「この子を産まなければよかった」と頻繁に言う	<input type="checkbox"/> 世間体を気にしすぎる
<input type="checkbox"/> 子どもを見る目が厳しすぎる	<input type="checkbox"/> 学校に相談しようとならない
<input type="checkbox"/> 自分自身の親子関係に問題があると言う	
<input type="checkbox"/> 子育てに関して孤立感を抱いている	
<input type="checkbox"/> うつ状態	

イ 初期対応

●所長への相談

虐待が疑われる場合や心配がある時には相談員が一人で抱え込まずに、所長に報告するとともに虐待の有無について早急な検討を行います。相談者に対しては来所を勧め、継続して面接相談ができるようにしておきます。

●情報収集と観察記録

面接相談を継続するなかで更に詳しい情報を集めます。既に児童相談所や教育相談課に相談していたり、これらの機関に学校からの情報が入っていたりすることもあるので、連絡のうえ情報を集めます。同時に在籍校と連絡を取り、家庭状況や虐待の兆候がなかったかなど面接相談で得た情報を確認し、より詳しい情報を収集します。

併せて、他の機関から得た情報も含めて整理し、記録を作成します。

●児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告

虐待の疑いが高い場合には、「仙台市児童虐待通告票（関係機関用）」(P.75)に記入し、その内容に沿って早急に児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。特に、緊急度が高い場合はすぐに児童相談所に通告します。

●ケース会議での対応策検討

今後、子どもと保護者をどのように援助していくのか、こども若者相談支援センターとしてどのようなことができるのかなどについて、作成された記録をもとにケース会議に諮り、対応方針を検討します。さらに、児童相談所、学校、警察などと連携を取り、協議を行います。

ウ 援助

〔子どもへの援助〕

●子どもの安全の確保

保護者と離れて子どもが安全に落ち着いて過ごせる時間を持つことが大切です。そのために、センターへの来所を促したり、学校・児童相談所等と連携して、それぞれの立場での安全確保を要請します。

●心理面への対応

子どもが虐待の事実を話してくれた時には、その勇気をねぎらい、子どもの言葉を受けとめて相手に安心感を抱かせるようにします。情緒が不安定なため言動が荒れることもありますが、時間をかけて忍耐強く対応しましょう。自分が受け入れられているという実感を得ることで次第に心の安定が図られていきます。

〔保護者への援助〕

●精神的援助

保護者の援助を行う時には、保護者に対して責めるようなことを言ったり、否定的な態度をとったりしないように気をつけましょう。なかなかこちらの言うことを受け入れてくれなかったり、理解しがたい言動に遭遇することもあります。保護者自身の育ちの問題や家庭のストレスなど複雑な問題を抱えていることが多いので、時間をかけて向き合っていきましょう。

特に、保護者が子育てに自信をなくさないように支援していくことが重要です。

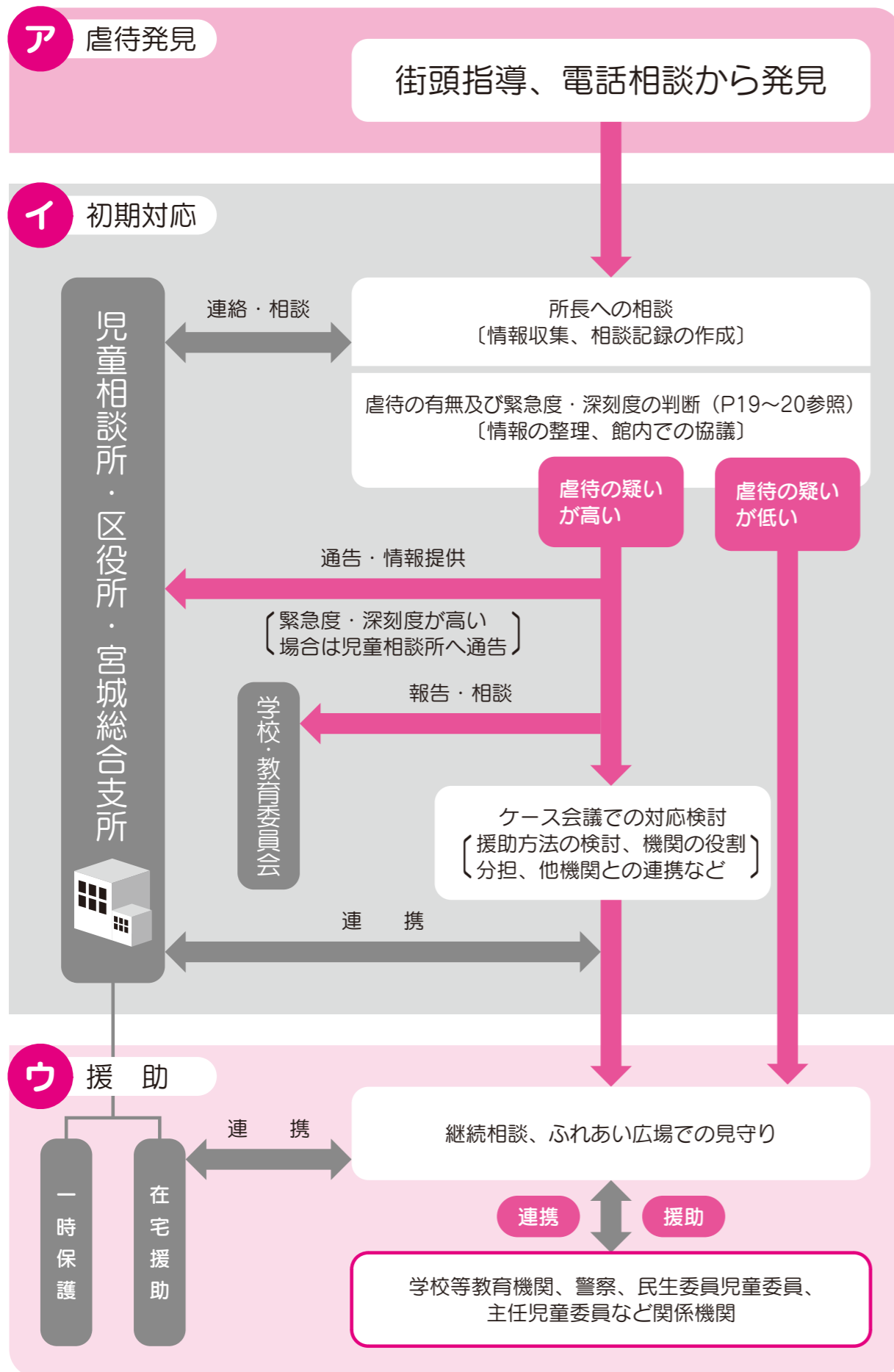
●専門機関の紹介

児童相談所や区役所、教育相談機関など相談できる専門機関を紹介していきます。また、保護者の精神面の治療が必要な場合は、専門の治療機関を紹介します。

〔援助の体制〕

●関係機関とのネットワーク

虐待の対応では、それぞれの機関が役割を分担・連携して対応することが大切です。児童相談所や区役所・総合支所と連携を密にし、所内での見守りを基本に必要な援助体制をとっていきます。



(8) 民生委員児童委員・主任児童委員

民生委員児童委員や主任児童委員は地域の様々な生活場面で、虐待を発見する可能性があり、ちょっとしたサインを見逃さないことがとても重要です。

また、地域の人々や、保護者、子どもからいろいろな相談を受けることがあります。その中で虐待に関する事柄が発見された場合、その家族は他にも様々な生活上の課題を抱えていることが多く、子どもへの援助だけでなく、家族全体への援助が必要になってきます。

また、地区民生委員児童委員協議会組織（会長・副会長）としては、民生委員児童委員や主任児童委員が一人で問題を抱え込まないように、側面からの支援や連携の調整をすることが必要となってきます。

ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。

〔子どもの様子〕	〔保護者の様子〕
<input type="checkbox"/> 不自然なケガや火傷の跡がある	<input type="checkbox"/> 子どもの健康・安全への配慮がない
<input type="checkbox"/> 表情が乏しい	<input type="checkbox"/> 体罰を加える
<input type="checkbox"/> 元気がない	<input type="checkbox"/> 極端に偏った教育観・育児観
<input type="checkbox"/> 衣服が汚れている	<input type="checkbox"/> しつけが厳しすぎる
<input type="checkbox"/> 食べ物への執着が強い	<input type="checkbox"/> 養育に対して拒否的である
<input type="checkbox"/> 家に帰りたがらない	<input type="checkbox"/> 食事を与えない
<input type="checkbox"/> 家出を繰り返す	<input type="checkbox"/> 夫婦関係が不安定である
<input type="checkbox"/> 家に帰りたがらず放浪している	<input type="checkbox"/> 経済的に困窮している
<input type="checkbox"/> 言動が乱暴	<input type="checkbox"/> 身近に援助者がいない
<input type="checkbox"/> 保護者の顔をうかがう	<input type="checkbox"/> 地域・親族等との交流がなく、孤立している
<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・学校を休んでいる	

イ 初期対応

● **地区の民生委員児童委員や主任児童委員との相談**

虐待が疑われる場合は一人で抱え込まず、地区の他の民生委員児童委員や主任児童委員に相談するとともに、できるだけ早く児童相談所又は区役所・宮城総合支所に連絡します。

● **情報収集と観察記録**

民生委員児童委員や主任児童委員が協力して、子どもに関する情報を収集します。子どもが通っている学校や幼稚園、保育所などとの情報交換も必要となります。

情報を収集する際には、町内の無責任な噂になつたりしないように十分注意を払うことが大切です。

また、「虐待かな」と疑いを持った時から、子どもの身体的状況、言動の様子、保護者の態度などを具体的に記した観察記録の作成を開始します。

● **児童相談所又は区役所・宮城総合支所への通告**

虐待の疑いが高い場合には、「要保護児童通告受付票」(P.77 参照) に記入し、その内容に沿って早急に児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。特に、緊急度が高い場合はすぐに児童相談所へ通告します。

● **対応策の検討**

虐待対応を行う場合、専門機関に通告したからといって児童相談所などの公的機関がいきなり保護者と面談しようとしても、保護者の抵抗や拒否に遭うまいかないものです。このように虐待への介入については、家庭や子どもについて具体的な情報を持つ民生委員児童委員や主任児童委員が大切な役割を担うことになります。

保護者と民生委員児童委員等との信頼関係が形成されていると判断される場合は、専門機関の介入

に先立ち、まず民生委員児童委員等が保護者に会い、子どもへの心配や不安、困っていることなどについて聞いていきます。その中で、専門機関の機能についても懇切に説明し、保護者の警戒心を解くなど、保護者が直接専門機関へ相談に行けるよう働きかけをしたり、専門機関がスムーズに介入しやすいよう下地づくりを行います。また地区民生委員児童委員協議会会長は、対応策を検討する際、それぞれの委員が動きやすいように、また、問題を抱えずぎないようにそれぞれの役割を明確にするよう配慮します。

ウ 援助

〔子どもへの援助〕

●子どもの安全の確保

保護者と離れて子どもが安全に落ち着いて過ごせる時間を持つために、できるだけ登園、登校できるように働きかけましょう。

また、保護者から叩かれそうになったら近所の人に助けを求める、性的虐待を受けそうになったら大声で叫ぶなど、子ども自らが身を守れるように具体的な方法について助言することも大切です。

●心理面への対応

保護者から虐待を受けた子どもは、人に対する不信感や恐怖心を抱いています。虐待の事実を打ち明けることにより、そのことが保護者に伝わり、さらにひどい虐待を受けるのではないかと不安を抱いています。そこで秘密を守ることを約束し、子どもに安心感を持たせることが大切です。

また、虐待については口を閉ざしてしまうことも多いのですが、そんな時は無理に聞き出そうとせず、子どもの言動をそのまま受け止めるようにしましょう。

虐待を受けた子どもの多くは、絶えず保護者から叱責等されていることから「自分は価値のない人間だ」「自分が悪いから叱られるのだ」と思っており、自己評価が低く、自信を失っている場合もあります。子どもの苦しみや悲しみ、怒りに耳を傾け、共感し、話を聴くことが心の癒しにつながっていきます。

〔保護者への援助〕

●精神的援助

保護者は孤独感と閉塞感の中で、子育てに自信をなくし悩み苦しんでいます。保護者を決して責めてはいけません。責められることで、さらに心を閉ざし、いっそうストレスを募らせ虐待へとエスカレートしていくこととなります。虐待そのものを容認するのではなく、虐待を繰り返さざるを得ない保護者の立場や心情を理解することです。

「イライラし、つい子どもを叩いてしまう」と保護者が打ち明けた場合、まず「言いにくい事をよく話してくれましたね」と相手の勇気や苦しみに共感します。

子育てを経験した民生委員児童委員からすれば保護者の至らぬところばかりが目についてしまいがちですが、援助者と保護者とでは育った時代背景や生い立ち、価値観など何もかも違うことを十分認識し、自己の価値観を押し付けないようにしていきます。

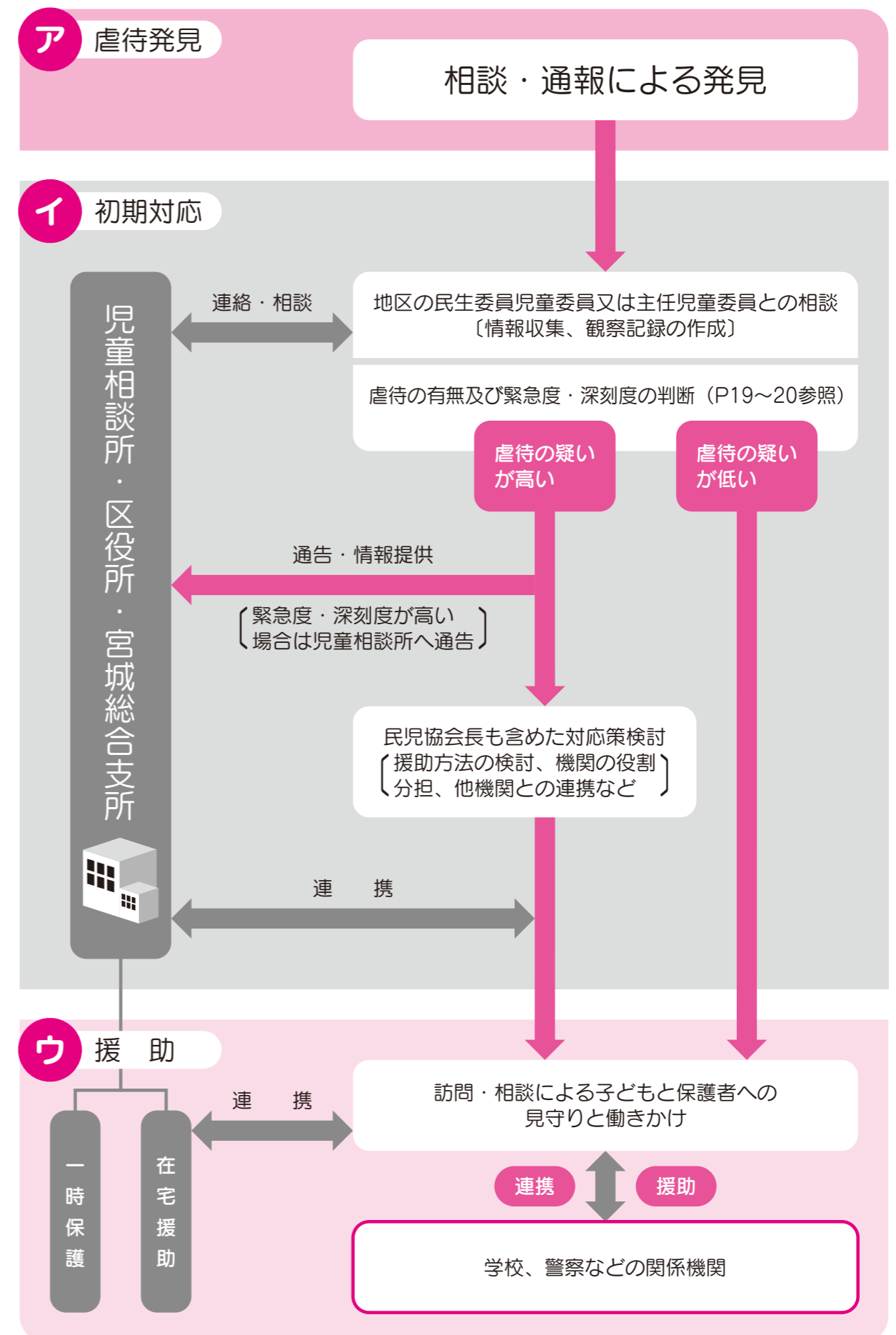
〔援助の体制〕

●関係機関とのネットワーク

援助には、それぞれの機関が役割を分担・連携して対応することが大切です。

児童相談所や区役所・総合支所がその核になりますので、連絡を密にしながら必要な援助をしていくことが基本となります。例えば、保育所の利用や生活保護の適用、育児サークルの紹介等を行うことにより、保護者が精神的な余裕を回復し、子どもと良い関係を築いていくこともあります。このように社会資源活用の必要性を感じたら、保護者にそのことを十分に説明し、担当窓口の紹介や場合によっては窓口等に同行することが大切です。また、警察と連絡体制をとることも必要です。

〔民生委員児童委員・主任児童委員〕



(9) NPO法人・民間団体等

NPO 法人や民間団体等は、電話相談、世帯への見守り活動、学習支援などの様々な活動を通じて、児童虐待の防止に取り組んでいます。

要保護児童等への適切な支援を図るためには、こうした NPO 法人や民間団体等も含めた関係機関による情報共有や連携が不可欠であり、仙台市では次の団体が要保護児童対策地域協議会の構成員になり、児童虐待防止に向けた活動を行っています。

《子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ（キャプネット・みやぎ）》

- ・ 電話相談、虐待に悩む母親を援助するためのグループワーク、虐待防止の啓発活動等を実施（電話相談については P.85 を参照。）

《特定非営利活動法人アスイク》

- ・ 仙台市学習・生活サポート事業 受託事業者
- ・ 仙台市支援対象児童等見守り強化事業 受託事業者

《認定特定非営利活動法人 STORIA（ストーリーア）》

- ・ 仙台市支援対象児童等見守り強化事業 受託事業者

虐待発見のポイント、初期対応、援助方法については各 NPO 法人・民間団体等の活動内容によって異なりますが、以下、子ども虐待防止ネットワーク・みやぎにおける対応等について記載していますので、参考にしてください。

ア 虐待発見のポイント

P.11 の虐待のサインや、他の関係機関のページに記載している虐待発見のポイントも参考にしてください。

〔子どもの様子〕

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 夜尿・チック・指しゃぶり等の過度な癖 | <input type="checkbox"/> 落ち着きがない |
| <input type="checkbox"/> 感情表現が乏しい | <input type="checkbox"/> 非行などの問題行動がある |
| <input type="checkbox"/> 親の前ではおとなしく、親がいないと人なつっこい、あるいは乱暴な言動 | <input type="checkbox"/> 成績の低下 |
| <input type="checkbox"/> だれかれなしに愛着行動を示す | <input type="checkbox"/> 現実感がなく、過去の記憶が途切れている |
| <input type="checkbox"/> 食べ物への執着が強い、あるいは食欲がなさすぎる | <input type="checkbox"/> 家に帰ろうとしない |

〔保護者の様子〕

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 「何をやらせてもダメな子」等の言葉、あるいは無視等の態度による暴力 | <input type="checkbox"/> 子どもに暴力をふるった後に抱きしめる等情緒の起伏が激しい |
| <input type="checkbox"/> 被虐待経験がある | <input type="checkbox"/> 孤立している |
| <input type="checkbox"/> 育児におけるイライラや不安が強い | <input type="checkbox"/> 夫婦・家族間の不和 |
| <input type="checkbox"/> 自責の念が強い | <input type="checkbox"/> 子離れできない・過干渉 |
| <input type="checkbox"/> うつ状態 | <input type="checkbox"/> ものごとに対して白黒二極判断しかできない |
| <input type="checkbox"/> 完璧主義あるいは「…ねばならない」という思いが強い | <input type="checkbox"/> 善悪判断のため厳しいしつけの必要性を強く感じている |
| <input type="checkbox"/> DV（夫から暴力を受けている等） | <input type="checkbox"/> 育児書情報等へのこだわり |
| <input type="checkbox"/> アルコールやその他の依存・過食・拒否 | <input type="checkbox"/> 専門家からの育児指導を育児能力評価と受け止め傷つく |
| <input type="checkbox"/> 精神疾患が疑われる | < |

イ 初期対応

●虐待の有無及び危険度の判断と通告

相談員は電話相談に寄せられた内容によって、相談者の状況または子どもにとっての危険度が高いかどうか判断します。すぐに判断がつかない時は、*スーパーバイザーへ相談しながら検討します。心配な状況と判断された場合は、基本的にまず相談者との面接を行い、詳しい状況と情報を得るように努めます。必要があれば相談者の同意に基づき、文書（緊急時は口頭）で児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。特に子どもからの相談は緊急に保護が必要な場合があります。

●情報収集と観察記録

相談および面接の中から、できるだけ多くの情報を集めるようにします。自ら虐待の問題意識があり、外に助けを求める力もある保護者の場合は、話しやすい対応をしていくことで、相談者自身が問題を整理し楽になっていくことも少なくありません。

また、経過の記録をとることも、その後の対応のために重要です。

●スーパーバイザーによるケース検討

継続相談の対応方法や関係機関へのつなぎ方などについて、スーパーバイザーを中心としてケースごとに検討を行います。

*スーパーバイザー＝電話相談員に対する助言や援助を行う専門家のことです（一般的には監督者や管理者を指します）。

ウ 援助

〔子どもへの援助〕

●子どもの安全の確保

もし、子どものそばに寄り添う援助者がいる場合、保護者への不用意な働きかけは援助者、子ども双方に危険が及ぶおそれがあるため、独断によらず関係機関との連携が大切であることを相談者に伝えます。

●心理面への対応

子ども本人からの相談の場合は、必ずしも子ども自身が自分の置かれている状況を詳細に語らないこともあります。そのような時は無理に聞き出そうとしないで、子どもの言葉をそのまま受け止めるようにしましょう。虐待の痛みや辛さを受け止める姿勢で「よく電話してくれましたね」、「あなたは何も悪くない」等の声掛けやメッセージを伝えることが必要です。

〔保護者への援助〕

●精神的援助

電話相談の場面では、保護者が誰にも言えない虐待の悩みを、勇気を振りしぼって電話してくることに對して、十分配慮する姿勢が大切です。

こちらからの指示や評価等はできるだけ避けて、保護者の思いをそのまま受け止め、保護者に安心感を持ってもらうようにしましょう。こうしてはじめて保護者は、日頃から押し込めてきた自分の本心と向き合える場を持つことができます。

保護者が抱える問題の程度によっては、相談の場の提供だけでも本人あるいは子どもとの関係に改善、回復が見られることもあります。

援助においてもっとも大切なのは、「孤立を防ぐ」ことです。そのために「聴く」という方法は力を

発揮します。虐待をやめさせることや問題解決のアドバイスに囚われないことが肝心です。

●専門機関の紹介とグループワークによる援助

保護者によっては自ら治療機関での治療を希望するケースもありますが、そうでない場合は、適当な機関を紹介することも必要です。

また、子どもの様子や状況に危険な要素があれば、それを避けるための方法も保護者に伝え、一緒に考えていく姿勢で臨むことが大切です。

このほかキャブネット・みやぎでは、虐待問題を抱える母親のためのグループワークを週一回行っており、関係機関からの紹介及び電話相談でグループワークが有効と思われる場合は参加を促しています。また、養育者が子どもとの良好な関係を作るための「楽になる子育て講座」を年2回実施しています。

いずれの場合も紹介した機関が決して最後の砦ではなく、これからも継続的に相談に乗れることを保護者に伝えます。

〔一般の通報者への配慮〕

●心理面への対応

第三者による通報は、通報者が知り得た情報をどうしたらよいのか分からず強い不安感を抱きながら、一方で密告者のなうしろめたさも同時に抱いていることが多いものです。

不安感に対しては、まず一人で抱え込まず電話してくれたことに感謝し、一緒に対応を考える姿勢をしめすとともに、通報者が特定されるような情報が漏れないよう保護されることを十分説明し安心感を与えます。

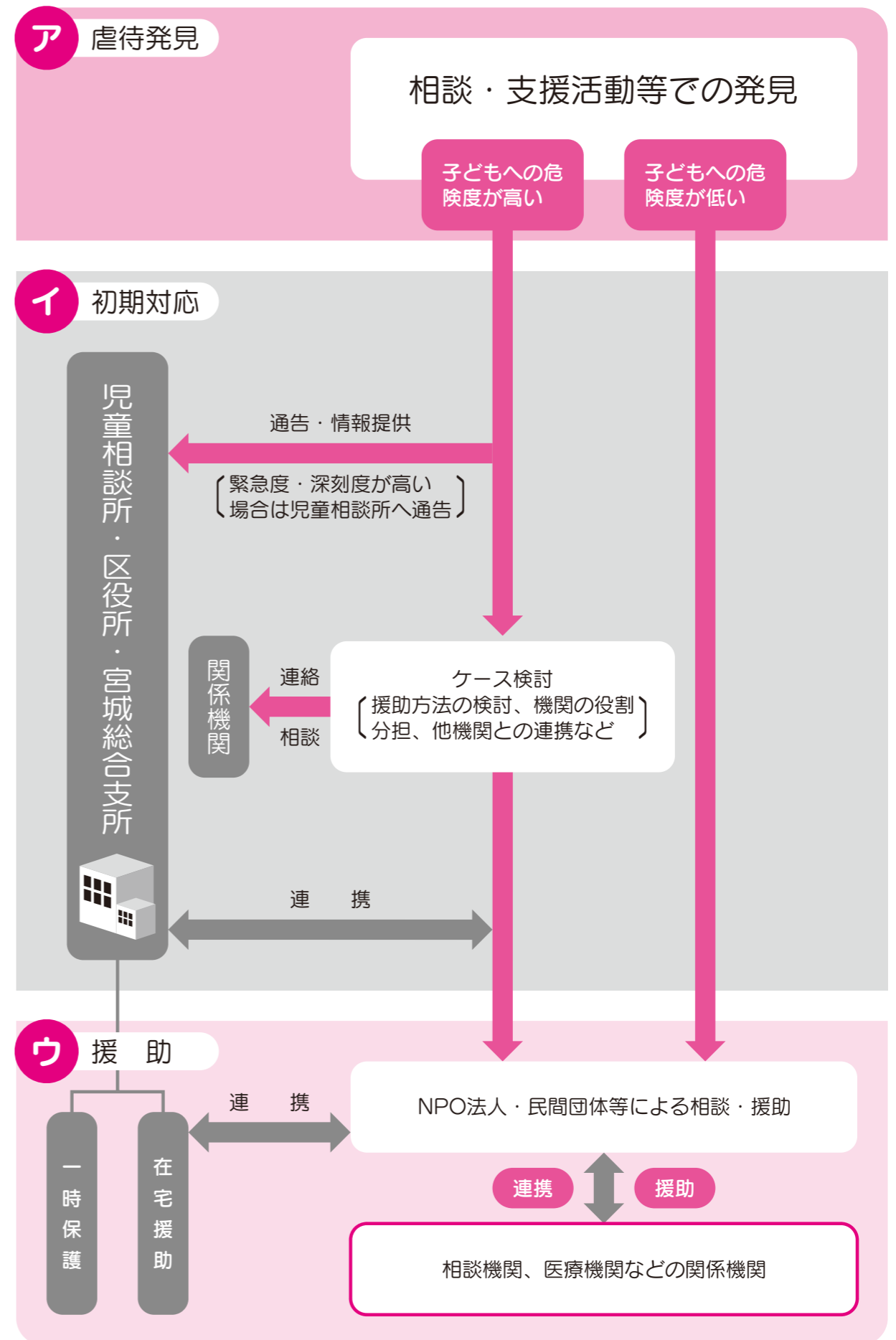
また、単に虐待者を加害者として捉えるのではなく、通報が家族全体に対しての援助の始まりを意味することを伝えます。第三者による通報は多くの場合、その家庭状況等の調査が必要なため、相談者に同意を求めた上で、児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告します。

〔援助の体制〕

●関係機関とのネットワーク

虐待問題を抱える家族の自立的回復を達成するには、ケースの特性に添った長期に渡る多角的援助が必要となります。関係機関が役割を分担・連携して対応することが大切であり、児童相談所や区役所・総合支所と連携を密にして、個別ケース会議等でのスーパーバイズ等、必要な援助を行っていきます。

〔NPO法人・民間団体等〕



(10) 区役所・宮城総合支所（子ども家庭応援センター）

区役所・宮城総合支所は、児童虐待を発見できる機会が多い機関です。また、児童相談所と並んで通告を受ける立場であるとともに、各区家庭健康課こども家庭係・宮城総合支所保健福祉課こども家庭係は、本市における「*子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）」及び要保護児童対策地域協議会の調整機関として位置付けられており、虐待対応を担う機関です。

この子ども家庭総合支援拠点に、「*子育て世代包括支援センター（母子保健機能）」と保育給付等の業務を合わせた一体的な連携体制を「子ども家庭応援センター」と呼称しています。

***子ども家庭総合支援拠点**（児童福祉機能）=子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行います。さらに、要支援児童及び要保護児童等を対象とした支援業務を行います。

***子育て世代包括支援センター**（母子保健機能）=仙台市では、各区役所家庭健康課母子保健係及び各総合支所保健福祉課保健係を「子育て世代包括支援センター」と位置づけ、保健師等が相談支援等を行うとともに、様々な事業を実施し、妊娠期から出産・子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行っています。

区役所・宮城総合支所で虐待を発見できる可能性のある場面は、次のとおりです。

《子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）：各区家庭健康課こども家庭係・宮城総合支所保健福祉課こども家庭係》

・*子供家庭総合相談

***子供家庭総合相談**=子どもとその保護者を対象に、子どもの健康や養育に関する相談、ひとり親家庭の生活支援、婦人保護に関する相談等の種々の相談を受け、必要に応じて援助を行います。児童虐待に関する相談や通告も、この総合相談で受け付け適切に対応し、通告については48時間以内に児童の状況を確認します。

《子育て世代包括支援センター（母子保健機能）：各区家庭健康課母子保健係・各総合支所保健福祉課保健係》

- ・母子健康手帳の交付
- ・妊産婦、新生児・未熟児、幼児等のいる家庭への訪問
- ・各種教室、相談（3～4か月児育児教室、健診事後フォロー教室、こころの健康相談、その他の電話相談・面接等）
- ・幼児健康診査（1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査）
- ・保育所等関係機関との連絡時または訪問時

《その他福祉関連部署：保育給付課・保護課・障害高齢課》

- ・各種相談（生活保護や障害者の相談等）
- ・各種申請手続き（各種障害者手帳の申請・更新、各種手当の申請、保育所の入所申し込み等）

ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。

〔子どもの様子〕

- 著しく発育が遅れている（低身長、やせ）
- 著しく発達が遅れている（運動、言葉、理解）
- 不自然な傷、やけど、骨折、外傷が多い
- 病気が放置されている
- 清潔保持が不十分（体や衣服の汚れ・臭い、ひどいおむつかぶれ、虫歯が多いなど）

〔子どもの様子ー続きー〕

- 基本的な生活習慣が身につけていない
- 季節に合わない服装をしている。
- 表情や反応が乏しく笑顔がない
- 人との関係の取り方が不自然（他児とうまくかかわれない、親の顔をうかがう、親への甘えがないなど）
- 威圧的、攻撃的、乱暴な言葉使いや行動
- 衣服を脱ぐことを異常に嫌がる
- 身体的接触を異常に怖がる
- 初めて会う他者への過剰な接触

〔保護者の様子〕

- 子どもへの接し方が不自然（あやし方が機械的、抱かない、荷物のように扱う）
- 事故防止への配慮がない
- 子どもに対する拒否的な発言（かわいくない、いらぬ、子どもが嫌いなど）
- 子どもを見る目が厳しく叱責が多かったり、人前で平気で叩いたりする
- 子どもに健康診査や予防接種を全く受けさせていない
- 必要な医療を受けさせない
- 人との距離感がつかめない
- 感情が不安定で人格に偏りがある
- 育児の知識の偏りが見られる
- 夫婦仲が悪い、不安定な婚姻関係
- DVがある、配偶者間に一方的な支配関係がうかがえる
- 経済的困窮がある
- 不自然な転居を繰り返している

イ 初期対応

●相談や通告を受ける

子ども自身や保護者からの虐待の相談電話が入ったり、市民や様々な機関から、虐待であるまたは虐待の疑いがあるという通告を受けた時は、「虐待通告受付票」（P.79 参照）に記入しながら、可能な限りの情報を収集するように心掛けます。

また、通告者も動揺しているので、問いただすようなことは避け、通告してくれたことへの感謝と通告者の秘密は守られることを話しましょう。

通告を受けたら、すぐに課長及び係長に報告します。

●受理会議（緊急受理会議）

集められた情報をもとに所内の関係各課による会議を開き、「一時保護に向けたアセスメントシート」（P.19 参照）及び「深刻度アセスメントシート」（P.20 参照）に基づき、所内での対応が可能かどうか、内容の深刻さ及び緊急介入の必要性の判断を行います。

●現状確認と情報収集

関係者及び関係機関へ問い合わせたり、必要時訪問するなどして子どもの安全を確認するとともに、情報収集、状況把握に努めます。その際、来所相談等が継続できるように関係機関と連携をとりながら保護者との関係づくりを心がけ、虐待について問い詰めるような発言をしないように注意しながら、子どもとの関わりが不適切であるため、一緒に改善していきたい旨を理解してもらるようにしましょう。転入したばかりのケースで、前自治体に虐待に関する情報があれば、可能な範囲で聞き取りを行い

ます。

虐待が疑われた時点から、子どもの身体的状況、言動の様子、保護者の態度などを具体的に記したケースファイルを作成します。

また、児童相談所からケースについて調査等の依頼があった場合には、内部や外部の関係機関と速やかに協力体制をとることが必要になります。

●緊急時の児童相談所への*送致・通知

所内会議において緊急度・深刻度が高いと判断された場合は、虐待の事実を児童相談所に連絡すると同時に、緊急に介入が必要な場合は、関係情報を添えて早急に児童相談所へ送致します。

*送致=ケースを移管することで、子どもの身柄とともに送る場合と、書類だけを送る場合があります。

●ケース検討会議

緊急介入の必要性が低い場合は、地域での援助体制を整えるため必要な関係機関に呼びかけてケース検討会議を開催します。会議では、区役所（宮城総合支所）としてどのようなことができるのか、それぞれの機関がどのような役割を担えばいいのかなどについて協議し、共通認識を持つとともに対応策を検討していきます。

ウ 援助

子どもや保護者の心身の問題や家族関係に関して、保健師、助産師、家庭相談員（社会福祉士、保育士等）、精神保健福祉相談員及び心理判定員等が連携して電話や面接による相談、家庭訪問等を行います。

また、場合により、医療機関や専門の相談機関の紹介や福祉制度の活用としての保育所の一時保育の利用を勧めたり、保護を必要とする母子に対しては、母子生活支援施設への緊急一時保護又は入所の支援、女性相談支援センターの一時保護所への*移送を行います。

援助方法の検討など必要に応じてケース検討会議で協議します。また、必要に応じて児童相談所の助言指導を受けるようにします。

*移送=身柄を移すこと

〔子どもへの援助〕

●子どもの安全の確保

未就学児の場合、保育所等への入所を促すことで、子どもが保護者と離れる時間を持つことができ、日中の安全確保が図れます。また、民生委員児童委員、主任児童委員、警察などによる地域での見守りや連絡の体制をつくります。

●心理面への対応

子どもは辛さや恥ずかしさ、恐怖心などから虐待の事実を話すことをためらうことがあるかもしれません。

また、自分が悪い子だから辛い目にあっていると思い込んでいるかもしれません。

そこで、接し方としては子どもに安心感を与え、信頼関係を確立することや、子どもの表情や言動から気持ちをくみ取り、虐待の事実を告げたことへの罪悪感を抱かせないようにすることが必要で、そのためには、話しやすい雰囲気をつくり、十分に時間をかけて子どもの気持ちを受け止めることが大切です。

〔保護者への援助〕

●精神的援助

保護者との関係が切れないようにしながら、面接相談や家庭訪問を繰り返し保護者理解に努めていきます。なかなかこちらの働きかけを受け入れてくれなかったり、理解しがたい言動に遭遇することもあります。保護者自身の育ちの問題や家庭のストレスなど複雑な問題を抱えていることが多いため、責めるような関わりはせず、時間をかけて向き合っていきましょう。

特に、保護者が子育てに自信をなくさないように支えていくことが必要です。

●専門機関や子育て支援施設等の紹介

保護者が育児不安を抱えていたら、保育所等で実施している地域子育て支援センターや子育てふれあいプラザ「のびすく」、相談機関等を紹介するなど子育てを支援できる具体的方法を提示します。

子どもに問題行動や発達障害がある場合は、そうした行動への理解が持てるように、育児教室等の利用を勧めたり児童相談所や発達相談支援センターを紹介するなど別の対応方法を考えます。

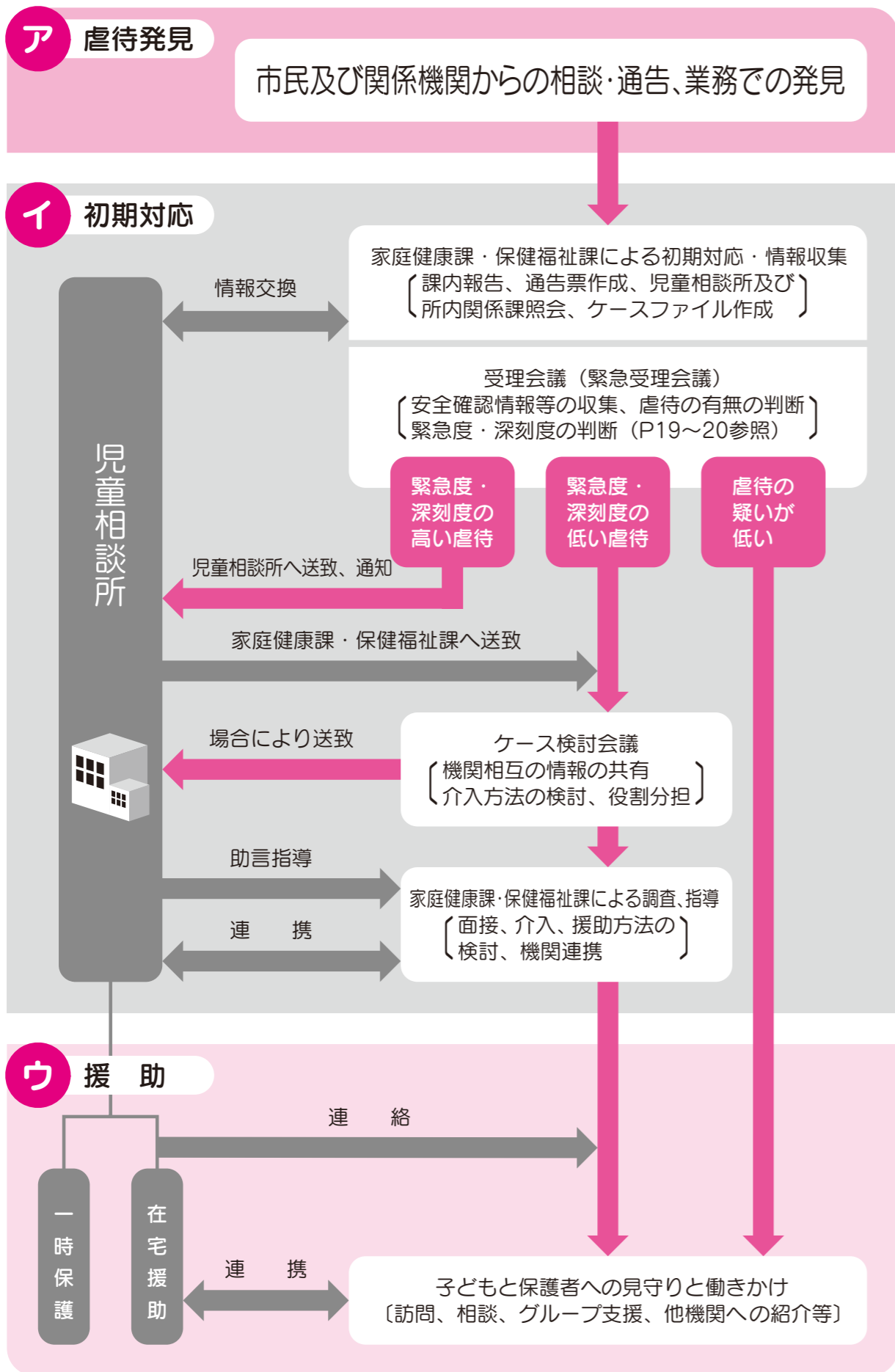
保護者自身に嗜癖問題や精神疾患がある場合は、家庭訪問や精神保健福祉相談を活用したり、精神保健福祉総合センターなどの自助グループを紹介します。

〔援助の体制〕

●関係機関とのネットワーク

虐待の背景には、子ども及び保護者双方に様々な問題が存在します。こうした虐待への対応は一人又は一機関で行えるものではなく、子どもと保護者を取り巻く様々な機関がそれぞれの立場で機能しネットワークを構築していくことが必要です。

在宅の場合はもとより児童相談所より措置解除の連絡を受けたら、ケース検討会議等の検討結果に基づき、児童相談所と連携及び役割分担しながら、子どもと保護者の経過観察を行います。また、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、民生委員児童委員、主任児童委員、子どもが通う学校や幼稚園、保育所、児童館、相談機関や医療機関、地域の警察署などの関係機関と円滑に連携できるように取り組みます。



(11) 秋保総合支所

秋保総合支所には、地域住民の健康の保持増進を目的とし、健康づくりの諸活動を行っている保健福祉課が設置されています。新生児家庭訪問、幼児健康診査や各種教室などの際に、児童虐待を発見できる可能性があります。

ただし、福祉事務所機能を有してはいないことから、児童虐待を発見した場合は児童相談所及び区役所へ通告することが必要であり、情報提供及び対応において、協力体制をとることが大切です。

ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。

- | 〔子どもの様子〕 | 〔保護者の様子〕 |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 著しく発育が遅れている（低身長、やせ） | <input type="checkbox"/> 子どもへの接し方が不自然（あやし方が機械的、抱かない、荷物のように扱う） |
| <input type="checkbox"/> 著しく発達が遅れている（運動、言葉、理解） | <input type="checkbox"/> 事故防止への配慮がない |
| <input type="checkbox"/> 不自然な傷、火傷、骨折、外傷が多い | <input type="checkbox"/> 子どもに対する拒否的な発言（かわいくない、いらない、子どもが嫌いなど） |
| <input type="checkbox"/> 病気が放置されている | <input type="checkbox"/> 子どもを見る目が厳しく叱責が多かったり、人前で平気で叩いたりする |
| <input type="checkbox"/> 清潔保持が不十分（体や衣服、ひどいおむつかぶれ、虫歯が多いなど） | <input type="checkbox"/> 子どもに健康診査や予防接種を全く受けさせていない |
| <input type="checkbox"/> 基本的な生活習慣が身につけていない | <input type="checkbox"/> 必要な医療を受けさせない |
| <input type="checkbox"/> 季節に合わない服装をしている | <input type="checkbox"/> 人との距離の取り方がへた |
| <input type="checkbox"/> 表情や反応が乏しく笑顔がない | <input type="checkbox"/> 育児の知識の偏りが見られる |
| <input type="checkbox"/> 人との関係の取り方が不自然（他児とうまくかかわれない、親の顔をうかがう、親への甘えがないなど） | <input type="checkbox"/> 夫婦仲が悪い、不安定な婚姻関係 |
| <input type="checkbox"/> 威圧的、攻撃的、乱暴な言葉使いや行動 | <input type="checkbox"/> DVがある、配偶者間に一方的な支配関係がうかがえる |
| <input type="checkbox"/> 衣服を脱ぐことを異常に嫌がる | <input type="checkbox"/> 経済的困窮がある |
| <input type="checkbox"/> 身体的接触を異常に怖がる | <input type="checkbox"/> 不自然な転居を繰り返している |

イ 初期対応

●虐待の発見と情報収集

家庭訪問や健診時あるいは窓口対応などの際、虐待の疑いがあるときや相談を受けた場合は、係長及び課長に報告するとともに過去に相談が無かったか、訪問時に気になる点が無かったかなど、虐待の有無について早急な検討を行います。

●児童相談所又は区役所への通告

虐待の疑いが高い場合には「仙台市児童虐待通告票（関係機関用）」（P.75）に記入し、その内容に沿って早急に児童相談所及び区役所へ緊急度や深刻度の判断も含め通告します。

●ケース検討会議

必要に応じて児童相談所、区役所や他の関係機関を交えたケース検討会議を行い、子どもと保護者をどのように援助していくのか、関係機関との連携のとり方や役割分担などについて協議します。

ウ 援助

〔子どもへの援助〕

●子どもの安全確保

区役所との連携のもと、保育所への入所などを促すことで、子どもが保護者と離れる時間を持って、日中の安全確保が図られます。また、民生委員児童委員、主任児童委員、警察などによる地域での見守りや連絡の体制をつくります。

●心理面への対応

子どもは辛さや恥ずかしさ、恐怖心などから虐待の事実を話すことはあまりありません。また、自分が悪い子だから辛い目にあっていると思い込んでいます。

そこで、接し方としては子どもに安心感を与え、信頼関係を確立することや、子どもの表情や言動から気持ちをくみ取り、虐待の事実を告げてしまったことへの罪悪感を抱かせないようにすることが必要で、そのためには、話しやすい雰囲気をつくり、十分に時間をかけて子どもの気持ちを受け止めることが大切です。

〔保護者の援助〕

●精神的援助

保護者との関係が切れないようにしながら、家庭訪問などを行い保護者理解に努めていきます。保護者の理解しがたい言動に遭遇することもあります。保護者自身の育ちの問題や家庭のストレスなどを抱えていることが多いので責めることはせず、時間をかけて向き合っていきましょう。特に、保護者が子育てに自信をなくさないように支えていくことが必要です。

●専門機関の紹介

保護者が育児不安を抱えていたら、保育所等地域子育て支援センター、子育てふれあいプラザや相談機関などを紹介するなど子育てを支援できる具体的方法を提示します。

子どもに問題行動や発達障害がある場合は、そうした行動への理解が持てるように、育児教室等の利用を勧めたり、児童相談所や発達相談支援センターを紹介するなど別の対応方法を考えます。

保護者自身に嗜癖問題や精神疾患がある場合は、家庭訪問や精神保健福祉相談を活用したり、精神保健福祉総合センター、医療機関や自助グループを紹介します。

〔援助の体制〕

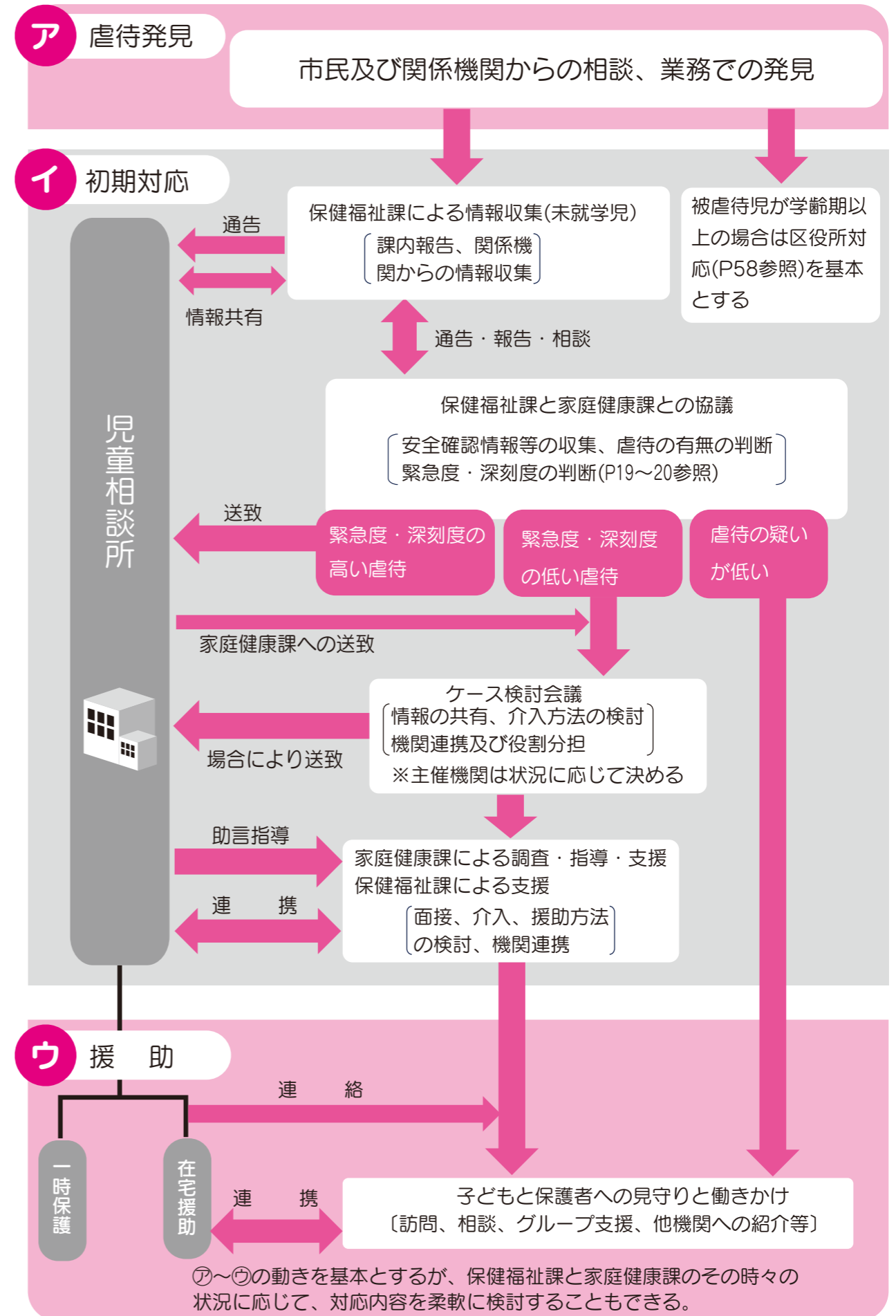
●関係機関とのネットワーク

虐待の背景には、子ども及び保護者双方に様々な問題が存在します。こうした虐待への対応は一人又は一機関で行えるものではなく、子どもと保護者を取り巻く様々な機関がそれぞれの立場で機能しネットワークを構築していくことが必要です。

在宅の場合はもとより児童相談所より措置解除の連絡を受けたら、児童相談所及び区役所との協議結果に基づき、児童相談所及び区役所・総合支所との連携及び役割分担しながら、子どもと保護者の経過観察を行います。

また、必要に応じて民生委員児童委員、主任児童委員、子どもが通う学校や幼稚園、保育所、児童館、相談機関や医療機関、地域の警察署などと連携をとり対応していきます。

〔秋保総合支所〕



(12) 児童相談所

児童相談所は虐待通告の受付機関であり、虐待が疑われるケースについて、相談、調査、判定を行うほか、一時保護や施設措置の機能を有するなど虐待対応の中心的役割を担っています。

また、虐待対応における専門機関として、区役所をはじめ関係機関に対して技術的な助言指導を行います。

児童相談所に寄せられる相談には虐待に関するもののほか、養護相談、非行相談、育成相談など、子どもに関する様々な相談があります。相談種別は異なっても、保護者の子どもに対する不適切な関わりから、子どもが情緒不安定になったり非行に走ったりするケースが多く、虐待の疑いのあるものも少なくありません。相談の場では、表面的な行動にとらわれず本質的な問題はどこにあるのかを把握するよう努めることが大切となります。

ア 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら「虐待」を疑ってみましょう。そして、注意深く観察してください。

〔子どもの様子〕

- 子どもの所在が確認できず、保護者が逃げ出そうとしている
- 子どもの置かれた環境が物理的に危険な状態にある
- 保護者を恐れる、又は一緒にいると非常に緊張する
- 他の子どもや大人に対してかなり攻撃的な言動をする
- 虫や小動物をいじめる
- 子ども自身が「家で叩かれる」という
- 不自然なケガをしている
- 性的なことに過度に関心を示す

〔保護者の様子〕

- 保護者が子どもに深刻な危害をもたらしている又は恐れがある
- 保護者の行動が暴力的で制御できないことがある
- 子どもに対する言動が否定的で、非現実的な期待を持つ
- 子どもに近寄ることを拒絶する
- 子どもに深刻な危機が潜在しているのに何もしようとしていない
- 子どもに適切な食事、衣服、医療を与えない
- 保護者が薬物・アルコール依存症である
- 保護者が精神疾患又は精神的に不安定である

イ 初期対応

●相談や通告を受ける

子ども自身や保護者から虐待の相談電話が入ったり、市民や様々な機関から、虐待であるまたは虐待の疑いがあるという通告を受けた時は、「虐待通告受付票」(P.79 参照)に記入しながら、可能な限りの情報を収集します。

また、通告者に対しては、通告への感謝と通告者の秘密は守られることを話します。

通告の情報は、速やかに緊急対応係に報告します。

なお、相談や通告を受けた中で虐待の疑いが低い場合で、区役所・宮城総合支所で対応することが適切と判断されるケースについては、両機関協議のうえ、区役所・宮城総合支所へ送致します。

●子どもの安否確認と情報収集

緊急対応係は通告内容を確認のうえ、通告者及び関係機関に働きかけて、情報の収集・整理を早急に

行い、48時間以内に子どもの安否を確認します。特に、緊急介入の必要性を判断できる情報は大切です。

●所内での対応検討

緊急介入が必要かどうか、一時保護が必要かどうかの判断を速やかに行います。

また、介入する際の子どもや保護者への対応の体制をどうするか、どこの機関に協力要請をするかなどについて協議します。なお、虐待への対応は複数で行うことが原則です。

●緊急度・深刻度が高い場合

所内ですぐに援助方針会議を行い、複数で訪問調査や場合によって一時保護を実施し、子どもの安全を確保します。

保護者が強硬に介入を拒んだり、暴力をふるったりするなど職員の安全が保持できない恐れがある時は、警察署長に援助を要請します。原則的には文書で要請し、事前協議を行うこととなりますが、緊急度が高い場合は口頭で要請し、後日文書を送付します。

虐待等の理由で、警察より身柄付きで通告を受けた場合も、子どもの安全を確保し、子どもの心身の状況を把握することが大切です。

●緊急度・深刻度が低い場合

関係機関との情報共有を行うなど客観的情報の把握に努め、緊急対応係での介入の方法を検討します。虐待の程度、子どもと保護者の状況などによっては、関係機関と協議し対応を依頼する場合があります。

しかし、あくまでも介入・対応の中心は児童相談所となるので、関係機関との連携を密にして情報の共有化を図り、事態が急変したときには迅速な対応がとれるようにしておくことが必要です。

●区役所・宮城総合支所への助言指導

区役所・宮城総合支所で対応している虐待ケースの介入及び援助方法について、区役所・宮城総合支所より助言を求められたときは、児童相談所から適切な助言指導を行う必要があります。また、求めに応じてケース検討会議にも出席します。

ウ 援助

〔子どもへの援助〕

●子どもの安全の確保

子どもの心身の安全を確保する必要がある場合は緊急援助方針会議を実施し一時保護を行います。そして児童福祉司や児童心理司、一時保護所の児童指導員は、子どもの状態を把握し、子どもの心身に必要なケアに努めます。また、子どもの身体状況を確認して治療が必要な場合は医療機関と連携し、適切な医療を受けさせることも必要です。

家庭環境の調整が困難な場合は、一時保護の後に施設措置の手続きをとります。施設措置について、保護者の同意を得られない場合で児童相談所長の職権による措置が必要な場合は、児童福祉法第28条により家庭裁判所に施設措置承認の審判の申立てを行います。

保護者が執拗に引渡しを要求し実行行使に及んだ時には警察に援助要請をします。

●心理面への対応

子どもに心身の安全が確保されていることを話し、安心感を持たせます。

また、虐待を受けている子どもは、自己評価が低く自信を失っている場合があります。児童心理司を

はじめ関係職員は、子どもが置かれている環境の把握に努め、子どもの言葉に耳を傾け、不安な気持ちや辛い思いを受け止めることが大切です。

〔保護者への援助〕

●保護者との信頼関係の構築

虐待の対応を行う場合には、保護者との間に信頼関係ができているかどうか重要なカギになります。対人関係に問題がある保護者も少なくなく、中には児童相談所を敵視している保護者もいるので信頼関係を築くのは難しい面もありますが、できるだけ冷静に対応し保護者の理解を得るように努めます。

●精神的援助

虐待をしてしまう保護者には、保護者自身の育ちの問題や家庭のストレス、育児不安などそれなりの理由があります。保護者を責めることはしないで、気持ちを聴き、理解する姿勢が大切です。

また、子どもの育て方など具体的な方法を説明しながら、子どもにとっての適切な養育環境を一緒に考えていきます。

●専門機関の紹介

保護者に精神疾患がある場合には、適切な相談機関や医療機関を紹介します。

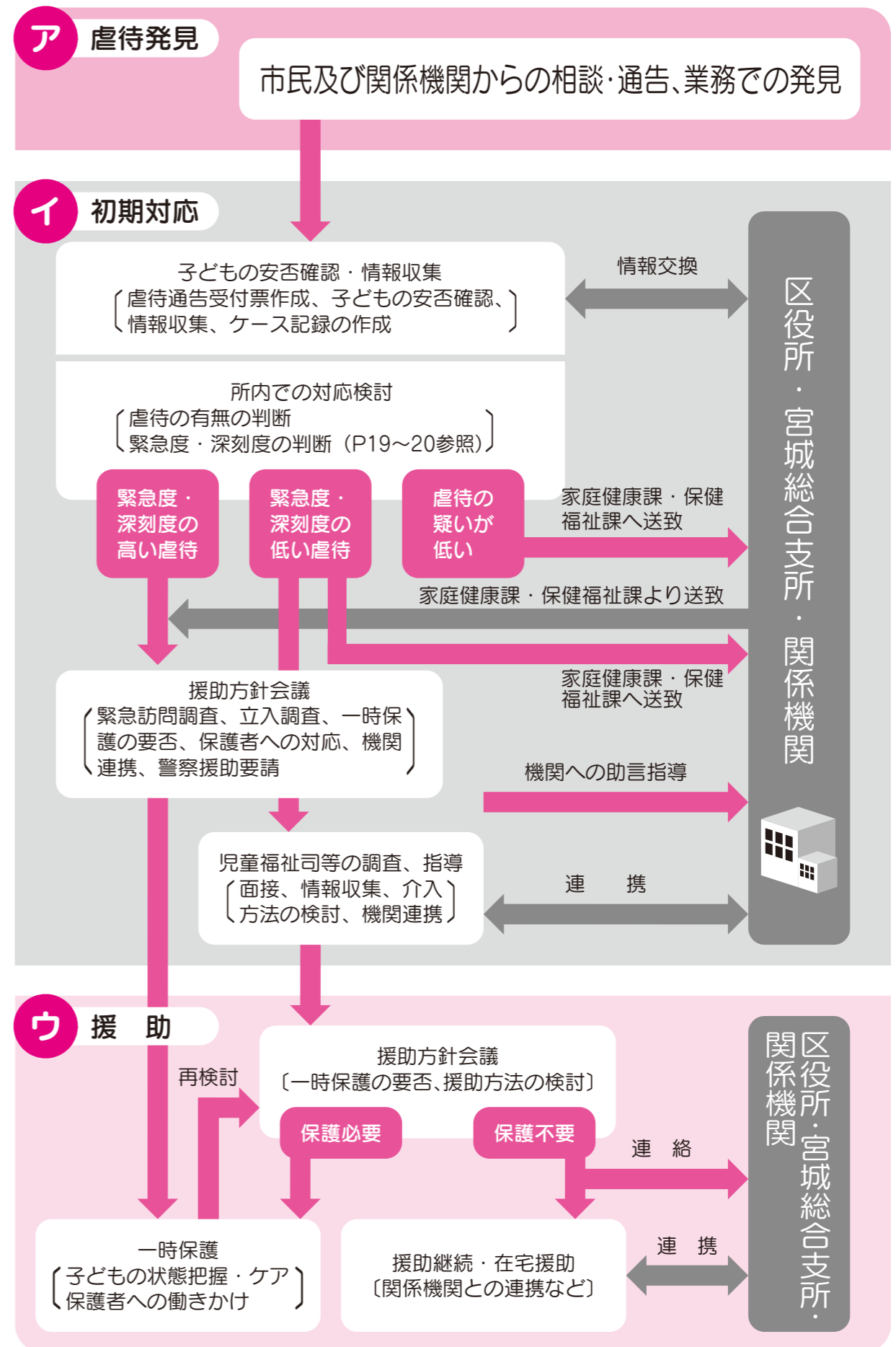
〔援助の体制〕

●関係機関とのネットワーク

在宅での支援については、学校・保育所等の所属先や区役所等地域の関係機関と連携し、子どもと保護者の様子を経過観察しながら援助をすすめることが必要です。

一時保護及び施設措置を解除する際には、事前に子どもの所属先や区役所等関係機関に連絡します。

〔児童相談所〕



ヤングケアラー

ヤングケアラーは、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを言い、近年、社会問題として取り上げられることが増えてきました。その責任や負担の重さにより、学校生活や友人関係などに支障をきたすことがあり、心身への影響も大きいことが問題となっています。しかし、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族にも自覚が無い場合が多いことから、支援が必要であっても表面化しにくいことが指摘されています。

仙台市ではヤングケアラーへの支援として、こども若者相談支援センター内に相談窓口（P.85）を設置しています。また、ヤングケアラー経験者や関係機関が当事者の支援にあたる「ピアサポート体制」の構築や、当事者とピアサポーターの意見交換の場として、オンラインサロンを開設しています。当事者同士が気軽に悩みや経験を共有したり、当事者がピアサポーターからアドバイスを受けたりする機会を通して、ヤングケアラーの早期発見と支援につなげます。

子どもアドボカシー

アドボカシーとは、「権利を侵害されている当事者のために声をあげること」（『アドボカシーってなに？施設訪問アドボカシーのはじめかた』栄留里美、他による）です。

社会的養護下にある子どもは、これまでの経験、周囲の大人との関係性、自尊心の低さ等から自ら声を上げることが難しい状況にあります。そのような状況にある子どもたちの権利を擁護するため、意見表明等支援員（子どもアドボケイト）が、子どもの声を代弁し、子どもの意見を形成したり、表明したりすることを支援しています。

仙台市では、令和4年度から子どもアドボケイトが児童相談所一時保護所、児童養護施設へ定期的に訪問し、意見表明を希望する子どもと個別に面会し意見聴取を行っています。また、その内容や子どもの意向により、施設職員や関係する機関へ意見を伝えたり、社会福祉審議会子ども権利擁護部会で審議を行い関係機関へ意見の具申を行う仕組みを設けています。

Ⅲ

虐待の再発防止と予防に向けて

児童虐待は、子ども自身や家庭環境なども含めた様々な要因が複雑に絡んで起こることから、一度起こってしまうとなかなか解決が難しく、その多くは再発の可能性を含んでいると言われています。

虐待を受けた子どもの安全が確保され緊急時の援助提供が一段落した後、子どもや家庭に対するきめ細かな指導を行うことや、関係機関が連携しながら再発予防に向けた対応を効果的にすすめていくことが大変重要になります。

また、虐待の深刻化を予防するために、再発を繰り返す保護者に対する心のケアなどの専門的な援助も含めた再発予防の取り組みが重要かつ緊急の課題となっています。

近年の児童虐待の要因のひとつとして、子育てに不慣れな保護者の育児に対する負担感や育児不安の増加、家庭のなかでの孤立した育児など、子育てを取り巻く社会環境の変化があるといわれています。

すべての子どもがいきいきと育つことのできる社会を実現していくためには、児童虐待に関する知識の普及や啓発を通じ多くの市民にその実態を知ってもらうことは無論、予防の視点からも、保護者が家庭のなかでゆとりを持って子どもに向き合える「子育て環境」を地域ぐるみでつくっていくことが求められています。

1 関係機関相互のネットワークづくり （仙台市要保護児童対策地域協議会）

児童虐待の背景には、保護者や子ども自身の問題だけではなく家庭環境や社会環境の要因が様々に絡んでいます。そのため、虐待への対応を一つの機関で行うことは難しく、関係機関の協力と継続的な援助が必要となります。

関係機関が協力していくためには、まずそれぞれの機関の業務の内容を知ることからはじまります。次に、ケースについての共通の理解を持ち、各機関の役割分担を明確にしていくための関係機関の連絡会議等が素早く開催できるような体制を組むことです。

仙台市には、各関係機関が虐待対応について意見や情報交換を行うネットワークである「仙台市要保護児童対策地域協議会（通称：要対協）」が設置されています。各機関からの代表者が参加する代表者会議が開催されるほか、各区及び宮城総合支所には各関係機関の実務者からなる実務者会議が設置され、全ての要保護児童及び特定妊婦について進行管理台帳が整備され、守秘義務を課した上で情報の共有を図っています。

また、個別のケースに対応するために、児童相談所及び区役所・宮城総合支所を中心として開催するケース検討会議に必要に応じて関係者が出席し、具体的な機関ごとの役割分担や援助方法等について協議しています。

虐待のケースは長期間にわたり援助を必要とする場合が多く、また、子どもの置かれている状況も変化することがあるので、援助開始後も必要に応じてケース検討会議等を開催することは、ケースの情報や方針の再確認のためにも大切なことです。

仙台市要保護児童対策地域協議会 代表者会議構成機関

		機関等の名称
関係団体等	福祉施設・ 保育事業者	仙台市児童養護施設協議会
		仙台市保育所連合会
		仙台小規模保育協議会
	児童委員	仙台市民生委員児童委員協議会
	医師会	一般社団法人仙台市医師会
		一般社団法人仙台歯科医師会
	弁護士会	仙台弁護士会
児童虐待防止に 取り組む団体等	子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ (略称：キャブネット・みやぎ)	
	仙台市学習・生活サポート事業 受託事業者	
	仙台市支援対象児童等見守り強化事業 受託事業者	
関係機関	教育機関	仙台市私立幼稚園連合会
		仙台市小学校長会
		仙台市中学校長会
		宮城県高等学校長協会
		宮城県特別支援学校長会
行政機関	国・宮城県	仙台法務局
		仙台保護観察所
		宮城県警察本部
	仙台市	健康福祉局障害福祉部
		こども若者局こども家庭部
		こども若者局児童相談所
		教育局学校教育部

※調整機関：仙台市こども若者局こども家庭部

仙台市要保護児童対策地域協議会 実務者会議構成機関

関係団体等	児童委員	各区民生委員児童委員協議会
	児童虐待防止に 取り組む団体等	子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ (略称：キャブネット・みやぎ)
関係機関	宮城県	各区を管轄する警察署
	教育機関	仙台市小学校長会
仙台市中学校長会		
行政機関	仙台市	各区役所保健福祉センター家庭健康課及び 宮城総合支所保健福祉課
		こども若者局児童相談所
		本市の保育所のうちこども若者局長が指定するもの
		本市の児童館のうちこども若者局長が指定するもの

2 虐待を受けた子どもへの援助

虐待を受けた子どもは、身体的、精神的に深い傷を負っているため、受けた傷の治療を行いながら、子どもが通い子どもの安全が確保される保育所等、幼稚園、学校及び児童館などの場での援助のほか地域の中であたたかく見守る体制をとることが大切です。また、虐待を受けたために学習の遅れが見られる子どもへの対応や、児童福祉施設を退所して自立していく子どもの相談に応じるなど具体的な援助体制の構築も必要になります。

周囲の働きかけに対して、子どもは時に反社会的態度で大人に自己をアピールしてくる場合があります。援助者は子どもの行動に左右されることなく、**子どもの気持ちを肯定的に受け止める**ことが重要です。

子どもにとっては、できるだけ多くの信頼できる人と出会い、より多くの心のふれあいを積み重ねていくことが必要なのです。

3 保護者への援助

保護者に対しては、**虐待に至った背景、保護者の考えや悩み、保護者自身が持つ心の傷などを理解する姿勢**で対応していきましょう。

援助者は、保護者との信頼関係を構築し、保護者が、**子どもとの適切な関わり方を身につけられるように援助することが必要**です。保護者が虐待の事実と向き合い、再び子どもと生活できるようになるためには、保護者のあり方などを示しながら、安定した気持ちで子どもを受け入れられるように援助することが大切です。保護者の援助機関としては、児童相談所、精神保健福祉総合センター、発達相談支援センター、区役所などの行政機関、民間の相談機関としては「キャブネット・みやぎ」などがあり、子どもの場合と同様に**保護者が生活している地域社会での見守りが必要**になります。

4 特定妊婦への支援

(1) 特定妊婦とは

児童福祉法第6条の3では、特定妊婦は、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とされ、同法第25条の2において要保護児童対策地域協議会の対象として規定されています。

仙台市では、妊娠の届出を行った者で、母子健康手帳交付時やその後の関わりの中において継続して支援が必要とした妊婦について、P.71の【特定妊婦の判断項目とリスク項目】などを参考に、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」であるかを判断します。なお、特定妊婦の対象には妊娠22週以降で未届けが判明した者も含まれます。

(2) 妊娠期からの相談の重要性

特定妊婦の場合、子どもはまだ出生していないので、P.20の深刻度アセスメントシートは活用できず、深刻度や緊急度の判断が難しい面もあります。妊婦健康診査未受診など、妊娠中から子どもの健全な発育を保障できておらず、出産後の育児用具やミルクの準備ができない、育児スキルがない、適切なサポート体制が得られないなどの事態は、乳児にとっては生命が脅かされる結果につながりかねず、出産後の子どもの虐待リスクが非常に高くなるため、妊娠期からの早期支援による予防が不可欠です。

総合的に判断し、養育困難が予想される場合には、確実に要保護児童対策地域協議会につなげ、情報の共有や連絡調整を行い、必要な支援を行うことが求められます。

(3) 区役所・総合支所の役割

特定妊婦と判断された場合は、区役所・総合支所において速やかに特定妊婦台帳に登載します。その後は母子保健事業や関係機関との連携等、あらゆる機会に必要な支援や状況確認を行います。

継続的な支援を行い、1歳6か月児健康診査の終了時に、P.20の深刻度アセスメントシートを参考に、対象となる児童の要保護児童台帳への登載の要否を検討します。

また、死産、流産等により胎児が死亡した場合は特定妊婦台帳への登載を終了し、必要な支援を継続します。

(4) 関係機関の役割

特定妊婦への支援を行う機関として、その中心となる区役所・宮城総合支所をはじめ、児童相談所や医療機関(産科等)などが挙げられます。特定妊婦の疑いがある妊婦を発見した場合は、相互に情報共有し、関係機関の連携によるセイフティネットの中で支援します。

また、妊娠や出産について、妊婦自身が自ら相談できる相談窓口の周知も重要です。(主な相談窓口はP.84)

【参考】特定妊婦の判断項目とリスク項目

特定妊婦の判断項目	リスク項目
①本人の養育意欲および能力	<input type="checkbox"/> 妊婦健診未受診、中断がある <input type="checkbox"/> 胎児に対して無関心・拒否的な言動 <input type="checkbox"/> 今までに妊娠・中絶を繰り返す <input type="checkbox"/> 飛び込み出産歴がある <input type="checkbox"/> 35歳以上(初産)の妊娠 <input type="checkbox"/> 妊娠中の不規則な生活・不摂生等(喫煙・飲酒・薬物) <input type="checkbox"/> 知的障害(疑いを含む)、理解力が低い <input type="checkbox"/> 問題認識能力が低い、または援助希求能力が低い <input type="checkbox"/> 身体障害・慢性疾患がある <input type="checkbox"/> 過去に心中未遂がある(自殺未遂がある) <input type="checkbox"/> 住所不定・居住地がない <input type="checkbox"/> 転居を繰り返す <input type="checkbox"/> 不衛生(身だしなみ・自宅内の環境等) <input type="checkbox"/> 外国人であり日本語が通じにくい
②家族状況	<input type="checkbox"/> 多胎・胎児に疾患や障害がある <input type="checkbox"/> 保護者自身に被虐待歴がある <input type="checkbox"/> ひとり親・未婚(入籍予定なし)・ステップファミリー <input type="checkbox"/> 上記以外の家庭の問題がある(産後1年以内の妊娠、きょうだい児の障害や疾病、介護等)
③経済環境	<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 不安定就労・失業中で、経済基盤が不安定、借金、無保険 <input type="checkbox"/> 上記以外の経済的困窮や社会的問題がある
④精神疾患があり、養育困難となる可能性が高い	<input type="checkbox"/> 精神疾患等(過去の治療歴や産後うつ、依存症を含む) <input type="checkbox"/> パーソナリティ障害(疑いを含む)
⑤子育てに対して強い不安や孤立感を抱えている	<input type="checkbox"/> 訴えが多く、不安が強い
⑥家族・同居者間の暴力がある	<input type="checkbox"/> 保護者自身に被虐待歴がある <input type="checkbox"/> 保護者自身にDV歴(加害・被害含む)がある <input type="checkbox"/> 胎児のきょうだいに不審死がある <input type="checkbox"/> 胎児のきょうだいへの虐待歴や特別養子縁組をしたこと等がある
⑦望まない妊娠であり、出産を受け入れられない	<input type="checkbox"/> 望まない妊娠、出産を受け入れられない <input type="checkbox"/> 胎児に対して無関心・拒否的な言動
⑧若年(20歳未満)かつ未婚者(児の父親との結婚の予定もないもの)	<input type="checkbox"/> 16歳未満の妊娠(※) <input type="checkbox"/> 若年(20歳未満)妊娠(過去の若年妊娠を含む)…(※)を除く
⑨22週以降の妊娠届出者および22週以降で未届けが判明した者(妊娠届があっても妊婦健診を受診しないものを含む)	<input type="checkbox"/> 22週以降の届出 <input type="checkbox"/> 妊婦健診未受診、中断がある
<input type="checkbox"/> 上記に該当しない気になる言動や背景、状況がある	

このシートは、特定妊婦の判断項目と、妊娠期アセスメントシートにおけるリスク項目を参考にまとめたものです。リスクの程度には濃淡があるため、チェックの数だけで判断できるものではありません。特定妊婦の判断をする際の1つの基準として使用するものです。

5 予防と啓発

(1) 予防に向けた取り組み

地域住民同士の結びつきが弱まり、地域において子育てする力が薄れている現代社会にあっては、地域社会から孤立する家族が増え、その結果、虐待が増加していると言われています。

言うまでもなく虐待は予防することが一番大事です。そのためには、健診や相談など保護者及び親子と接するさまざまな場面で**虐待のサイン**（P.11 参照）を見つけたら**声がけをしたり、子育て支援サービスを紹介したり、必要に応じて関係機関を紹介したり**しましょう。ただし、決して無理強いをしたり、問いただしたりするようなことがないように気をつけます。

また、健診を受診することなく家に引きこもっているような場合などは虐待の起こる危険性が高いので、区役所・総合支所を中心に家庭訪問を行うことも必要です。まずは、接触を試みることから始めましょう。

(2) 啓発・研修

昨今のマスコミ報道等で「虐待」に対する市民の関心が高まったとは言え、虐待の意味や対応の方法、虐待が子どもや保護者に与える影響などについて詳しく知る人はまだ少ないと思われます。

深刻な虐待の被害がでる前に、多くの市民に「**虐待とは何か、発見したらどうすればいいのか、どう見守っていけばいいのか**」を理解してもらうことが必要です。

虐待は子どもの人権を著しく侵害するものです。仙台市では、虐待に限らず子どもの権利を分かりやすく記したりリーフレットを作成し、市内の中学1年生の保護者に配布しています。また、関係機関の担当者などを対象とした「児童虐待対応講演会」等を開催しています。

さらに市民への啓発をすすめるためには、乳幼児や小中学生の保護者のほか、地域住民、子ども自身も対象に講座や講演会を開催したり、地域のミニコミ誌（町内会だより、健全育成だより、子ども会だよりなど）に啓発記事を掲載するなど、様々な場面で草の根的な啓発活動を展開していくことが大切です。

関係者が虐待に対応していくためには、専門的な技術を身につけるための研修等が欠かせません。また、継続的な援助について各機関が連携して取り組むことの必要性は前述したとおりですが、機関相互の役割をそれぞれが認識するとともに、行政及び民間も含めた子育て支援施策を把握しておくことも必要です。育児不安の解消を図り、地域ぐるみで子育てしやすい環境を整備することで深刻化する児童虐待に歯止めをかけていきましょう。

市民向け広報

○虐待かなと思ったら・・・

■はっきりしない場合もご連絡ください

どうも様子がおかしい、虐待かな、と思ったら、児童相談所虐待ダイヤル「189」（いちはやく）または児童相談所、お住まいの区の区役所家庭健康課、総合支所保健福祉課にご連絡ください。虐待かどうか判断できない場合でも連絡・相談してください。間違っていたからといって連絡（通告）した人が責任を問われることは一切ありません。

■虐待の通告は国民の義務です（通告義務は守秘義務に優先します）

虐待の通告は児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条において国民の義務とされています。また、刑法に定める秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定が、虐待の通告を妨げるものと解釈してはならないとされており、通告義務が守秘義務に優先するということが定められています。

■支援を要する妊婦等に関する情報提供

支援を要すると思われる妊婦（特定妊婦）や児童（*要支援児童）・保護者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供しなければならないこととされています。

*要支援児童…保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家族・不適切な養育状態にある家庭等の児童）

■通告した人の秘密は守られます

通告を受けた機関は相談や通告をした人の個人情報を守る義務があります。通告をした方に関する情報は確実に守られます。

誰も面倒なことには関わりたくないという気持ちや、自分がやらなくとも誰かがやってくれるだろうという意識を持ちがちです。しかし、児童に対する虐待、特に乳幼児に対する虐待は気づかれにくく、命に関わるような重大な事例も少なくありません。また、虐待を行っている保護者も苦しんでいる場合が多いのです。あなただけが気づいているかもしれません。ほんの少しの勇気をもって、ご連絡をお願いします。

あなたからの一本の電話で守られる命、救える家庭があります。

○通告の際のポイント

虐待通告に面倒な手続きや様式があるわけではありません。あなたがわかる範囲のことをメモしておき、速やかに電話などでお知らせください。保護者の立場より子どもを守ることを最優先に考えてください。

気になることがあったら、一人で抱え込まず、ぜひ、ご相談ください。

- ①虐待等があった日時
- ②児童と保護者について（名前、年齢、性別、住所など）
- ③虐待の恐れや虐待の状況（誰が、どのようなことを児童に対してしているのか、気がついたこと）
- ④通告者の住所、氏名、連絡先（可能であれば）

資料編

仙台市児童虐待通告票（関係機関用）

機関名		受付月日時： 年 月 日 時	
TEL		FAX	
		受付者氏名：	
通 告 者	氏名	子どもとの係関	
	住所		
	TEL	調査協力（ 諾 ・ 否 ）	
子 ど も の 情 報	フリガナ	男 ・ 女	年 月 日 生（ 才 ）
	氏名	所属（学校・保育所等）	
	住所	TEL	
	保護者氏名	続柄	職業
◆子どもの状況等◆ ※緊急度・深刻度の判定〔緊急介入・早急介入・集中援助・継続的援助〕 (P.19「一時保護に向けたアセスメントシート」及びP.20「深刻度アセスメントシート」参照)			
通告者の主な通告内容： _____ _____ _____ _____			
1 虐待をしている人は誰か〔父・母・それ以外の家族（ ）〕 2 虐待に気づいた時期及び虐待の頻度： 年 月頃から / 週・日に 回 3 虐待を受けている子どもの様子 ①外傷： 有・無〔部位： 程度： 〕 ②健康状態・発育状態： 良・不良〔 〕 ③身体の汚れ： 有・無 / 衣服の汚れ： 有・無 ④子どもの普段の様子〔落ち着きがない・おどおどしている・表情が乏しい・徘徊・万引き・暴力行為・他〕 4 家族の様子 ①家族構成〔父・母・その他（ ）〕 ②子どもへの日常の接し方〔すぐ殴る・大声で叱る・「産まなければよかった」などと言う・無視する・他〕 ③近隣との付き合い〔親密・多少有り・あまり無い・全く無い〕			
処 理 欄	通告年月日等	年 月 日 午前・午後 時 分 児童相談所・区役所(宮城総合支所)	
	備考：		

全項目が確認できなくても、速やかに児童相談所又は区役所・宮城総合支所（緊急度・深刻度が高い場合は児童相談所）へ通告します。

(表)
要保護児童通告受付票

「仙台市児童虐待通告票（関係機関用）」解説

■「児童虐待通告票（関係機関用）」とは

この様式は、各機関へ市民などから寄せられたり、各機関が自ら発見したりした虐待の情報を記入し、児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告する際に使用するものです。

記入内容は、児童相談所又は区役所・宮城総合支所で介入する際に必要な情報ですが、全部の項目が確認できなくても速やかに通告するようにします。

■通告方法

児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ電話で連絡してください。「通告票」をFAXで送信する場合は、万一誤って送信する危険を考慮して、氏名、住所を消してから送信します。送信後は、確実に送信されたことを電話で確認します。

■記入方法

●受付日時／受付者氏名

虐待の連絡を受けた（発見した）日時と受け付けた（発見した）人の氏名を記入。

●通告者

「子どもとの関係」＝子どもから見た続柄、隣人、子ども会の世話人など。

「調査協力（諾・否）」＝さらに詳しい情報等を確認するために、児童相談所又は区役所・宮城総合支所から連絡をしてもいいかどうか等について通告者の意思確認を行います。

* 通告者に対しては「氏名等は一切公表せずプライバシーは保護する、無理な協力要請は行わない」ことをきちんと伝えましょう。

●子どもの情報

虐待を受けている子どもの氏名、性別、年齢、住所は分かる範囲で構わないので、できるだけ記入してください。

「保護者氏名／続柄／職業」＝子どもの保護者の情報を記入してください。

●子どもの状況等

「通告者の主な通告内容」＝通告者が訴えてきた主な内容を簡単に書き取ります。

「緊急度・深刻度の判定」＝P.19の『一時保護に向けたアセスメントシート』及びP.20の『深刻度アセスメントシート』に基づいて判定を行い、その結果を通告の際に必ず連絡してください。

「虐待をしている人は誰か」＝複数の場合には、該当者全てに○をつけてください。

「虐待を受けている子どもの様子」

①外傷の有無を記入し、有る場合はその部位（頭、顔、腕など該当する箇所）と程度（切れている、アザがある、ヤケドの水膨れがあるなど）も記入します。

②健康状態・発育状態の良不良を記入し、不良の場合はその状態（極端に背が低い、極端にやせている、げっそりして顔色が悪い、フラついているなど）も記入します。

③身体の汚れ、衣服の汚れの有無を記入します。

④子どもの普段の様子について、該当項目全てに○をつけ、それ以外にも気づいた事を記入します。

「家族の様子」＝該当者全てに○をつけてください。

●処理欄

「通告年月日等」＝各機関より児童相談所又は区役所・宮城総合支所へ通告した年月日等を記入します。また、通告先にも○をつけます。

児童委員（ ） 区 地区 連絡先			
受付年月日	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分		
通告者	氏名	匿名希望	
	住所	TEL（ ）	
	関係	家族・親族・近隣・学校・保育所・病院・区役所(宮城総合支所)・その他	
	通告意図	児童の保護・調査・相談	
	調査協力	調査協力(諾・否) 児童相談所又は区役所(宮城総合支所)からの連絡(諾・否)	
要保護児童	ふりがな 氏名	住所 (居所)	
	就学状況等	未就学・保・幼・小・中・高校 (歳くらい) 男・女	
保護者	ふりがな 氏名	TEL ()	家族構成
	職業		
	住所		
保護すべき児童の状況等(保護者の様子及び児童の様子を記入すること)		※ 児童虐待通告の場合は裏面も記入すること	
情報源と保護者の了解		・ 通告者は 実際目撃している ・ 通告者は 関係者() から聞いた ・ 保護者は この通告を(承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない)	
通告者への対応			
仲介(通告)年月日	年 月 日() 午前・午後 時 分		
仲介(通告)先	・ 児童相談所 担当者() ・ () 区役所・宮城総合支所 担当者()		

関係機関業務内容

○児童相談所

18歳未満の児童（子ども）を取り巻く環境や子ども自身の問題について、家庭その他から相談を受け、必要な援助や指導を行います。

また、棄児・被虐待児・家出児等、保護者の監護を受けられない子どもを緊急に保護したり、あるいは子どもに対する適切な援助方針を定めるため行動観察、生活指導等を行う必要がある場合に、子どもの一時保護を行います。

さらに、児童福祉施設への入所措置、里親への委託等も行っています。相談事業の具体的な内容は以下のとおりです。

① 養護相談

虐待や保護者の離婚、病気や死亡などにより家庭での養育が困難な子どもについて家族や関係者等から相談を受けます。また、子どもが置かれている状況により、一時保護、児童福祉施設への入所や里親委託等の措置を行い、養育環境の整備を図ります。

② 非行相談

法に触れる非行行為により警察から通告された子ども（触法相談）や家出・深夜徘徊・乱暴等の問題行動（ぐ犯相談）について家族や学校からの相談を受けます。

③ 育成相談

ひきこもりや集団に適應できない、家庭内暴力、不登校等について継続的な相談・援助を行います。

このほか、「親子こころの相談室」が設けられています。子どものこころの問題や子育ての悩み等について、子どもやその保護者からの相談を受け、児童心理司等が継続的な心理面接等を行います。必要に応じ、囑託医による診察も行っています。

○保健福祉センター

各区役所内にあり、市民生活に密着した福祉行政の実施機関として、児童福祉、生活保護、高齢者福祉、身体・知的・精神障害者福祉、ひとり親の福祉などサービスの提供や支援を行っています。

「子供家庭総合相談」は、子どもの健康や養育の問題、ひとり親家庭の問題、婦人保護に関する問題等、子どもや家庭に関する様々な問題に関わる身近な相談支援窓口です。

児童虐待に関しては、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）である各区家庭健康課こども家庭係及び宮城総合支所保健福祉課こども家庭係において相談や通告を受け付けます。

また、住民の健康の保持増進を目的とし、地域の保健や衛生などに関して幅広く関わります。

住民の心と身体の健康問題に対しては、母子保健（母性保護及び乳幼児の健康保持増進を図るもの）を始め、精神保健や成人保健等の各分野において、各種健康診査、健康相談、健康教育、家庭訪問などを行いながら、健康づくり、疾病の早期発見・予防からリハビリテーションまで幅広い取り組みを行っています。

○総合支所

地域住民の健康の保持増進を目的とし、宮城総合支所及び秋保総合支所がそれぞれの担当地区において健康づくりの諸活動を行っています。

住民の心と身体の健康問題に対しては、母子保健（母性保護及び乳幼児の健康保持増進を図るもの）を始め、精神保健や成人保健の各分野において各種健康診査、健康教育、健康相談、家庭訪問などを行いながら、健康づくり、疾病の早期発見・予防からリハビリテーションまでの取り組みを行っています。

また、地域住民の福祉サービスに関する申請受付及び一部対応も行っています。

○精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）

精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導・啓発を行うとともに、精神障害者の社会復帰に必要な生活指導等の事業を実施し、市民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的に設置された機関です。

精神保健福祉相談、電話相談（はあとライン・ナイトライン）、精神保健福祉に関する教育研修、調査研究、技術援助、普及啓発、組織育成、企画立案等を行っています。精神保健福祉相談では、子育てや家族関係等に関する悩み、不安等に関して、相談に応じています。

また、回復途上の精神障害者で、主治医から通所が適当と認められた在宅の方を対象に、精神科デイケアを実施しています。

○発達相談支援センター（アーチル）

乳幼児から成人まで、あらゆる発達障害のある方や心配のある方を対象に、早期の出会いと生涯ケアの実現を目指し、本人と家族が安心して地域で生活できるよう相談・支援、地域生活支援を行っています。

また、発達障害に関する市民啓発や理解促進のため研修を行うとともに、市民や関係機関とのネットワークづくりを行っています。

○こども若者相談支援センター

青少年の非行防止、健全育成及び犯罪被害の未然防止等を目的として、市内中心部及び各中学校区単位で専任指導員と青少年指導員の協力のもと、街頭指導を実施しています。また、子ども自身や保護者の悩みに対し面接相談、電話相談（子ども若者電話相談）、メール相談で相談に応じています。子育て中のお母さんや家族等の悩みに対しても、面接相談、電話相談（子育て何でも電話相談）、メール相談で相談に応じています。そのほか青少年の健全育成について広報啓発活動を行っています。

また、所内に設置する「ふれあい広場」において、来所する青少年一人一人の状況にあった相談・支援や就労支援を行っています。

○民生委員児童委員・主任児童委員

民生委員は民生委員法に基づき、地域において各種の相談・援助・調査等自主活動を行うとともに、福祉事務所その他の関係機関への協力活動を行っております。民生委員は児童福祉法の規定により児童委員を兼ねることとされ、児童福祉の増進にも重要な役割を果たしています。

担当地区において低所得世帯をはじめとして、乳幼児、児童、高齢者、障害者、母子世帯等の相談・援助、地域福祉活動の推進、さらに関係行政機関への協力など幅広い活動をしている他、生活福祉資金をはじめとする各種貸付の相談・支援にもあたっています。

平成6年に設置された主任児童委員は、児童福祉法の規定により指名された、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員です。個別的な世帯や区域を限定せず、児童相談所をはじめとする関係機関と児童委員との連絡調整、児童委員の活動に対する支援や協力など、区域を担当する児童委員と一体となって活動しています。

民生委員児童委員 定数 1,621 名
(うち主任児童委員 定数 136 名)
※令和5年度時点

○家庭裁判所

家庭や親族に関するいろいろな問題について、その解決が図られるよう家事審判や家事調停を行う「家事事件」や、非行を犯した少年や非行を犯すおそれのある少年について、調査、少年審判を行う「少年事件」を専門的に取り扱う裁判所です。審判・調停の手続は、取り扱う事件の性質から、非公開となっています。

児童虐待については、保護者から虐待を受けている子どもの安全を図るため、保護者の意思に反しなくても、子どもを保護者から引き離さなければならない場合があります。

このような場合、児童相談所長は、子どもを児童福祉施設に入所させたり、里親に委託するなどの措置の承認を家庭裁判所に求めます(いわゆる「児童福祉法 28 条事件」)。家庭裁判所では、その申立てを受け、子どもの健やかな成長にどうかを基準に、それらの措置を承認するかどうかを判断します。

家庭裁判所では、このほかにも、保護者が親権を濫用して子どもを虐待しているような場合には、関係者(親族など)の申立てにより、その親権を失わせ(親権喪失宣告)、子どものために後見人を選ぶことができます。

そのほか、家事調停(親権者の変更など)や家事審判(養子縁組など)の手続においても、家庭裁判所は、児童虐待の問題に留意して問題の解決にあたっています。

○乳児院

親の離婚や病気など様々な事情から家庭で生活することが困難なおおむね2歳までの乳幼児、または虐待など環境上適切な養護を必要とする乳幼児が、家庭に代わり毎日の生活を送るところです。

乳幼児を日々一定時間あずかる保育所とは異なり、昼夜をわかつたその乳幼児を心身ともに健やかに育成することを目的としています。

○児童養護施設

家庭での養育が困難な場合、あるいは家庭での養育が不適當な場合に子どもを入所させて養育し、その社会的自立を支援する施設です。概ね2歳~18歳までの子ども(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要がある場合は、乳児を含む。)を対象としています。

子どもが日常生活の中で基本的な生活習慣を確立し、かつ、子どもの自主性が尊重され、豊かな人間性や社会性を育みながら、子どもの自立を支援するような生活指導や家庭環境の調整等を行います。

○児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となっている子どもが短期間入所、または保護者のもとから通い、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うことを目的とする施設です。

○里親

養育里親は、保護者のない子どもまたは保護者に監護させることが不適切であると認められる子ども(以下要保護児童)を養育することを希望し、養育里親研修を修了していること等の要件を満たす者のうち、市長が適当と認め、里親名簿に登録された者です。

養子縁組里親は、要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者です。登録要件は、養育里親とほぼ同様の規定となっています。

そのほか、専門里親、親族里親の4種類の里親があります。

子どもを委託された里親は、児童相談所長が作成する自立支援計画に従い、子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として養育を行います。

仙台市の子育て支援事業

仙台市で実施している子育て支援事業については、子育てサポートブック「たのしねっと」に掲載しています。下記 URL 又は右の二次元コードからご覧ください。



<https://www.city.sendai.jp/kate/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/joho/joho/tanoshinetto.html>

相談窓口・関係機関等一覧（仙台市内）

（１）相談窓口

名称	電話	相談内容／所在地
仙台市児童相談所	718-2580	【虐待、養育、性格行動または非行に関する相談】 青葉区東照宮1-18-1 ※児童相談所全国共通ダイヤル「189」でも可
子供家庭総合相談 青葉区役所家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課 宮城野区役所家庭健康課 若林区役所 太白区役所 泉区役所	225-7211(代) 392-2111(代) 291-2111(代) 282-1111(代) 247-1111(代) 372-3111(代)	【子どもや家庭に関する相談】 青葉区上杉1-5-1 青葉区役所内 青葉区下愛子字観音堂5 宮城総合支所内 宮城野区五輪2-12-35 宮城野区役所内 若林区保春院前丁3-1 若林区役所内 太白区長町南3-1-15 太白区役所内 泉区泉中央2-1-1 泉区役所内
親子こころの相談室（児童相談所内）	219-5220	【性格行動上の問題、不登校、子育て不安等】
仙台市子ども若者相談支援センター	214-8602	【子どもや保護者の方の悩みや困り事、 子育て中のお母さんの悩みや不安の相談】 青葉区錦町1-3-9
精神保健福祉相談 （仙台市精神保健福祉総合センター）	265-2191	【心の健康や精神障害者の保健福祉に関する相談】 青葉区荒巻字三居沢1-6
発達相談 （仙台市北部発達相談支援センター） （仙台市南部発達相談支援センター）	375-0110 247-3801	【発達に関する相談】 泉区泉中央2-24-1 （担当する区域：青葉区・宮城野区・泉区） 太白区長町南3-1-30 （担当する区域：若林区・太白区）
教育相談室 （仙台市教育委員会）	214-0002	【学校生活、不登校等の教育相談】 青葉区上杉1-5-12 仙台市役所上杉分庁舎内
少年相談 仙台中央警察署生活安全課 仙台南警察署 仙台北警察署 仙台東警察署 泉警察署 若林警察署	222-7171 246-7171 233-7171 231-7171 375-7171 390-7171	【少年の非行や被害防止に関する相談】 青葉区五橋1-3-19 太白区長町6-2-7 青葉区昭和町3-13 宮城野区南目館21-1 泉区泉中央1-2-5 若林区荒井東1-8-2

（２）電話相談等

名称	電話	相談内容
仙台市児童相談所	718-2580	【虐待や子どもの生活等の悩み相談】 月～金曜日 8:30～17:00 （ただし緊急時は夜間、休日等も受付）
子供家庭総合相談 （各区保健福祉センター家庭健康課及び 宮城総合支所保健福祉課）	上記(1)相談窓口参照	【子どもや家庭に関する相談】 月～金曜日 8:30～17:00 祝日・年末年始を除く
子育て何でも電話相談 （仙台市子ども若者相談支援センター）	216-1152	【子育ての悩みや子育てを楽しめる 環境づくりを考える相談】 月～金曜日 8:30～17:00 祝日・年末年始を除く

名称	電話	相談内容
「すくすく子育て」電話相談 （丘の家乳幼児ホーム）	234-6310	【育児相談・乳幼児健康相談等】 年中無休 9:00～18:00
子ども若者電話相談 （仙台市子ども若者相談支援センター）	0120-783-017	【子ども・若者自身やその保護者の悩み、 ヤングケアラーの相談等】 24時間対応 年中無休
はあとライン （仙台市精神保健福祉総合センター）	265-2229	【心の悩みに関する相談】 月～金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 祝日・年末年始を除く
ナイトライン （仙台市精神保健福祉総合センター）	217-2279	【心の悩みに関する相談】 18:00～22:00 年中無休
仙台市立病院総合サポートセンター （仙台市立病院）	308-7111(代)	【主に医療機関からの相談】 月～金曜日 8:30～17:00
こどもの人権110番 （仙台法務局）	0120-007-110	【いじめ等子どもの人権に関する相談】 月～金曜日 8:30～17:15 祝日・年末年始を除く （上記以外は留守番電話で対応）
いじめ110番 （宮城県警察本部）	221-7867	【いじめや非行に関する相談】 月～金曜日 8:30～17:15 祝日・年末年始を除く 上記時間外は、警察相談電話（「#9110」又は「022-266-9110」）で受付
少年相談電話 （宮城県警察本部）	222-4970	【少年の非行や悩みに関する相談】 月～金曜日 8:30～17:15 祝日・年末年始を除く 上記時間外は、警察相談電話（「#9110」又は「022-266-9110」）で受付
キャブネットみやぎ 電話相談	265-8866	【子育て不安や児童虐待に関する相談】 月～土曜日 10:00～13:00
仙台いのちの電話 （社会福祉法人仙台いのちの電話）	718-4343	【自殺予防を目的に 悩みや不安を抱える方からの相談】 24時間対応 年中無休
助産師による妊産婦電話相談 （一般社団法人宮城県助産師会受託事業）	090-1060-2232	【妊娠・出産・育児（授乳）に不安のある 妊産婦からの相談（助産師が対応）】 月・水・金曜日 13:00～19:00 祝日・年末年始を除く
せんだいみやぎ子ども・子育て相談 （SNS相談）	 LINEを活用しての相談です	【子育て・家庭・親子関係の悩みなどに関する相談】 月～土曜日 9:00～20:00 年末年始を除く
せんだい妊娠ほっとライン （SNS相談）	 LINEを活用しての相談です	【思いがけない妊娠など、悩みを抱える方 の相談（保健師等が対応）】 17:00～22:00 年中無休

(3) 保育所等地域子育て支援センター（室）

保育所等の地域子育て支援センター（室）では、保育所等の専門的な機能を生かし、気軽に利用できる育児相談などの育児支援事業を行っています。詳細は、各センター（室）へお問い合わせください。

区	保育所等名	所在地	電 話
青葉区	仙台市 支倉保育所 (訪問型子育て支援事業実施)	支倉町 2-35	261-3278 090-2270-5190 (訪問専用電話)
	仙台市 落合保育所 (訪問型子育て支援事業実施)	落合 2-12-7	391-1525 090-9531-4818 (訪問専用電話)
	仙台市 桜ヶ丘保育所	桜ヶ丘 8-1-2	080-1671-1920
	国見ヶ丘せんだんの杜保育園	国見ヶ丘 7-141-9	277-1155
	ワッセ森のひろば保育園	北根黒松 2-8	233-0190
	落合はぐくみこども園	落合 4-1-10	391-8988
宮城野区	仙台市 高砂保育所 (訪問型子育て支援事業実施)	高砂 1-24-13	090-9035-1920 080-1845-5190 (訪問専用電話)
	(仮称) 認定こども園新田こぼと園	新田東 2-5-5	237-3795
	鶴ヶ谷希望園	鶴ヶ谷 5-17-1	251-4654
	福室希望園	福室 6-19-14	786-5650
	仙台岩切あおぞら保育園	岩切字三所南 1-2	290-7318
	立華認定こども園	中野字大貝沼 20-17	080-8204-3663
若林区	仙台市 蒲町保育所 (訪問型子育て支援事業実施)	蒲町 24-1	080-8603-1140 080-1810-1920 (訪問専用電話)
	仙台市 南小泉保育所	遠見塚 1-14-1	090-1062-1920
	幼保連携型認定こども園荒井マーヤこども園	荒井字沓形 85-1	354-0654
太白区	仙台市 向山保育所 (訪問型子育て支援事業実施)	向山 4-27-11	080-8603-1139 090-7065-1920 (訪問専用電話)
	仙台市 上野山保育所	上野山 1-21-8	090-6782-1920
	長町自由の星保育園	長町 4-7-15	748-0383
	西多賀チェリーこども園	西多賀 3-1-20	307-3380
	バンビの森こども園	中田 4-1-3-1	080-5554-1178
	仙台袋原あおぞら保育園	袋原 4-32-1	397-9258
泉区	仙台市 長命ヶ丘保育所 (訪問型子育て支援事業実施)	長命ヶ丘 5-2-1	378-0220 080-1676-5190 (訪問専用電話)
	仙台市 鶴が丘保育所	鶴が丘 3-33-1	090-2606-9091
	幼保連携型認定こども園高森サーラこども園	高森 4-2-615	377-0051
	泉チェリーこども園	泉中央 2-1-56	771-8005,771-8006
	コスモス将監保育園	将監 8-9-23	342-0507
	認定こども園ろりぼっぶ泉中央南園	泉中央南 9	342-0610

児童福祉法（抄）

公布 昭和 22 年法律第 164 号
改正 令和 5 年法律第 63 号

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭の環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

第五条 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

第六条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とする認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

⑤ 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第十条の二 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

③ こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつて、次条第一項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

② 地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

③ 市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊娠婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

(1) 里親に関する普及啓発を行うこと。

(2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

(3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の内閣府令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

ヌ 措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊娠婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。

③ 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

④ 都道府県知事は、第一項第二号トに掲げる業務（以下「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

⑥ 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

⑦ 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊娠婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊娠婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げる

ものと解釈してはならない。

第二十一条の十八 市町村は、第十条第一項第四号に規定する計画が作成された者、第二十六条第一項第八号の規定による通知を受けた児童その他の者その他の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下この条において「家庭支援事業」という。）の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業（当該市町村が実施するものに限る。）の利用を奨励し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。

② 市町村は、前項に規定する者が、同項の規定による奨励及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により当該奨励及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供することができる。

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、こども家庭センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるもの（次項及び第八項において「調整担当者」という。）を置くものとする。

⑦ 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（次項において「要保護児童等」という。）に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。

三 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定によ

- る一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。
- ② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
 - 二 次条第二号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
 - 三 妊産婦等生活援助事業の実施、助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 四 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 五 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条第一項の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第四号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
 - 二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
 - 三 妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
 - 四 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 第二十六条** 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
 - 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に応ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認める者（次条の措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。
 - 四 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
 - 五 妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
 - 六 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 七 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。
 - 八 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② 前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
 - 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する内閣府令で定める者に委託して指導させること。
 - 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
 - 四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。
- ② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）にのけると同様な治療等を行うことを委託することができる。
- ③ 都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を採るにあつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。
- ④ 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者（第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。
- ⑤ 都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かななければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置（第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第二項の措置を採る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
 - 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- ② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条並びに第三十三条第二項及び第九項において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。
- ③ 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。
- ④ 家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただし書の承認（以下「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
- ⑤ 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。
- ⑥ 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑦ 家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行つた場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑧ 第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅

速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置（第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。

⑥ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行った後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。

⑦ 前項本文の規定により引き続き一時保護を行った場合において、第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った」とあるのは、「引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。

⑧ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。

- 第三十一条第四項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

⑨ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第二項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三十一条第四項の規定による措置（第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。第十一項において同じ。）を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させることができる。

⑩ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第八項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

⑪ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

⑫ 第八項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。

第三十三条の三の二 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる措置に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他必要な関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 第二十六条第一項第二号に規定する措置
- 第二十七条第一項第二号若しくは第三号又は第二項に規定する措置
- 第三十三条第一項又は第二項に規定する措置

② 前項の規定により都道府県知事又は児童相談所長から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

第三十三条の三の三 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この条において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、次に規定す

る措置を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

- 第二十六条第一項第二号の措置を採る場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合
- 第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合
- 第二十八条第二項ただし書の規定に基づき第二十七条第一項第三号の措置の期間を更新する場合
- 第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者のない児童について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に對し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中、児童福祉施設に入所中又は一時保護中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条の五 正当な理由がないのに、第二十一条の四の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

② 正当な理由がないのに、第二十九条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、五十万円以下の罰金に処する。

児童虐待の防止等に関する法律（抄）

公布 平成12年法律第82号

改正 令和4年法律第104号

（目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合において、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

三 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、同条第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業、同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。（出頭要求等）

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。（立入調査等）

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五第二項の規定を適用する。（再出頭要求等）

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。（施設入所等の措置の解除等）

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭環境その他内閣府令で定める事項を勘案しなければならない。

2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

- 3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。
- 4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(施設入所等の措置の解除時の安全確認等)

第十三条の二 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第十三条の五 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の内閣府令で定める事項を報告しなければならない。

(罰則)

第十八条 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

児童虐待対応マニュアル

令和6年3月
発行 仙台市

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
担当：こども若者局こども家庭部こども家庭保健課
TEL：022-214-8606 FAX：022-214-8610